

令和 6 年

三川町議会会議録

第 3 回 議会定例会

令和 6 年 6 月 4 日 開会

令和 6 年 6 月 7 日 閉会

三川町議会事務局

令和 6 年

第 3 回 三川町議会定例会会議録

令和 6 年 6 月 4 日 開 会

令和 6 年 6 月 7 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 6 月 4 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告	4
・ 令和 5 年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告	4
・ 株式会社みかわ振興公社第 2 6 期決算状況並びに第 2 7 期事業計画の報告	4
・ 除雪車による物損事故について	4
議第 3 1 号 令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分の承認につ いて	6
議第 3 2 号 令和 5 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分 の承認について	6
議第 3 3 号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認 について	8
議第 3 4 号 三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例の制定についての専決処分の承認について	1 0
議第 3 5 号 令和 6 年度三川町一般会計補正予算（第 1 号）	1 0
議第 3 6 号 令和 6 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 0

第 2 日 6 月 5 日 (水) 休 会

第 3 日 6 月 6 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名	2 6
-------------------	-----

一般質問	1 名	9 0
議第 3 7 号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 0 3
議第 3 8 号	三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について	1 0 5
議第 3 9 号	消防積載車・小型動力ポンプ購入契約の締結について	1 0 6

令和6年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年6月4日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番	小野寺 正 樹 議員	2 番	佐 藤 栄 市 議員	3 番	小 林 茂 吉 議員
4 番	佐久間 千 佳 議員	5 番	砂 田 茂 議員	6 番	鈴 木 淳 士 議員
7 番	鈴 木 重 行 議員	8 番	成 田 光 雄 議員	9 番	町 野 昌 弘 議員
10 番	志 田 徳 久 議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	本 間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加 藤 善 幸 議 会 事 務 局 長 飯 鉢 凜 書 記
遠 渡 蓮 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 6月4日（火） 午前9時30分開議

- | | | |
|-----|---|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般報告
・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告
・ 令和5年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
・ 株式会社みかわ振興公社第26期決算状況並びに第27期事業計画の報告
・ 除雪車による物損事故について |
| 日程第 | 4 | 議第31号 令和5年度三川町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について |
| 日程第 | 5 | 議第32号 令和5年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について |
| 日程第 | 6 | 議第33号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 日程第 | 7 | 議第34号 三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 日程第 | 8 | 議第35号 令和6年度三川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 | 9 | 議第36号 令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

○ 散 会

○議 長（志田徳久議員） ただいまから令和6年第3回三川町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、8番 成田光雄議員、
2番 佐藤栄市議員、以上2名を指名します。

○議 長（志田徳久議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

2番 佐藤栄市議員。

○2 番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る5月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、専決処分の承認4件、令和6年度各会計補正予算2件、条例改正2件、事件案件1件、以上9件があり、この他に諸般報告4件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日4日から7日までの4日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、専決処分の承認4件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、令和6年度各会計補正予算2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。これで本会議は散会となります。

第2日目の5日は、本会議は休会となります。

第3日目の6日は、午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。一般質問は、6名の議員から通告があり、この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行います。これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日7日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問について、1名の議員が行います。次に、町長提案の条例改正2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月7日までの4日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月7日までの4日間に決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。
初めに議員派遣の報告であります。派遣議員からの報告を求めます。

9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

1. 目 的

住民の代表機関として町村議会が果たすべき役割の重要性や課題について研修し、議会の一層の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和6年5月21日（火）

3. 参加者 志 田 徳 久 議長 町 野 昌 弘 副議長

4. 研修地 東京国際フォーラム ホールA

5. 研修内容 ① 講演 「町村議会議員のなり手不足対策検討会報告書」
② 講演 「ココがポイント！自治体のコンプライアンス
～議場と議場外におけるコンプライアンス違反事例～」
③ 講演 「将来の地方議会を担うのは誰か？
－若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現－」

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和6年6月4日

三川町議会

副議長 町 野 昌 弘

○議長（志田徳久議員） 次に、町当局より「令和5年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書」の件、「株式会社みかわ振興公社第26期決算状況並びに第27期事業計画」の件、「除

雪車による物損事故について」、以上3件について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 令和5年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、令和6年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算並びに令和6年3月25日付けで専決処分いたしました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

令和5年度において本年度に繰り越しました事業は、戸籍住民基本台帳費、低所得者世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業、土地改良施設整備事業、道路舗装事業及び橋梁長寿命化対策事業であります。

なお、繰越額等につきましては、お手元に配布の計算書のとおりでございますが、低所得者世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業につきましては、令和6年3月25日付けで専決処分、土地改良施設整備事業につきましても、令和6年第1回議会臨時会においてご承認いただきました額に追加変更した額であり、同様に3月25日付けで専決処分いたしましたものであります。

次に、株式会社みかわ振興公社第26期決算状況並びに第27期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

いろり火の里施設につきましては、日頃より本町の交流拠点施設として町内外の多くの皆さまよりご利用、ご愛顧をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げる次第であります。

第26期にあたります令和5年1月から同年12月までの決算状況についてであります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、経済活動は正常化が進んでいるものの、エネルギー価格の高止まりや相次ぐ物価上昇の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

そのような中、みかわ振興公社は入浴回数券の特別販売の定期化やなの花ホールでの大規模な飲食提供を実施するなど、利用者数回復に力点を置いた施策に取り組んだところであります。そのことにより入浴部門については、コロナ禍以前の利用者数までは回復しなかったものの、宿泊部門及び飲食部門におきましてはコロナ禍以前を超える実績となり、少額ではありますが4期ぶりの黒字となる経常利益を計上したところであります。

具体的には、第26期みかわ振興公社経営概況と決算報告書の3ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の売上高は2億3,364万3,909円で、前期との比較では4,143万円あまり121.6%の増となり、売上が大きく増加したものの、コロナ禍前の22期との比較では5,528万円の減となっており、80.5%までの回復にとどまっております。一方、販売費及び一般管理費につきましては、4ページにありますように2億628万8,389円となり、前期と比較して645万円あまり3.2%の増となったところであります。

その結果、最終的な決算といたしましては、当期の純利益は8ページの損益計算書の最下

段にありますとおり 6 万 4 千 513 円の黒字となりました。繰越利益剰余金の当期末残高は 9 ページに記載のとおり 1,879 万 3,699 円のマイナスとなり、純資産合計は 1,190 万 6,301 円に微増したところであります。

続きまして、第 27 期、令和 6 年の経営方針でございますが、電力会社との契約更新に伴う値上げや施設管理費、人件費の増加などを想定しながらも第 26 期以上の利益の確保を目標とするため、町からの更なる連携と支援をいただくとともに、コロナ禍以前の利用水準に戻すよう危機感を持ちつつ、積極的な経営に努力してまいります。

引き続き、いろり火の里施設の賑わいの回復と、町民の方々や利用者から満足していただける経営を目指し、社員一同、英知を結集して前進してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

次に、除雪車による物損事故についてご報告申し上げます。

本町におきましては、冬季間における通勤通学等に必要な交通を確保するとともに、安全安心な住民生活を維持するための除雪体制に万全を期しているところでありますが、今冬において本町所有の除雪車に起因する物損事故が発生したものであり、損害賠償の内容が合意に至った 2 件についてご報告申し上げます。

まず 1 件目は、令和 5 年 12 月 22 日、午後 4 時 30 分ごろ、上町地内において除雪車が宅地の擁壁に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額 12 万 2,300 円を支払うことで合意したものであります。

次に 2 件目は、令和 5 年 12 月 23 日、午前 10 時 30 分ごろ、対馬地内において除雪車が山形県の流域下水道幹線マンホールの蓋に損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額 39 万 6,000 円を支払うことで合意したものであります。

今後とも除雪に関わる研修の充実とともに、作業員の健康管理や担当区域の事前点検など安全な運行管理に万全を期してまいります所存であることを申し添えまして、諸般報告といたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第 4 及び日程第 5、以上の 2 件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第 4 及び日程第 5、以上 2 件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第 4、議第 31 号「令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認」の件、日程第 5、議第 32 号「令和 5 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認」の件、以上 2 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第 31 号「令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認」及び議第 32 号「令和 5 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し

上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、それぞれ令和 6 年 3 月 25 日付けで専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

初めに、議第 31 号「令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 10 号）」であります、令和 5 年度一般会計予算における繰越明許費の追加及び変更であります。

本案につきましては、本議会定例会初日の諸般報告において、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議案上程前ではありますが、繰越明許費繰越明許計算書により報告いたしましたものであります。その内容は、低所得世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業 470 万円を追加し、更に先の 3 月議会定例会で議決いただきました土地改良施設整備事業の繰越明許費 4,600 万円に 65 万円を追加し、4,665 万円に変更いたすものであります。

なお、本案につきましては、繰越明許費の追加、変更であることから、令和 5 年度の歳入歳出予算の予算総額に変更はないところであります。

続きまして、議第 32 号「令和 5 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 2,146 万 6,000 円といたすものであります。

まず、歳出であります、2 款保険給付費について、一般被保険者療養給付費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、3 款県支出金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいます、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。専決処分 2 件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

○議 長（志田徳久議員） 最初に、議第 31 号「令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 10 号）」の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって議第 31 号「令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 10 号）」の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に議第３２号「令和５年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ９ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって議第３２号「令和５年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第６、議第３３号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第３３号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和６年３月３０日にそれぞれ公布され、４月１日から施行されることに伴い、本条例等の一部を改正する必要が生じたところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、この３月３０日付けで専決処分を行ったものであり、同条第３項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、個人住民税の定額減税に関連する規定等の整備並びに国民健康保険税の算定における後期高齢者支援金等の課税限度額の改正等であります。

以上、ご説明申し上げますが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） 所管の課長より説明を求めます。鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） それでは私の方から、ただいま上程されました議案の内容についてご説明申し上げます。

補足説明資料もあらかじめお配りしておりますが、この度の改正は地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴うもので、まず税条例では令和６年度分の個人住民税についての定額減税に係る規定の整備。また、固定資産税について、令和６年度は３年に一度の評価替えの年度にあたりますが、価格変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整等の期間の延長及びわがまち特例に関する項ずれの反映、そして申請主義とされている市町村税の減免について職権での対応を可能とするための規定の追加であります。

国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援金等課税限度額及び軽減判定基準額の引き上げとなっております。以上でございます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

５番 砂田 茂議員。

○５ 番（砂田 茂議員） 専決処分の承認ということで上程されておりますが、この中で今ニュース等でも話題になっております定額減税によるものも含まれているというお話でござ

いました。しかしながら、この改正条文を何度読み返してもなかなか理解しきれないでおりまして、そこでにわかにはネット等で検索してみましたら、年間で所得税3万円、それから住民税1万円が減税になると。納税者本人だけではなく扶養している子どもや年収103万円以下の親族等も減税の対象になると、このようなネット上ではありましたが、その中身ですね、会社員の場合や個人事業主、それから年金受給者の場合など、いろいろなケースで減税の仕方に違いがあって非常に分かりにくい制度だなと思っていたところです。

そこで2点ほど伺いたいと思いますが、そもそもこの納税額が定額減税分の4万円になっていない低所得者の場合はどうなるのが1点。それからもう1点は、令和6年度限りというお話もあるようですので、これが終われば元に戻すと。感覚からすると、今度は増税になるというように受け取ってしまいがちなんですけれども、そういう捉え方でよろしかったのでしょうか。2点お願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまご質問にありました、定額減税で減税しきれない方への対応ということでございますが、こちらは国からの財源措置がございますけれども、調整給付金ということで同額程度の利益があるように配慮されております。

また、令和6年度限りの減税になるのではということでございますが、ご指摘のとおりではございますが、控除対象配偶者以外の同一世帯配偶者につきましては、納税義務者からの確定申告がない限りはその把握が難しいということで、実際には令和7年度も同種の事業が続く形になっています。ただ、いずれにしましても、この制度自体は令和6年度限りということで国から情報が流れてきておりますので、そのような形になるかと思えます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 今、今年度限りというようなことでしたけれども、少し中身も見えていないんですけれども、もし今年度で終わるとすれば、また来年に条例の改正が必要になってくるのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） この度の改正は、附則に定額減税の規定を追加するものでございまして、令和6年度限りという規定になっておりますので、特にこの部分に関する改正は必要ないものと考えております。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第33号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって議第33号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第7、議第34号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第34号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、令和6年5月27日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この5月22日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、個人番号を利用できる行政事務について、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報に関する規定を改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(志田徳久議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから議第34号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第34号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第8及び日程第9、以上2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第8及び日程第9、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第8、議第35号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第1号)」、日程第9、議第36号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第35号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第1号)」及び議第36号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第35号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第1号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,719万2,000円を追加し、補正後の予算総額を50億9,919万2,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、電子計算費、税務総務費、戸籍住民基本台帳費及び基幹統計調査費の追加補正、4款衛生費については、予防費の追加補正、6款農林水産業費については、農地費及び農政対策費の追加補正であります。8款土木費については、橋梁維持費の財源更正及び住宅管理費の追加補正、9款消防費については、消防施設費及び防災費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を1億5,340万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第36号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415万8,000円を追加し、補正後の予算総額を6億9,085万8,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、一般管理費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長(志田徳久議員) これから質疑を行います。1番 小野寺正樹議員。

○1 番(小野寺正樹議員) それでは私の方から2点ほど質問させていただきます。質問内容は歳出の部から行いたいと思います。

初めに、ページ数で7ページ、農政対策費の中の元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金に関しまして、263万7,000円計上になっておりますけれども、これに関して内容と、また当初予算に入れなかった部分に関しても説明願えればと思います。

続きまして、ページ数で8ページ、防災費の中で地域防災事業に関しまして3,771万9,000

円計上なっておりますけれども、これに関しまして事前にお話を聞いておりましたが、今回は緊急防災・減災事業債の中で、特にこの事業が今年度で終わるといった部分もあり、また機械に関してもシステマ的なものの交換といったような話も聞いておりました。それに関しましては15年間利用したといった部分で老朽化があり、そういった交換の目途、故障などもあり、交換するといったような話を聞いておりましたけれども、今回新しくなるにしたがってスピード感が重視されるといったような話もちらほら聞いたんですけれども、具体的にどのように変わるのか。分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは7ページの農政対策費の内容に対するご質問でございました。こちらにつきましては、機械導入の補助事業でございまして、想定しております事業費が527万2,000円ほどでございます。こちらの事業につきましては、当初予定をしておりました事業につきましては、県より採択の見込みが足らないということで、新たに別の事業に振り替えたということで、新たに今回補正ということで新規に計上させていただくというところでございます。

この事業につきましては、527万2,630円のうち県の補助金が1/3、町の補助金が1/6ということで、県補助金が175万7,543円、町が87万8,772円ということで、歳入の方にもございますが、県補助金が175万7,000円、そして、ただいま申し上げました町の補助金は87万8,772円ということでございますので、これを合わせまして263万7,000円の予算計上ということになっておるところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今回の補正につきましては、工事費等を計上しておるわけでありまして、その内容といたしましては、現在役場にあります防災行政無線の操作卓等の設備を一式更新するとともに、三川分署に設置しております装置、操作卓と連携する装置になりますけれども、それも含めた形で事業費ということになります。

歳入に関しましてはご質問にありましたとおり防災・減災事業、充当率100%、後年の算入は70%ということで、かなり有利な起債が活用できるということで今回取り組むわけですが、ただ、その起債の適用にあたっては現行の機能にプラスといいますか、新たな機能を付けることというのが一つの条件となっております。数点ありますけれども、特に今回目指しておりますのは、鶴岡消防本部の方から担当職員等に緊急時、災害・火災の発生時等の連絡が入るわけですが、そういったメールで受信しました文字情報をそのまま機械に設備の方に送信して、それを機械が読み取って放送がなされるというような機能も今回考えているところであります。ですので、これまでは職員が、または分署が無線から直接的にアナウンスしておったものが遠隔操作といいますか、役場にいなくてもそういった文字情報をシステムに送信することによって、速やかに防災行政無線の方から災害の場所等がアナウンス・周知されるということで、そういった形でいち早い現場到着、対応等が期待されるというところであります。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

- 1 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。1点目の質問から再度お聞きしたいんですけども、前年度、産地生産基盤パワーアップの中で3,360万円減額といった部分がありました。また、その中で前回も聞いたんですけども、該当になったのが10件中2件といった大変厳しい中身となっていて、そういった方に関して、例えば再度手を挙げる事ができるのか。

また、結構この提出物に関して大変苦勞をなされたといった話も聞いておりましたが、そういった中で、前年度落ちた方に関しては自己資金で対応した方もかなりいるといったような話も聞いております。最初から何とか取り組んでもらえればといった気持ちは私的にはあるんですけども、ぜひそういった部分で、昨年度の方に関しても、まだやり直しの効く人に関しては丁寧な説明などをお願いしたいと思っております。

また、緊急防災・減災対策の事業に関しましては分かりました。職員の負担が減るといった部分に関しても私は大変ありがたいものと感じております。そういった部分に変えたことに関して、特に一般市民に関してはどのような、例えばスムーズになる部分、LINEとかメールとかでも本人の携帯とかに来るものと想定できますけれども、そういった部分に関しましても広報等で周知するのか、その辺に関してもぜひお願いしたいと思います。以上です。

- 議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

- 説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご指摘いただきました件につきまして、県あるいは国の補助事業につきまして、補助事業の申請の段階で町の方で予算計上しておることという条件がございますので、当初予算で計上させていただいております。ただ、その中で、その採用がいわゆるポイント制ということになってございまして、言葉はあれですけども、様々な方との競争という部分がございます。その中で残念ながら不採択という状況がございますので、その場合には例えば今回のように別の補助事業があればそちらの方に振り分けながら対応したいということで考えているところが1点と、昨年度もそうですけれども、当初予算、当初に計上しておった補助金、予算につきましては、ただいま申し上げましたとおり、様々な他の部分で対象の方がいらっしゃれば対象にさせたいということで、年度末まで様子を見ながら予算を確保しておるという状況でございます。

ただ、農機具の場合はその性格上、稼働する期間、稼働する時期というものがございまして、その時期に合わせた購入、つまり納品ができるかという部分の話もございまして、その辺は補助を受ける方と時期的なところも相談をしながら、適切な補助事業が実施できるように対応してまいりたいということで考えているところでございます。

- 議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

- 説明員（高橋誠一総務課長） 今回火災発生時等につきましては、現時点で役場の担当者のみならず消防団の班長以上にはメールで速やかにその火災情報等が通知されるという状況にございます。あと、鶴岡市消防本部のホームページ等からもそういった災害の情報、火災の発生場所等についても併せてですが、少し時間は遅れるかもしれませんが、情報は得ることができるということになっております。

ただし、今回のシステムをもって、いわゆる町のSNS、例えばLINEとか登録されている方

に情報を伝えるかということになりますと、やはりその関係者もしくは周辺住民は防災無線になりますけれども、いち早く知らせる必要があるわけですが、ただ、災害・火災等になりますと、そういった情報が入ったことによって緊急車両等が入れないとか周辺が渋滞したりとか、そういった状況もやはりそれは困りますので、新しいシステムを使って広く町民の方に災害情報等をお知らせするという事は、現時点では考えていないところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今、説明それから答弁がありました防災行政無線のシステムの関係につきまして、説明の中で消防本部から入ってきた情報について、人を介すことなくシステムで一斉放送ができるというような説明があったかと思うんですが、これまでですと火災発生時においてもその都度の状況の判断によって一斉放送で周知すべきかどうかというようなことで対応してきたと思いますので、それが入ってきたデータはすべて防災無線で放送なるとなりますと、いろいろと町民の方々に不要な混乱を招く恐れがあるのではないかとこのように感じましたものですから、その辺のシステムの条件についての再度詳細を説明お願いしたいと思います。

それから、他の関係につきましてですと、特に電算処理業務委託の追加補正というようなことで、一般会計の場合ですと、2款の総務費に188万4,000円ほど計上あるわけですが、同様に国保特会の場合においても399万円ですか、追加で緊急な補正がなっていると。国保の場合については、先程の条例改正の部分が絡む話かというようにところで推測しているんですが、そういったこの電算処理に緊急に委託料を追加しなければならなくなったという事情につきまして、一般会計それから国保特会それぞれについて説明をお願いしたいと思います。

それから、一般会計の2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の中のコンビニ等交付サービス導入業務委託料、これも110万円ということで追加になるわけですが、こういったサービスが強化されるのか。この追加補正の意味合いにつきましての説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 先程の質問に対する説明で少し説明不足があったようであります。鶴岡消防本部の方から例えば災害等については、いわゆるGmailということで、私も含めて職員それから班長以上の消防団員の方にメールが来ます。それが真っすぐ新しい装置に行くのではなく、一旦担当者等、私も含めてですけれども、受信した内容を精査し、それを新たなシステムに送信して、それが音声放送として防災行政無線から流れるということで考えておりますので、先程の質問にありましてとおり、その辺の防災行政無線の方から流す情報等、これについては慎重に内容を精査した上で発信するというところで考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 電子計算費、電子自治体推進事業の補正に関するご質問についてお答えいたします。今回、補正予算で挙げております内容につきましては、DX推進の一環として行うものであり、国の方のデジタル田園都市国家構想交付金を財源として実施

するものであります。この事業につきましては、昨年度、令和5年度中から国の方に交付金の申請を行っていたところでありますが、交付決定が年度ぎりぎり、3月末に交付決定になったということで補正予算対応をさせていただいたものであります。この事業の主な内容としましては、窓口における行政手続の申請書を作成する、こちらの支援をするというような内容になっております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 私の方から2点。国民健康保険特別会計の電算処理業務委託料につきまして、まず399万円を追加しておるところでございますが、こちらはマイナンバーカードと保険証の一体化が今年の12月に予定されておりますが、そのためのシステム改修でございます。仕様が徐々に固まってきたことに伴いまして、今回必要な主要な額が分かったということで、このタイミングでの補正予算の計上という形になったものでございます。

また、一般会計の方のコンビニ等交付サービス導入業務委託につきましては、こちらにつきましても、先程の企画調整課のものと同様に、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして、三川町役場の住民係窓口のところにコンビニ交付と同様のサービスが受けられるシステムを配置いたしまして、職員の手を介することなく住民がマイナンバーカードを利用して住民票だったりを取得できるようにすることで、窓口の混雑緩和、負担軽減を図るものでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 私の方からは、7ページの衛生費の予防費をお聞きしたいと思います。まず初めに、健康管理システム改修の委託料ということで改修する内容ですね。それと新型コロナウイルス予防接種対策事業、当初はなかったんですけども、これの中身を教えてください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 2点ご質問がありました。

1点目の健康管理システム改修委託料の内容でございますが、こちらは令和5年4月に定期接種化されました9価HPVワクチンに係る情報連携を対象に、自治体予防接種台帳システムに改修が必要となり対応するものでございます。

2点目の新型コロナウイルスワクチン定期接種に関してでございます。こちらの方は令和6年度の新型コロナウイルスワクチン定期接種について、65歳以上の方を対象に定期予防接種として年1回接種を行うこととされたということになります。今年度はインフルエンザと同様に10月ごろから開始される予定でございます。その対応といたしましては、県内市町村と県医師会で8月ごろに契約を結び、個人の判断で県内の指定医療機関で接種ができるよう体制を整えるものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私からも2点ほどお伺いしたいと思います。

ただいまもありました予防費の中の新型コロナウイルス予防接種対策事業についてであります。その補助内容ですね。これまでの集団接種と代わって個別接種というものになる

うかと思いますが、この委託料等を含めて、その事業内容を改めて説明をお願いしたいと思います。

それから、下段の農政対策費、これも先程質問がありました。元気な地域農業担い手育成支援事業費、県が不足する農家の担い手対策ということで、地域農業を支える多様な担い手を支援するといったことが主な目的の県事業と思います。先程の説明でも申請は1件だったのかどうか確認したいのですが、やはりこういった地域農業を支えるといった視点を持った農業者というものは本町にとっても非常に貴重な存在になってくるかと思います。申し込み、応募等、周知の方はどのように行われたか。こういった補助を望む方々に本当に周知されたのかどうかということで、その周知の方法についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 （午前10時31分）

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 （午前10時50分）

鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それではご質問がありました金額の考え方についてご説明いたします。接種料金に関しましては、1回1万6,000円であり、負担軽減の観点から国から今年度は1回の接種に8,300円が補助されることとなっております。しかし、それでも自己負担が7,700円ということで負担が大きいため、町で支援をしてみたいと考えたものであります。なお、金額については地区医師会が同じであり、これまでも予防接種委託料金を同様の金額にしている鶴岡市と同額としております。

内容ですが、課税世帯に対しては1人当たり3,500円、非課税世帯に対しては1人当たり4,500円。これにより個人の負担は課税世帯で1人当たり4,200円、非課税世帯で1人当たり3,200円の負担となる予定であります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から農政対策費の元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金に関するご質問でございました。こちらにつきましては、先程ご説明いたしましたとおり、当初想定をしておりました補助金の採択にならなかったということで、こちらの事業へ振り分けをしたということでございますが、本事業につきましては、地域の生産性の向上や多様な人材の受け入れなど、地域農業を支える組織的な取り組みに対して、町と県が協調してハード・ソフトの両面からオーダーメイド型の支援を行うということになってございます。ですので、現時点では当事業に関しましての件数は1件ということになってございます。

また、周知の方法でございますが、令和5年度につきましては、9月1日付けでございませうけれども、野帳のある農業者の方に対して、令和6年度以降の機械導入に係る要望調査ということで通知を行っておるところでございます。9月中旬ぐらいまでに提出をいただきまして、その内容からどのような補助事業が適当であるか、あるいは、言葉はあれですけども、採択の見込みがあるかというところの内容を精査して、農業者の方と相談をしながら次年度の予算に計上しておるという状況でございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 新型コロナウイルス予防接種につきましては金額まで説明いただきました。この予算についてですが、接種率ですね、65歳の方々、どのぐらいの接種を見込んで予算計上されたものかお伺いしたい。

国または町からの補助ということで自己負担の軽減に努めているということでありましたが、鶴岡市の医師会に合わせたという金額であります。各自治体で補助率というものは違うものなのかどうか。というのは、そのまま自己負担の額に反映されてくるかと思いますが、例えば酒田市、また近隣周辺の自治体とも違うのかどうか確認できればと思います。

それから、集団接種の際、65歳未満の方でありまして持病を持っている方、重篤化が懸念される方に対しては優先して接種が行われたといったこともありましたが、こういった接種を勧めるのかどうか。65歳以下のそういった方への補助というものはどのようなお考えかお伺いしたいと思います。

それから、農機具の導入に関する支援事業の件でありました。今回は1件の申請に対応した金額ということでありましたが、やはり農業者は大変経営が厳しい中で補助率、補助の内容、また要件によってなかなか手を挙げたりできなかったりする場合がございます。やはり今回の山形県のこの事業が比較的ハードルの低い、また、補助率の高い有利な補助事業なのかと思ったところでありますが、応募期間は昨年度からあったようではあります、なかなか農家の耳には届かない部分もあったのかと思います。ぜひ積極的にこういった特に有利な事業については周知をいただきたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 3点ほどご質問がありました。1点目の接種率に関してでございますが、今回の予算を算出するにあたりましては、高齢者インフルエンザの予防接種率の64%を使用して計算をして予算計上しているところでございます。

それから各地区の補助金額についてでございますが、酒田地区の医師会に関しましては今のところまだ今回の6月補正等では対応しきれていないようで、まず9月補正で準備をするということで話を聞いています。それから、県内ですと山形市、上山市、天童市等、大きいところの市町村の方に確認をしたところ、今回三川町の方で計上している金額と同等の金額で考えているというところではございました。

それから65歳未満への対応ということでございましたけれども、まず今のところ国の方から入ってきている情報といたしましては、65歳以上への接種ということで話を聞いております。今後、また詳細のところがあれば対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程ご指摘をいただきました点につきましては、当課につきましてもまさしくそのとおりと考えております。実はコロナ禍において、残念ながら農業経営について、将来の見通しの部分で農家の方、いわゆる設備投資といいますか、機械購入を抑えるという状況にございました。今後米価が安定をして農家経営が安定をしてくれば様々な設備投資、機械投資の方向にまたお気持ちに向くだろうということは想定をしているところでございます。毎年実施をしておりますその機械導入に対する要望調査につきまして

も、現時点ではまずとりあえずご希望を把握して、それでどのような補助事業がそのご希望に沿う形になるかというものは1件1件相談をしておるという状況でございますので、今後とも農業者に寄り添った形での事業、あるいは希望調査を実施してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私から数点お伺いしたいと思います。

まずは6ページからお伺いします。先程来質問がありました電子自治体推進事業、こちらに関しての事業効果をもう一度ご説明いただきたいと思います。また、自治体のDXということで、この事業によってどの程度進捗するのかどうか、その立ち位置等も含めて説明いただきたいと思います。

併せてですが、コンビニ等交付サービス導入業務に関しましても先程説明いただきました。その事業をこの業務内、庁舎内でもコンビニ交付のようにできるということでありましたが、それを業務の効率化の面でどのような効率化が図れるのか。町民に対してどのような影響、恩恵、または負担等、両面あるかと思いますが、その辺どのように受けとめているのか、再度お伺いしたいと思います。

この2点に関しましては、デジタル田園都市国家構想交付金、こちらが充てられておりますけれども、大変細かい話で申し訳ありません。この資料の内訳によりますと、国・県支出金ということでそれぞれ表示されておりますが、この事業における充当率といいますか、それぞれ数字が違って計上されております。その数字の当てはめ方は何かルール等があつてこういった分配になっているのか。例えばですが、電子自治体推進事業におきますと、一般財源が103万1,000円というところで、総事業費、国・県支出金が85万3,000円ということで、総事業費におきまして45.27某%ということで配分されております。一方、コンビニ等交付サービスにおきましては46.26某%ということで、若干この辺ずれているということで、何か対象にならないようなことがあるのか、それともルールがあるのか。その辺も併せてお聞きできればと思います。

その真ん中になります。物価高騰対応重点支援金調整給付事業、こちらの事業について改めて説明をいただきたいと思ひますし、地方創生臨時交付金を全額こちらから支出するというので、この臨時交付金に関しての情報、更なる臨時交付金等の情報があればお知らせいただきたいと思ひます。

続きまして、7ページになります。最下段の移住定住促進事業であります。こちらの事業内容、また、テオトルタウン三本木等の影響での補正になるのか。その辺も併せてお伺いしたいと思います。また、財源に関しましては270万円ということで、ふるさと基金の方を繰り入れしております。今回の対応がふるさと基金の繰り入れということで、今後もそのような対応で対応されるのかどうか。その辺も併せてお聞きしたいと思ひます。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず電子自治体推進事業についてであります。今回のこの事業の中身につきましては、役場窓口で申請をする際、事前にこういった書類が必要なの

かという書類を作成する必要があります。その作成にあたりまして機械化をするというようなどころでありまして、いわゆる全国的には「書かない窓口」というような表現をされているんですが、実際は必要な部分は記入することにはなるんですが、自分の氏名、住所ですとか、そういったものがマイナンバーカードなりを使いながら省略できるというところであります。三川町でこういったD X推進の具体的な第一歩というようになろうかと思われれます。また、こういったいわゆる書かない窓口という部分については、全国の各自治体で先進的に行われているものであり、国の方としてはこういった事業を横展開、全国に広げていきたいというような希望もあり、三川町も今回、この事業に手を挙げたところであります。

それからご質問の中で、三川町のD X推進計画の中でこの事業を行うことによる進捗というようなご質問でありましたが、特に現時点で町として進捗率という部分をまだ取りまとめてはいません。三川町のD X推進計画におきましては、まず一番大きな目標としましては行政手続関係の国の様式に沿った標準化、共通化、これが一番のメインでありまして、それに伴って各D X推進を進めていくというようなどころでありますので、割合としてはそれほど大きくはないんですが、ただ住民の方々が直接申請、行政の窓口に来た際に直接恩恵を受けるという部分では有効なのではないかというように捉えているところであります。

それから、歳入のデジタル田園都市国家構想交付金の充当率というようなご質問がありました。2款1項の電子自治体推進事業、それから2款3項の戸籍住民基本台帳費、こちらの方にそれぞれ振り分けているんですが、町の方で予算計上しております事業費すべてが交付金の対象となっているものではなく対象外のものがあります。それぞれ対象外のものが金額が違っておりますので、今詳細は申し上げることはできないんですが、基本的には1／2補助というようになっているところでありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） それでは私の方からはまずコンビニ等交付サービスの導入に関しまして、効率化の側面からの影響ということで、1点目ございました。効率面と言いますと、まずはマイナンバーカードを機械に対して提示することで自動的に窓口で発行している住民票だったり印鑑証明だったりというものが発行される形になりますので、住民の側にしてみれば、窓口に行ってそのための書類を書いたりとか、あとはお待ちいただく時間だったりというのがなくなるという効果があるというように思っております。

また、本町といたしましては、こういったマイナンバーカードを利用したサービスを拡大していくことによって、マイナンバーカードの普及促進にも繋がっていくということということで、様々な行政に展開にも繋がっていくのではないかと考えております。そういった部分で町民への恩恵というものもやはり今後どんどん増えていくきっかけになるのではないかとこのように思っております。

続きまして、2点目の物価高騰対応重点支援金調整給付金の事業概要ということでございます。こちらは令和6年1月1日現在で三川町に住所を有する方、もしくは住所はないけれども住民税所得割が三川町から課税されている方で、合計所得金額が1,805万円を超えない者で、定額減税しきれない方に対して、減免しきれない部分を1万円に対して、その差額を

支給するというような内容となっておるものでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 8款土木費5項住宅費1目住宅管理費の移住定住促進事業費に関するご質問でございました。まず1点目、移住定住の補助の制度の内容でございすけれども、当該補助事業につきましては、本町に移住される方で新たに新築住宅を取得、または建設あるいは購入される方及び中古住宅を購入される方に対しまして、その費用の一部を補助するものであります。1軒当たり20万円、更に若年層に対しましては30万円を加算して、合計50万円を支給するものでございます。

2点目の今回の補正の要因、こちらがテオトルタウン三本木の影響かというご質問でございました。こちらにつきましては、当初予算編成の時点におきまして、テオトルタウン三本木の分譲開始は行っておりましたけれども、その中の購入者、購入予定者の皆さまの条件等を拝見させてもらったところ、ハウスメーカーが一定数ございまして、更に町内の方も一定数ございましたもので、どれくらいこの移住定住の補助金申請が来るかというのがなかなか読み切れなかったところがあります。もちろん、一定数テオトルタウン三本木の影響というのも考慮はされたんですけれども、他の影響、例えば今ですと、押切上町におきまして民間での住宅分譲も始まっておりますし、そういった部分を踏まえまして、どれくらい今年度見込まれるかというのは読み切れなかったところもありまして、今回の補正におきましては、それらを現時点で把握し得る限り、若干余裕を持ちながらではありますけれども、その分を追加で補正させてもらった次第です。

あと、こちらの財源につきまして、ふるさと基金は今全額を充てているということで今後もそのような考え方かというご質問かと思うんですけれども、こちらにつきましては、本町の事業だけではなく町全体の事業の絡みの関係もございまして、一般財源とふるさと基金、どのように充てていくかというのは都度財政側といろいろ相談しながら進めさせていただくというスタンスで考えておるところです。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは電子自治体推進事業の件から再質問させていただきます。こちら窓口業務または窓口での申請書の書類を電子化していきましようというような事業というように説明を理解しておりますが、当初予算で計画していないところをこの時期で補正に上げてくるということは、国でそういった事業があったから手を挙げて行ったというような解釈でよいのか、それがなければ行わなかったのか。そういったデジタル化への進め方。姿勢としては国の基幹システムへの統合はメインとしているけれども、それ以外の事業に関しては、やはり国の方の事業と足並みをそろえてといいますか、そういったものを有効活用しながら行っていこうという考え方なのかどうか。その辺1点お伺いしたいと思います。といいますのは、そのやり方でいきますと、毎回補正で上がってくるという形にならざるを得ないのかというように思いますので、その辺、町としての進め方、有利な補助金が出た際に進めていくんだというような考え方なのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

また、コンビニ等の交付サービスに関しましては、様々な事業展開にというような答弁で

ありました。私もそう思います。どこまで業務の効率化ができるかというのは未知数ではありますが、今後、町民の方々にも利用が浸透して、窓口業務の負担というものが軽減されてくれば町民課自体の人員等の検討もやはり合わせて行うべきではないかと思います。他の業務、それこそ広い意味での行政展開、どのようなところに力を入れていくのか、力といえますかマンパワーを使っていくのかというのは、やはりこういったところも検討していくべきと思われるが、その辺に関しての見解をお伺いしたいと思います。

慣れない機械化に関してどのような対応をまずは初期段階でされていくのか。マイナンバーカードを当てれば認識されるということでありましたが、今医療機関に置いてありますマイナンバーカード認証機械というのが、同じ機械を使っていますが、感度といえますかパソコンとの相性といえますか、その辺で全然スムーズにいかない場合を多々経験しておりますので、その辺の対応等、やはりデジタル化して良かったというような形で持っていかなければならないかと思うので、かえって手間がかかるということにならないように進めていくにはどのような形で進めていくのか、その手法に関してもお伺いしたいと思います。

物価高騰に関しましてですが、定額減税しきれない方への支給ということで、その時期であったり手法、その方々の抽出というものを再度どのような形で行うのか、詳細について説明をいただきたいと思います。

最後になります。移住定住促進事業に関しましてですが、今想像し得る件数に関しては網羅した段階で補正に上げているということでありましたが、今後テオトルタウン三本木の動向に応じてやはりこれも対応していかなければならないのではないかと思います。この補正に関しては何件分を想定されているのか。テオトルタウン三本木に関してはもう何件分はカバーできるのか。それ以外ですよね。それに限ったことではないですが、町内に関しての支援何件分がまだ余力として対応できそうなのかどうか、当局で見込まれているのかお伺いしたいと思います。

この財源に関して、今回はふるさと基金でということでありました。今回ふるさと基金でこういった補てんをしますという判断に至った経緯、その判断基準についてどのようなものがあつたか説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 電子自治体推進事業に関しまして、今回、国の方のデジタル田園都市国家構想交付金、こちらの方を活用しているわけでありましたが、今回の補正予算計上した金額については180万円ほどということで、こういったDXを進めていく上での予算としてはある程度少額の方になるかと思います。本格的なDXを推進している他の自治体の事例を見ますと、数百万、数千万円というような設備投資をしている自治体もあります。やはり三川町の財政規模からすると、国の財源というのがなければ、町の一般単独予算だけでは整備が非常に困難だという認識は持っておりますので、有利な補助金・交付金等を活用しながら進めていかざるを得ないというようには捉えております。

今後も国の方のこの交付金制度はまだ続くというところでありますので、国の交付金の締

め切りなどの情報を得ながら、適切な時期に申請をしながら事業推進を進めていきたいというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 2点ご質問にお答えしようと思います。

まず1点目ですけれども、国の方ではデジタル社会といいますかDXの推進によって、いわゆる職員の負担軽減、もしくはより住民に近い形で人材の配置等が可能になるということで謳っているわけですが、確かにそういった事務手続における手間といいますか、時間もデジタル化が進むことによって時間短縮なり負担軽減は進んでいこうかとは思いますが、同時に、国の方ではもう一つ、いわゆるデジタルデバインド、そういったデジタルから取り残される方に対しても対応というのも併せて謳っているといいますか、それに対応する施策もしてくださいよということでは言っているわけです。

本町においては、先程企画調整課長が説明したとおりなんですが、国の指針等によってデジタル化の事業、これに伴う町の予算を伴うものであっても、できるだけこの有利な補助金等を活用しながら推進はしていきますが、そこで、いわゆるついていけない方とは申し上げませんが、同じような行政サービスを受けられるということが、やはり同時に進んでいかなければならないものというように考えるところであります。

新たな書かない窓口のサービス等は始まるわけですが、なかなかそこで慣れない方というのも当然いらっしゃるかと思います。今後その状況等を見ながら、そこで当然的に他に回せるという状況が生まれてくるようであれば、町全体の職員配置の中で喫緊の行政課題に向けて機構改革等も伴う形で、今後の行政の展開ということは検討していかなければならないものというように考えるところであります。

もう1点、移住定住に関する財源のご質問でありました。こちらについては、年度当初から町のふるさと応援寄附金ということで財源は充ててきたところであります。国の補助も若干あるとはいえ非常に少額になる傾向がある中で、やはり本町に移住していただく、そのためのメリットをしっかりと出していこうということでもあります。その補助金、国の補助金等に左右されずに本町に来ていただくそのメリットを欠かすことなくということで、間違いのないところでの財源というものも手立てしながらこの事業に向かっていきたいというように考えるところであります。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 調整給付金の支給の時期、手法、それから対象者の抽出方法についてのご質問でございます。まず対象者の抽出につきましては、6月下旬を目途に国から算定ツールというものが提供される予定になっておりまして、そこに本町の税情報の方を流し込んで対象者を抽出いたします。それをもとに7月上旬に支給の案内通知、つまり対象者の方に、あなたはいくら支給する形になりますよという形の通知になるのですが、そちらの方を郵送いたしまして、支給を希望する口座の方を書いた申請書を提出いただきます。それをもとに、早ければ8月20日には第1回目の支給ができるというように考えておりまして、年度内にその支給の方を完了したいというように考えておるところでございます。以上でご

ざいます。

○議 長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 佐久間議員からお話がありましたように、動向に応じた対応をとらせていただくということではそのとおりでございます。あと件数でございますけれども、今回補正で270万円を計上させていただきました。この根拠、内訳的な話になるわけですが、今補正で270万円を計上させていただきました。このうち、すでに170万円、こちらにつきましては執行済みといいますか、すでに交付決定を行っておりますので、既決の予算残高としまして80万円が手元にある状態です。今後どれくらいその申請があるかというのは、こちらの方の見込みですが、7件を見込んでおりまして、内訳としましては、テオトルタウン三本木で4件ないし5件、その他で2件ないし3件ということで合わせて7件を想定しております。最大で50万円の補助金の交付になりますので、50万円掛ける7件分、合わせて350万円を確保いたしたく、その差額分270万円を計上させていただいたところであります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。各会計補正予算2件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第35号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

次に、議第36号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第36号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって散会とします。

（午前11時24分）

令和6年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年6月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 小野寺 正 樹 議員 2 番 佐 藤 栄 市 議員 3 番 小 林 茂 吉 議員
4 番 佐久間 千 佳 議員 5 番 砂 田 茂 議員 6 番 鈴 木 淳 士 議員
7 番 鈴 木 重 行 議員 8 番 成 田 光 雄 議員 9 番 町 野 昌 弘 議員
10 番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	本 間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加 藤 善 幸	議 会 事 務 局 長	飯 鉢	凜 書	記
遠 渡	蓮 書	記	佐 藤 裕 太 書	記
井 上 史 則	書	記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 6月6日（木） 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上5名の議員より一般質問を行い、後の1名の議員については第4日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規定第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。したがって、質問者は簡潔に要点を、また答弁者は明快簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員）

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 庄内たがわ農協の園芸販売高からみた今後の園芸振興策について | 1. 生産者の後継者不足、高齢化、肥料・資材の高騰、個人の水田面積拡大等により園芸作物の生産量が減少している現状が見受けられるが、今後の園芸振興策について見解を伺う。 |
| | 2. 園芸作物の重点作物、選定作物の見直しと、時代にあった作物の選定を考えるべきではと思うが見解を伺う。 |
| 2. 町外に流出する農地について | 1. 個人、集落営農の限界により離農する生産者が増えている一方、三川の農地に着目している町外の農業法人が増えている。集落維持、環境維持の面からも不安要素は尽きない。農地の受け皿として早急に農業法人化を推進するべきと思うが見解を伺う。 |

令和6年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

質問事項1、庄内たがわ農協の園芸販売高からみた今後の園芸振興策について。

（1）生産者の後継者不足、高齢化、肥料・資材の高騰、個人の水田面積拡大等により園芸作物の生産量が減少している現状が見受けられますが、今後の園芸振興策について見解を伺います。

（2）園芸作物の重点作物、選定作物の見直しと、時代にあった作物の選定を考えるべきではないかと思いますが、見解を伺います。

質問事項2、町外に流出する農地について。

（1）個人、集落営農の限界により離農する生産者が増えている一方、三川町の農地に着目している町外の農業法人が増えています。集落維持、環境維持の面からも不安要素は尽きま

せん。農地の受け皿として早急に農業法人化を推進するべきと思いますが見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の今後の園芸振興策について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町の園芸作物につきましては、施設野菜、露地野菜ともに市場価格の変動に大きく影響されることや、消費者の嗜好の多様化による要求品目の変化が激しいことから、産地形成までには至っていない状況にあります。しかしながら、近年の米価の低迷を受け、農家経営の見通しに不安が広がっていることなどもあり、新たな農業収入を得るための園芸作物の振興が、これまで以上に強く求められているところであります。

このような中、本町においては、生産者や生産団体の要望を受け取り組んでいる園芸等生産向上推進事業等により、生産基盤の整備を推進するための機械導入や園芸用ハウスの整備に対し支援を実施しております。

また、本町では、毎年、三川町地域水田農業ビジョンにおいて選定作物の見直しを行い、本年度は、「枝豆」「長ねぎ」「赤かぶ」の重点作物3品目に加え、「パプリカ」「花きや花木」「サトイモ」「アスパラガス」「メロン」の5品目を選定作物としております。

今後も、農業収入の増加を念頭に、JAや県農業技術普及課等関係機関・団体と連携し、園芸作物の生産振興に向けた各種施策の充実、強化と時代のニーズにあった作物の選定に取り組んでまいりたいと考えております。

質問事項2の農業法人化の推進に関するご質問であります。本町の農業形態の主体は家族農業に代表される自営農業であります。近年は、後継者が定まっていない農家が増加してきており、また、同一集落内や近隣集落等、町内での受託者を探すことが困難な状況となっております。

更に、ご質問にありましたとおり、町外からの入り作の農業法人等も増加してきている状況となっており、今後は、町内外問わず集落営農や農業法人に対する期待は大きくなっていくものと認識しております。

本町においては、現在、集落営農組織を含め農業法人が9組織であります。農業法人化の推進については、農業者個々の判断において進めるべきものと考えておりますので、随時、必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは、再質問させていただきます。

1点目の今後の園芸振興策についてですが、生産者のほとんどが生産された野菜などを農協を通して出荷している現状にあり、農協の販売体制が整っていない作物に関しては、生産量はもとより販売単価に反映されていない農産物が多く見受けられます。そこで、令和5年度庄内たがわ農協三川支所の園芸特産取扱戸数を調べてみました。園芸栽培戸数では、栽培

戸数の多い順に並べると、ねぎが14戸、軟白ねぎが12戸、枝豆が12戸、パプリカが8戸、メロンが7戸、ミニトマトが4戸の順に挙げられておりました。また、販売高の高い順に並べてみると、庄内柿が800万円台、続いてシイタケで700万円台、ミニトマトで700万円台、長ねぎ600万円台、赤かぶ300万円台、枝豆で300万円台などが挙げられ、メロン、ホウレンソウ、アサツキ、オクラの順に推移しております。その他に、パプリカも高い販売高を推移しているようですが、その他の品目に取り組み、単独での数字は分かりませんでした。生産者の代表に確認したら700、800万円ぐらいは挙がっているといったような数字を聞いております。

また、過去5年間の三川支所の販売額の推移を見ると、平成30年度に1億円を超えていたのが令和4年度には年々下がり、残念ながら6,146万円まで落ち込んでおりました。統計上はあくまでも農協出荷分ですので、農協出荷外の人もあるため、参考的なものと捉えてください。作物を多品目栽培している生産者もいるので、販売高が生産者の推移と比例するものではないと思いますが、改めてこの数字を見た場合、三川町として急務に新たな園芸振興策を打ち出さないとより一層米単作地域に拍車がかかるものと思います。

確かに離農する農家が増え、一人の農家に稲作が中心にまとめ上げられた現状ではあり、より一層園芸作物に手が回らない状態になると考えられます。園芸振興から見た場合、果たしてそれでいいのか疑問に思うことがあります。三川町としては、足腰の強い農業を目指すため、稲作プラス園芸振興策を打ち出しているわけですが、米プラス野菜の考え方に水稻から手を引いた高齢者も含めた農業者などに野菜单作といった考え方も打ち出すべきと考えます。生きがいづくり、健康づくり一生涯現役であってほしいものと思います。

百姓というのは、100種類の野菜を作れて初めて百姓になれると聞いたことがあります。極端に言えば、重点作物、選定作物など設けること自体いらないのではないのでしょうか。儲かる野菜は黙っていても必ず増えます。担い手の農業者も新しい作物を日々研究しているようです。そういった作物にこそ、光を当ててあげたいものです。栽培戸数、栽培面積、販売高を見ても、いま一つこれぞ三川町といった作物がないように感じるのですが、改めて見解を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問に対してですけれども、町長答弁にもございましたが、本町の場合は米の生産が主であると。農家所得を安定化といいますか。新たな所得の向上を目指すために、園芸作物の導入ということになってございます。ただ、この場合、その作物の選定にあたっては、常に消費者ニーズに対して柔軟に対応できる生産体制を整備する必要があるかというように思います。かつ消費者志向を捉えた野菜品目を柔軟かつ効果的に選択し、生産できる技術体系の確立と情報収集体制の強化を図ることが必要であろうかというように思います。

また、併せて水田畑地化や機械導入等の生産基盤の整備、こちらを推進するとともに、農業所得の拡大に向けた園芸ハウス等の導入を促進するというところで、本町の場合は先程町長答弁にありました事業を導入して、農業者に対する助成を行っておるところでございます。

その意味では、本町で現時点での特徴的ないわゆる産地形成をされている品目というものはございませんけれども、今後、農協等と協議をしながら、より農業所得の拡大に繋がるような品目について選定をしまいたいというように考えておるところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 確かに社会全体を見ても、少子高齢化社会の荒波が押し寄せ、2025 年問題、団塊の世代が後期高齢者に達し、離農者は増え、手間暇のかかる園芸作物への取り組みを諦めざるを得ない現状もあるようです。ここで改めて庄内たがわ農協と三川町の重点作物と選定作物の推移、支援策を比べてみたいと思います。まず庄内たがわ農協では、園芸重点振興策として、水稻とも営農類型が可能な庄内柿 1,300 本を目標に増やし、園地継承支援事業を柱に種苗支援を行うといったような話がありました。また、周年施設園芸や冬季や冬季間も収益を確保できる花きを拡大重点品目として、1 万坪の拡大を目標に、規模拡大や新規花き作付け者も対象に種苗助成を行うといったような内容もありました。その他に、キュウリ、長ねぎ、軟白ねぎを反収増進品目と定め、生産者の増益に努めるといったような内容もありました。また、枝豆については、出羽美人プロジェクトにより販売単価のアップを目指しているようです。振興品目では、ミニトマト、サトイモ、ニラ、アスパラガス、シイタケが掲げられておりました。

さて、三川町の重点作物は先程答弁でも言われたとおり、枝豆、長ねぎ、赤かぶの 3 品目、選定作物としてはパプリカ、花きや花木、サトイモ、アスパラガス、メロンの 5 品目が挙げられております。その他は、一般作物として取り扱われております。ここで比べてみて分かることは、管内の農協とはいえ、まず重点品目、選定品目が違うことではないでしょうか。農協が売ろうとしている作物と三川町として力を入れていこうとする作物が違うといったことでは、生産者は作物の選定から迷うのではないのでしょうか。確かに農協には出荷していない生産者も多くいるとは思いますが、この違いに関して山間部が多い地形と農協自体が広域化により平地で構成されている三川町との違いから発生しているのではないのでしょうか。

これらに関して再生協議会での考え方が柱になるのですが、今回の会議には現場の声を代表する生産組合長は全員欠席といったような話も聞いております。これでは、我々生産者の声が本当に届いているのか、いま一つ疑問になる点がありますが、確かに今の時代、専業農家は少なく、他の産業に従事しながら農業を営んでいる、また、役職に関しても回る順番といった部分もあり、なかなかそのようにはならない部分もあるとは思いますが、やはりそういった部分こそ我々の声を出してもらえればと思っております。

さて、いま一度重点作物、選定作物の意味、仕分けの必要について、私は先程から言っておりますように、やはり広い面で考えるべきだと思っております。今回の再生協議会のメンバーの中にも農協の方もいるとは感じておりますが、やはり広域な部分の話の中から三川町だけを見るのではなく、三川町から広域を見ていくといった必要が、私は改めてあると思います。そういった部分に関しまして再度重点作物、選定作物に関して答弁を願いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 重点作物、選定作物の内容についてというご質問でございました。重点作物、選定作物につきましては、米に代わる収益確保のために高収益作物を導入するというを目的として選定をしておるところでございます。町長答弁あるいはご質問にありました品目でございますけれども、こちらの品目につきましては質問もございましたが、三川町農業再生協議会の総会、あるいは三川町の農業振興会議、あるいは農業振興推進委員会、これはいわゆる生産組合長会議でございますけれども、こちらの中において内容について示させていただいて、そしてその場で決定をしておると。重点作物あるいは選定作物につきましては、これまでの本町の実態、あるいはその会議において出された意見によって決定をしておるところでございます。

先程お話がありました、本年の再生協議会の中で、生産組合長の代表の方がいらっしゃらないということでしたが、生産組合長会からは会長、副会長を含めた3名の方が委員ということで、その方で代表して、実は出席のご返事はいただいていたところでございます。ただ、当日急遽ご都合が悪くなって当日欠席ということでした。残念ながら本年度の農業再生協議会では、生産者の代表の方はいらっしゃらなかったわけですが、過去にはこうした事例はございませんでしたので、生産組合に対しましては前段での内容説明、案の部分ですね、こちらの説明をしておりますし、決定後にもまた内容の説明をさせていただいておるところでございます。その中で関係機関まして今もお話しました生産者も含めて広く意見をいただきながら、本町の実態に合ったあるいは本町で生産をしやすく、また販売機関とも相談をしてなるべく収入の上がるものということで、その作物を選定しておるところでございますので、ご理解をいただきたいというように思います。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。庄内たがわ農協の重点作物の中身をいま一度細かく分析させていただきたいと思いますが、庄内たがわ農協の重点作物のキュウリでは、三川町の生産者は0名、花き栽培に関しましては2名、振興品目ではサトイモが1名、ニラ0名、アスパラガスが1名であり、一方、重点作物の中の赤カブは2名しかいない現状であります。

私は先程から言っているとおり、こういった品目の戸数から、当然1戸の農家が膨大なかなりの大きい面積をこなしているケースもございますが、この人数から見ても私は果たして本当にこれが振興品目になるのか疑問に思うことがあります。庄内たがわ農協だからといった部分は確かにあるとは思いますが、三川町の重点作物、振興作物に関しても同じことが言える部分が私はあると思っています。

ここで私は三川町として収益的にも発展性の高い作物を挙げたいと思います。ねぎに関しては、生産者も多く、バラ出荷体制も三川町の出荷場にあり、価格も安定しているものと聞いております。また、生産者の方からも意欲的に技術の向上が図られており、そういった部分で面積の増大、そして長期間にわたる1年間を通しての栽培体系も可能といった部分で、こちらに関してはぜひ、今後とも三川町としても進めてもらえればと思っています。

また、一般作物に振り分けられているパプリカに関して話をさせていただきます。パプリカ生産者は三川町では8名にものぼり、生産者は増えてはいませんが、減ってもおらず、生

産者の年齢は高く、70代から80代半ばの生産者が多く、生産者の意欲はまだまだ高く伸びる作物と言えると思います。しかしながら、新しい生産者が増えておらず、現状の課題としては技術指導員が農協におらず、多くの品目で指導員がいない現状に、問題があると見受けられます。また、農協の中身を見ますと、職員体制を見ると多くの指導員が何らかの理由で職場を早期退職している現状も課題があるように思われます。

庄内たがわ農協の話は深くはいたしません、作物に対して指導体制が整っていないといった部分に関しては、やはり技術的な部分もあり、生産者は確かに伸びない部分であり、行ってもなかなか成功しない事例も聞いております。私はそんな問題を克服するためにパブリカ部会のお話をさせていただきましたが、パブリカ生産者ではベテランの生産者に電話や現地に来てもらい、指導を受けていると聞いております。現在では1坪1万円の売り上げが上がり、所得率65%に上がっているそうです。早ければ6月から12月ごろまで収穫ができ、ハウス内の仕事といった部分、そして作物自体が軽いといった部分もあり、高齢者が取り組みやすい作物と言えるのではないのでしょうか。

また、三川町では天神堂にあるキノコ生産者グループが立ち上げたキノコ培養センターがあります。8名の生産者がシイタケ栽培に取り組んでおります。ここ数年でかなり人数は減ってしまいましたが、一番多い時期で20名近く生産者はいたと私の記憶の中には残っております。また、シイタケに関しましては、直接販売ルートを確立している生産者も多く、農協の販売高だけでは見ることができるものではありませんが、大規模に行っている生産者に限り独自で販売しているため、数値的には最初に述べた農協出荷700万円台を大きく上回ると予想されております。また、キノコ培養センターでは年間50万菌床が出荷されて、町外にも多く出荷されています。もともと庄内たがわ農協管内で60万菌床販売されておったのが管内では今30万菌床に減り、今では50万菌床以下の25万菌床が庄内たがわ農協管内であり、残り25万菌床が庄内たがわ農協管内以外といったような話の数字も聞いております。

農協のシイタケ生産者が減った原因に挙げられるのが価格の低迷。1年を通しての栽培には夏場、冬場の電気代、灯油代が跳ね上がるなど経営を圧迫する形となったため、現在では夏場にはシイタケ栽培を行わず、その棚を空けているといった状況を垣間見ることができます。これでは生産者も増えないし、単価も伸びない。市場からの信頼感もなくし、悪循環の繰り返しであるのではないのでしょうか。

私もシイタケ栽培をしてから40年になりますが、周年でのシイタケ栽培には厳しさを感じざるを得ない状態があります。そこで、我が家では、夏場に収穫のピークを迎えるシイタケをやめ、キクラゲ栽培に取り組んでまいりました。現在も継続しているのですが、キクラゲは夏場の暑さがないと収穫が減りますが、水さえ掛けていれば繰り返し収穫ができるなど利点があり、シイタケから見れば電気料など経費面がかからず、収穫基準もシイタケのように13種類以上がなく、バラ出荷体制もでき、大変取り組みやすい作物と言えるのではないのでしょうか。しかしながら、日本全体にその風潮が広がり、今では栽培が簡単なこともあり、一気に全国的に生産者が増え、値段の総崩れといったような現象も聞いております。私の場合は、現在も数を減らしながらキクラゲ栽培をしているところではございます。

また最近ではキクラゲに代わるものはないかと思い、様々調べた結果、昨年より新しく栽培しているのがタモギタケといった別名「幻のキノコ」で、栄養価値もかなり高く、菌自体が黄色で香りが良く食べてもかなりおいしく、なかなか人工栽培では難しいといったことが書かれており、培養日数もシイタケで120日かかるのがタモギタケでは45日と短く、また珍しいこともあり、単価を高く設定しても販売され、昨年試験的に神奈川県で販売してきたのですが、健康ブームと重なり、かなり高値で販売したのですが、すぐに完売になりました。

我が家では独自のパンフレットを作り宣伝しているのですが、先行きを考えても皆さんの方には見せることができないんですけれども、こういった黄色いカラー刷りにタモギタケの特徴を謳って品物と一緒に説明をしながら販売してまいりました。ここに書いてあるのも、先程言ったような簡単なものではございますが、タモギタケの特徴について収量が少ないことが関係しておりますが、天然物は森の奥でしか収穫することができず、ほとんどが山地周辺でしか流通していない。また、人工栽培が難しく、収穫できる数に限りがあり、価値が上がり、その辺から「幻のキノコ」と呼ばれているといった部分、そして別名「幻のキノコ」と言いましたけれども、もう一つの名前がありまして、タモギタケの特徴として、スーパー健康キノコとも別名言われております。

これを見ると、エルゴチオネインがビタミンEの約7,000倍あり、免疫が向上するβ-グルカンがアガリスキの2倍以上の含有、腸内環境・便通の改善、ミネラルが豊富で、そして私が一番関心を多く持ったのがアミノ酸、グリシン、リジン含有が多く、これは実はダイエットに大変効果があると言われている3要素であります。この辺から考えても、このタモギタケに関しましてはまだまだ伸びる作物と私は思っております。興味のある方、後で教えていただければ回しますけれども、新しい三川町としての作物にふさわしいと私は思っております。ぜひ一気に世に広がる前に、三川町の特産の一つとして推し進めてはいかがでしょうか。三川町のイメージカラーは黄色。春は菜の花の黄色、夏にはタモギタケの黄色、決して悪くはないのではないのでしょうか。パプリカの振興、キノコ類の振興は可能性は大いにあると思うのですが、再度見解を伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問の中にもありましたが、園芸作物につきましては、市場価格の変動に大きく影響されること、また消費者の嗜好の多様化による要求品目の変化が激しいということがございます。近年の例ですけれども、例えばある一つの作物が首都圏で品薄になったということで高騰したということで、全国的に作付けを行ったところ、翌年は生産量の過多によって値崩れが発生したというようなこともございます。その意味では、園芸作物につきましては、市場の動向等を常に注視をしながら選定をする必要があろうかと。

逆に言いますとご指摘のありましたとおりに産地形成ということで、庄内地方、三川町であれば何々というところまで全国的に名を轟かすというような戦略もあろうかと思えます。ただ、その前提は特に販売部門からの要求でございまして、一定数のロット、つまり面積によって安定的な供給がなされるということが前提であるというようにされております。その意味では、先程のお話もありましたけれども、本町の重点作物であります3品目、ある

いは選定作物であります5品目につきまして、生産者のそれぞれの生産の農業経営の形態で、これに合わせた形で選定をしていただいておりますというところでございます。その意味でJAとも当然相談をしながらでございますけれども、いわゆる産地形成の部分につきましては、特に町としての指導、あるいは町としての団地化等については、現時点では想定をしておらないというところでございます。

ご質問のありましたパプリカにつきましても、収益率の高さというところにつきましては、ご指摘をいただいておりますけれども、現時点で当然それぞれの生産の形態の中に新たにそのパプリカ部門を導入するということについては、各農業者の判断によるものというように考えておりますので、その方向性がもし定まるということであれば、支援はしてまいりたいというように考えております。

また、菌茸類につきましては当然複合経営上、重要な位置を占めておるということは認識をしておるところでございます。本町の場合は、菌床栽培に取り組む生産者が多いということでございますので、これまでの慣行栽培から上面発生栽培へと技術向上させ、並行して周年栽培できる施設の導入ということで、生産の拡大を図ることを狙いとしておるところでございます。また、バイオセンターと菌床導入の連携を図りながら、低コスト、高品質生産を推進し、輸入菌床との差別化を図るということを、まして菌床産地としての確立を目指すということも本町の地域水田農業ビジョンの中でも示されておるところでございます。

ただ、ご指摘がありましたとおりに通年の栽培におきましては、いわゆる経費の問題がございますので、トータルとしての農家経営、農業経営の中にその経費をどのように算入していくか、そしてご指摘ありましたとおりには必要であれば経費が増大する期間についての生産を中止するという判断も必要だろうかと思います。その際に新たな園芸作物に取り組むのか、また違うような形で農業所得の向上を図るのかにつきましては、これはまた各農家の判断によるものというように考えておりますが、様々な形でのご相談につきましては農家の方からのご相談があればそれに対しては真摯に対応してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 個々の生産者に委ねるといった部分の話は分かりました。しかしながら私はもののピークにはそういった長期間売れるとは考えておりません。先程も言ったとおり、キクラゲに関しても一気に増え、一気に全国に広がり、単価が落ちるといった傾向があり、このタモギタケに関しても我が家で栽培できるのであれば、たぶん一気に広がるものと考えております。

一番簡単な例を申しますと、皆さん専門的な知識がないので分からないと思いますが、シイタケの菌床というのは6面体でできており、元々シイタケは6面体から発生する栽培が主流でございました。しかしながら、私がちょうど腰を痛くしていた期間があり、これではとてもシイタケ栽培ができないといったときにまだ試験栽培ではありましたが、上面から栽培する、6面体の1面からだけ栽培する方法。これは上面栽培というのですけれども、生産者の中では収量が6分の1に減るのではないかと。こんなばかげた話は通用するのかと

いったような話があり、しかしながら、私も様々調べながら、このままではシイタケ栽培ができなくなるといった部分で、上面栽培に一気に切り替えて皆さんからは「こんなことはやめた方がいいのに」と言われた部分もあったんですけれども、実は6面体の1面から出すとといった部分に関しましては、収量も品質的にもかなり上がり、今まで上物率が4割だったのが8割までに上がり、単価も収益的に一気に上がって、田川全体からそんな話があるのかといった部分で、大型バスで何度も研修先として来られた経験がございます。あいつが成功したのであればといった部分の話が一気に広がり、今では山形県内、そして全国でもそうですけれども、上面栽培というのは実はこの発祥したのは私だとは言えませんが、そういった部分もあり、実はチャンスというのはまだまだあると私は感じております。

タモギタケに関しましてもそうです。ぜひ一度、今がピークの時期を迎えておりますので、ぜひ現場を見ていただきながら、試食会などもしていただきながら、まずは自分の口で味わって、自分の体にどのように作用しているのかを皆さんから感じてもらえればと思っております。その際、再度考えてもらえればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

我が地域では、転作としてねぎの栽培、ジャガイモを栽培する若者、花き栽培の他にサツマイモを新しく栽培する者、そばを新しく栽培する若者、メロン栽培に取り組む若者、そして長年畑一面にトウモロコシやブロッコリーを栽培している高齢の方が意欲を持って取り組んでいる姿を見ることができます。そういった生産者に行政で後押ししてもらえればと思っております。重点作物とか選定作物とかの枠を超え、生産者が意欲的に取り組む作物が私は重点作物であり、選定作物で私はそれで良いと思っております。

農協の園芸振興策には行政と連携し、新たな団地化による産地拡大に取り組むと書かれておりますが、立地条件の違う三川町として現状、団地化には程遠く、独自の特産品の開発に力を入れてみてはいかがでしょうか。確かに高齢でだんだん離農しようと悩んでいる生産者もいると思いますが、先程から述べたとおり、パプリカのように高齢者が自らチャレンジし収益を増やし、いつまでも体を動かし、生涯現役を貫いてもらえればと思っております。将来的には、空き家などを利用し、また空きハウスを借りたりし、老人クラブで農産物の栽培もしくはアルバイトをしてもらい、自ら地域で販売をしてみても私は面白いと思っております。やはり、そういったお金が動くといったものに関しては、当然健康づくりプラス収益的な部分、孫にお金をあげる、ひ孫にお金をあげる、そして健康づくりもできる、一石二鳥、三鳥も私はなると思っております。これこそが長生きの秘訣ではないでしょうか。この考え方について、再度答弁を願いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました離農者の活用を含めた、生涯を通して健康づくりも含めた形での農業への従事という部分については、まさしく意見を同一にするというものでございます。ただ、この中で健康づくりあるいはその周囲の方の見守りというものも、当然必要になってこようかというように考えておるところでございます。

適度な運動につきましては、長生きの秘訣ということでご指摘のとおりだと思いますけれども、当然その延長線上には、より多くの収益より良いものを作りたいというような意欲も

出てこようかと思います。そこで、ご自身との健康状態との話ということも出てこようかと思いますが、ご指摘がありましたとおりに、生涯体を動かしてかつ農業従事をしていただくというようなことにつきましては、国等でも一つの考え方として、生涯農業者というような考え方も出ているようでございますので、この辺の考え方につきましては、ぜひこちらとしまして情報収集をいたしまして、広くPR等できればというように考えておるところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） この質問に関しましては、老人と言いましょうか、老人クラブ自体の話をさせていただきました。しかしながら、限られた時間でございますので、本当であれば健康福祉課の方の面からも話を聞きたいとは思ったのですが、これに関しましては答弁はいいと思いますので、ぜひこの次また機会があるときにお聞かせ願えればと思っております。

続きまして、町外に流出する農地について質問させていただきます。先日、我が地域では、10町歩からの作付けしている生産者が離農いたしました。引受手も二転三転し、最終的には藤島に法人を持つ会社が栽培し、管理をしている現状であります。そのときにこんな話を聞くことができました。藤島では60町歩クラスの農業法人が多く、これ以上地元では増やすことができなく、三川町のようにパイプ灌漑で、5時には水が勝手に出て夜の8時で水がとまり、基盤整備の田んぼの大きさはほとんど3町歩田んぼで管理はしやすく土がらも良いので大変助かると喜んでおりました。また、別の法人の方は、地元ではこれ以上面積の拡大が望めないで、これからは担い手の少ない三川町を中心に作付けをしていきたいといった話を耳にいたしました。

また、我が集落には大手の会社で取り組んでいる農地もあり、今後環境維持など不安は募りますが、本当にこのままで良いのでしょうか。先程言った大手の会社に関しましては、いくどとなく空き農地を探しているようにございます。当集落以外、また三川町全体も考えて、そういった部分で取り組もうとしているところと私は聞いております。確かに個人として農地の作付けは限界に来ている農家、これ以上は増やせないといった声も耳にするのですが、作ってもらえるだけで感謝しないと、といった声も耳にいたします。時代や地域の事情に合わせて、これまで行政や農協の力を借り、法人の立ち上げを見てまいりました。私はやはり地元で何とかできるものなら、地元の生産者にお願いしたいと思うのは必然だと思います。個人的には無理でも法人として働き手を増やし、安定的な経営を維持できれば、農業法人などの組織づくりもまだまだ三川町には必要だと思います。

先程町長答弁で、農業者個々の判断に委ねるといったような内容があったと思われませんが、三川町には旧組織の法人に関して立ち上げ時には行政から定款や手続のアドバイスを受けながら進めてきたと聞いております。我が農業法人の立ち上げ時にも、大変良きアドバイスをいただいた記憶がよみがえります。産業振興課では、ポイント的にはこの地域にこの集落をカバーできる法人を立ち上げればと思う場所がきっとあると思っております。段階的には集落営農から始めても良いと思うのですが、個々の判断で立ち上げてもらえれば越したことは

ないのでしょうが、私は私の耳にはそのような話は届いておりません。先程から答弁にあるように、個々の判断といった部分に関しては、なかなか私はハードルが高いと思っております。行政が一步踏み出せる後押しをしてほしいものだと私は思うのですが、再度見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 農業法人化に対して行政の後押しをというご質問でございました。ご質問の中にもございましたが、これまでも本町内で設置をされております農業法人等につきましては、当然、行政でバックアップをしながら、あるいは必要な助言を行いながら、立ち上げをしておるというところでございますが、実は最終的に農業法人の結成といたしますか、設置までは至らなかった部分についてのご相談は何件か受けております。ある程度の集積をされている農家の方について、これ以上の集積を行うには違う形の方がいいのではないかということで、ご相談を受けました。ただ、前提としてこれまで、町長答弁にもありましたが、本町の場合は家族農業での経営が主でございますので、法人化ということになると、これまでの経営形態が大きく変わるというところでございます。

本来であれば季節、あるいは通年の雇い上げの方がいらっしゃって、その方を常時的に雇用する必要があるという形であれば、法人化等についてはある程度スムーズにいくものというように考えますが、家族経営の延長線上ということになると、かなり大きな経営形態の変化がございますので、そこの部分について残念ながらそのご相談に見えた農家の方については、少し認識が違っておったということがございまして、最終的には農業法人の設置までは至らなかったというところでございます。

そういう意味におきまして、まずは農家個人がご自分の経営形態あるいは将来的に目指すべき農業の経営形態を示しながら、最終的に農業法人等に向かうんだというようなことに対してその意思をまず明確にさせていただいて、それに対して方法論なり、あるいは手続についての助言を行っていききたいと、あるいは集落の中で今後、みんなで農地を守りたいんだということでのご相談があれば、ご質問にありましたとおりに集落営農から始めて最終的に農業法人等の設置というようなところまでの流れというものもあろうかと思いますが、まずは農家の方、あるいはその地域の方のご意思というものを尊重して対応してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 私は決してそれは理想論とは言えません。本当に私は現場の声を耳にする機会が多いので、やはりそうなれば、私は本当に三川町の農地も守られ、後継者不足も減り、何とかそういった若者を中心に担い手を中心にカバーしていただければ大変助かると思っておりますが、なかなかそういった見えない部分が前回の行政と農業委員会の方を中心に、集落の方に足を運んでいただき、今後の地域づくりについて話し合う機会がありました。

そのときの意見をまとめてみると、やはり皆さん、現状を維持できればといったような話がほとんどで、今後後継者がいる方とか、なかなかそういった部分後継者がいても、農業は

どうかとか、自分の代で十分終わって、何とかその部分に関して作ってもらえる人がいたら助かるといったような話も多くありました。なかなかその中に意見としてなかったのが、私がかバーして作ると言った人は一人もいないといった現状が多く、自分の家を守れない若者が手いっぱいの方が地域を守るといったような余力は、実は今の流れの中では大変厳しいものがあると私は思っております。

そのためのやはり方策を考えてもらうのも行政の一つだと私は思っております。先程からそういった話が来た中で、途中で消えてしまったといったようなものもあると聞いておりますが、これからもぜひそういった話にどうしたら途中で諦めないで済むのか、逆にどのようにしたら法人がうまくいくのかまで突きとめてもらえればと逆に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、三川町のほ場に関しては、藤島の法人以外にも隣接している地域が関心を抱いていると思ひれます。大手の会社が農業部門に目をつけ、三川町に拠点を置いたのは米どころの庄内の中心地であり、利便性からも優れているからと私は思ひます。日本では、食料品の値上がりにより米に対する需要が増え、品薄状態になっているという話を聞いております。今後もし透明な時代が続くと思ひれます。三川町として令和4年度個人町民税の割合が2.7%しかない農業だからといった部分で考えているのか、2.7%しかない農業をいかに増やしていくのか、これはやはりしっかりとした作戦のもと長期間になると思ひますが、しっかりと行政と生産者がスクラムを組み、三川町の農業を我らの手で守るんだといった考え方をしっかりと置いてもらいたいと思ひます。私は三川町の農業を守れるのは三川町の農業者しかいないと思ひます。今こそ三川町らしさ、三川町の食糧を安定して生産できる体制整備を整え、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（志田徳久議員） これで1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 （午前10時26分）

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 （午前10時50分）

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願ひます。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

1. 防災対策について

1. 頻発する自然災害の教訓をもとに常に防災力の向上を図る必要があると考える。大規模災害発生時における行政による初動対応の迅速さが重要になる中でその課題と実効性について伺う。

2. 発災時における自主防災組織との連携、また組織の機能維持・強化について所見を伺う。

3. 避難所運営や物資調達において官民合同の訓練、連携が重要と思われる。災害時における協定の実効性も併せて確認すべきと考えるが所見を伺う。

4. 減少傾向にある消防団員の確保策と機能別消防団員の連携、充実について伺う。

2. 健康・生きがいがいづくりに
1. 一般介護予防事業における各種事業への参加者の増加策及び参加していない方への対応策について伺う。

2. 高齢者においても車の運転は社会参加を促す上でも重要になると考える。本人も家族も安心して安全運転が続けられるよう、運転免許の更新時以外での高齢者講習等の受講に対する支援について見解を伺う。

3. 生活支援体制整備事業における買い物代行の現状と小売店事業者連携やタブレットを活用した買い物支援体制の構築について所見を伺う。

初めに、今回防災関連の質問をするにあたり、令和6年能登半島地震で亡くなられた方々へ謹んで哀悼の意を捧げるとともに、1日も早い復興をお祈り申し上げます。また、本日は老人クラブ連合会女性委員の方々を含む多くの傍聴者の方々をお迎えしまして、より一層の気持ちを込め、また緊張感を持って質問をさせていただきたいと思います。

それでは、令和6年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

質問事項1、防災対策について。

1、頻発する自然災害の教訓をもとに常に防災力の向上を図る必要があると考えます。大規模災害発生時における行政による初動対応の迅速さが重要になる中でその課題と実効性について伺います。

2、発災時における自主防災組織との連携、また組織の機能維持・強化について所見を伺います。

3、避難所運営や物資調達において官民合同の訓練、連携が重要と思われます。災害時における協定の実効性も併せて確認すべきと考えますが所見を伺います。

4、減少傾向にある消防団員の確保策と機能別消防団員の連携、充実について伺います。

質問事項2、健康・生きがいがいづくりにについて。

1、一般介護予防事業における各種事業への参加者の増加策及び参加していない方への対応策について伺います。

2、高齢者においても車の運転は社会参加を促す上でも重要になると考えます。本人も家族も安心して安全運転が続けられるよう、運転免許の更新時以外での高齢者講習等の受講に対する支援について見解を伺います。

3、生活支援体制整備事業における買い物代行の現状と小売店事業者連携やタブレットを活用した買い物支援体制の構築について所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の防災対策に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

大規模な災害発生直後の初動期といわれる発災後概ね48時間から72時間までは、住民も混乱し、物資調達はもとより、職員の迅速な登庁や職員配置も道路や交通事情等により困難を極めることが想定されることから、早期の災害対策本部の設置による初動体制の確保は課題となっているところであります。そのような状況にあっても、町の職員は、災害発生時の初動マニュアルに基づき、できる限り速やかに登庁し、上司の指示に従い、災害対応業務に従事することとしております。

そして、この初動対応業務の実効性を高めるため、職員は災害対応業務に専念できるよう日頃からの備えに努めるとともに、町としても職員の防災力が高まるよう訓練や研修を充実させることが重要であると考えているところであります。

また、避難行動等の実効性の向上が期待される自主防災組織に対しましては訓練の支援とともに、防災人材の育成に繋がる研修会等への参加を促し自主防災組織の機能維持・強化に、各町内会と連携して取り組んでいるところであります。

次に、3点目の災害協定の実効性の確保に関するご質問であります。官民合同による訓練等につきましては、これまでも総合防災訓練においては、協定事業所と連携して実施してきたところであり、令和4年の横山地区での総合防災訓練では、地域住民と連携した避難所の設営や物資の調達・運搬等の訓練も実施したところでありますが、この訓練では、コロナ禍にあり、協定事業所はもとより他の機関との連携した訓練も極力控えたものとなったことから、今後は、その実効性が確保されるような訓練となるように検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の消防団員の確保等に関するご質問であります。団員の確保につきましては、町では、団員の負担軽減や処遇改善に取り組むなど、団員の確保に努めているところであります。また、団員自らも、地域の繋がりの中で、消防団員の活動への理解を求め、加入の促進に取り組んでいただいているところであります。

また、機能別消防団員の連携、充実につきましては、機能別団員には報酬が支払われるものの、訓練や消防行事への参加も伴うことから、なり手が少ない状況にあります。そのため、本町では、まずは消防団協力員の増員に努めながら、平日の消火活動等への協力の他、大規模災害時には自主防災組織との連携による救助や避難活動の応援体制の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の健康・生きがいづくりについて、1点目の一般介護予防事業への参加者の増加策等に関するご質問であります。一般介護予防事業は、高齢者が要介護状態になることを予防し、または要介護状態になった場合の悪化を防止することを目的に、65歳以上の高

高齢者が利用できる介護予防事業であります。本町では、介護予防研修会、介護予防教室、地域介護予防活動支援事業等の取り組みによりフレイル予防に繋がるなど、一定の効果が得られているものの、一方で、参加者の固定化、事業内容のマンネリ化など課題を抱えております。そのようなことから、本町においては各町内会等の100歳体操に今年度から年4回専門職を派遣し講話等を行い、高齢者のニーズや介護予防に対応したプログラムを取り入れることとしており、今後とも魅力ある一般介護予防事業の提供に努め、事業の重要性のPRを図り、関心を寄せていただけるよう努めてまいります。

次に、2点目の高齢者の安全運転に関するご質問であります。現在、70歳以上の高齢者については、免許更新時に高齢者講習の受講が法律で義務付けられており、また、71歳以上の高齢者の免許の有効期間は3年で、その都度、更新時講習が必要となっているところでもあります。このように高齢者については一定の講習の機会があることから、これ以外の講習を受講する意識はあまり高くないものと捉えております。

なお、本町においては、イベントの際に、警察や関係機関と連携して、運転技能を測定できる機器の配置や安全運転の意識高揚に繋がる教室開催など、高齢者の安全運転対策を講じているところであります。

次に、3点目の買い物支援体制の構築に関するご質問であります。生活支援体制整備事業における買い物代行については、取り決めを行っている町内会は1町内会にとどまっており、利用している方は1名という状況であります。

また、小売店事業者連携につきましては、三川町ショッピングセンター開発協同組合と連携し、商品の宅配や送迎サービスの実施に対し、補助金による支援を実施しており、一定の買い物支援体制の構築はなされているものと考えております。なお、タブレットやスマートフォンなどのモバイルデバイスやパソコンを活用した買い物支援体制の構築に関しましては、全国的には買い物代行や宅配のみならずネットスーパーやeコマース等のサービスが増加傾向にあるものの、本町においてはそのようなサービスを展開する事業者の確保が重要であると考えております。

近年、話題となっておりますドローン配送やロボット買い物支援等、買い物支援体制につきましては、都市部においては日進月歩で発展しておりますが、地方への波及については、未だ進んでいない状況にあるため、今後の展開につきましては、国をはじめ関係機関・団体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

- 4 番（佐久間千佳議員） それでは再質問させていただきます。今年の元日に発生した能登半島地震は、最大震度7、マグニチュード7.6ということで、死者は災害関連死を含めると260人と報告されております。負傷者も多数でありまして、住家被害8万1,712棟と多くの尊い命が突如として奪われた上に、建物やインフラへ甚大な被害を残しております。また、未だ避難所生活を余儀なくされている方は、79の避難所に1,290人とされており、地域の繋がりさえ分断させる震災であったと思います。先日、6月3日にも震度5強の余震も発生していることから、丸5ヵ月たった今でも予断を許さない状況にあると再認識させられまし

た。いつ何時起こるとも分からない大規模災害には、平時より物心両面での備えが重要であるとともに、その教訓を生かさなければならぬと考えております。

そこで、まず初動体制について伺います。災害対策本部の設置については、震度5強での設置というように決められておりますけれども、今回の石川県内の市町では16時10分から18時までには設置しているというように報告されております。本町における災害対策本部の設置については、様々な状況を勘案した上で想定されているのか、また、開設までの時間をも想定されているのか。更には避難所開設に関しても、同時並行に考えていかなければならないと思いますけれども、その想定はどのようになっているのか、まずお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず災害対策本部の設置について、地震等についてはそのとおりであります。また自然災害と言いますと洪水等もありますので、警報等の発生に、また見込まれる災害の規模等も想定しながら速やかに設置するということになっております。地震の場合、震度5強云々とありますが、ただ先程申し上げましたとおり、災害には様々なパターンが想定されますので、その状況に応じた形で一定の基準というのを設定してありますが、その見込まれる災害の内容等において、町長の指示等も含めて設置をするということになります。

その時間云々という話については、まず速やかにということになりますので、先の1月1日についても震度4という本町での値ではあったわけですが、正月ということもありましたけれども、速やかに全課長が登庁の上、いわゆる対策本部設置前の連絡会議といいますか、そういうものを設置といいますか集まりまして、それぞれ情報収集、情報共有をいたしたところであります。なお避難場所ではなく、避難所の設置につきましては開所については震度5強ということになっておりますので、対策本部と同時に、上司の速やかな指示のもとに担当職員が現時点では開所するという計画になってございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今年の1月1日の時点で本町でのそういった情報共有、課長等が参集したという答弁でありましたが、どのぐらいの時間がかかったのか、もしその資料等あれば説明いただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 先程申し上げたとおり、震度4であったということもございませう。実際に全ての課長が登庁したわけではございません。やはり町有施設またはインフラ等を所管する課長と併せて職員等が集合いたしました。概ね午後5時前には登庁しておったかと思えます。私も災害担当の部署として発生後、速やかに登庁し、担当等と情報を共有しながら、関係部署の連絡等を行う対応をしたところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 震度4でしたけれども、まずは災害対策本部設置を想定して、そのぐらいの震度であれば行動していただきたい。訓練ではありませんが、想定した行動をしていただきたいというように考えます。地域防災計画の中の避難所運営計画においては、あ

らかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、速やかに職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努めるとあります。緊急性の低い妊産婦を含む要配慮者に対する民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げ、多様な避難所の確保に努めると記載されております。今回の石川県における地震でも災害関連死であったり、避難所運営に関して様々な問題が浮き彫りになっております。この計画のとおり、要配慮者に対する対応について現状を伺います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 防災計画上では、いわゆる要援護者といいますか、日常生活に支障を来たす方等が避難する場所として、いわゆる福祉避難所的な避難所も想定しておるわけですが、ただ、現時点で協定等を結び、実際の避難所として受け入れをお願いしているといえますか、協定を締結しているところは、法人けやき1法人ということであります。ただ、本町の中にはいわゆる特別養護老人ホームだけではなくて、老人保健施設等もございます。また、ケアハウスでしたかね、そういった介護を要する方の施設等もございますので、そういったところとは今後計画上にも記載してございますので、実際の受け入れ等について具体的な形で受け入れが可能となるよう対応してまいりたいということと考えております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ初動対応というものが大変重要になってくると、今回の地震でもそれを教訓にしなければならないと思いますので、今回の地震を教訓にして速やかな初動対応に努めていただきたいと思います。4月4日に起こった台湾地震においては、3時間後には避難所の開設を行っている。速やかな避難ができたと報じられております。やはり初動体制の確認は、平時から必要であるということが今後教訓にしなければならないと思いますので、本町においても取り入れていただきたいと思います。

自主防災組織関係に移ります。今回の地震においては、やはり大規模災害時においても自主防災組織との連携というのが必須になってくると思います。各組織での災害時の対応マニュアル、どれほど浸透されているのか。今回の震災での各自主防災会での活動というのは、当局においては把握されているのかどうかお伺いしたいと思います。マニュアルとしては、震度4以上で参集して情報を収集する、住民の安否確認をするというように記載されております。また、震度5以上で自主防災活動を開始とあります。自主防災本部の立ち上げであったり、町の災害対策本部へ一報を入れるというようにありますが、やはりその辺の認識が浸透されているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 各町内会における自主防災組織、この立ち上げについては役場職員も関係し、一定の基準の行動マニュアルといえますか、組織系統についても一緒になって考えながら、町内会すべての組織に自主防災組織を設置していただいたところあります。

ただ、残念ながら先の能登半島の大地震の際、震度4であったわけですが、その際にそのマニュアルといえますか、実際に役場等への報告があったところは、私個人としてはなかったように記憶しております。ただ、こちらの方で情報収集ということでは、町内会がそのマニュアルに基づいて震度4で避難場所である各町内会の公民館等に集合したという話は聞いて

ておりますけれども、いかなせん大規模災害等久しく起こっていない本町においては、私も含めてかもしれませんけれども、各町内会においてもそういった避難行動がこういったものなのか、どの程度でこういった行動を起こすべきなのかというところに対する意識は策定時よりは低くなっているのではないかとということで捉えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり意識もなかなか低下しているのかなと思われまして、今回の震災においても具体的にどのように行動すればいいのかというところが分からない組織が多かったのではないかなというように感じております。実際に参集されなかったという地区もありましたので、その辺の再度の認識、再確認をしていただきたいと思いますし、各組織、把握しているという答弁でありました。要配慮者等の増加で、単独組織でその自主防災活動が困難になってくるところが出てきているのではないかなと思われまして。そういった自主防災組織の委員といいますか、メンバーの方たちですら要配慮者といいますか避難対象者になってきていると。そういった組織に関しまして、やはり近隣の集落の組織等の再編も必要になってくるのではないかなと思われまして、その組織の再編に関して見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まさに各町内会における自主防災組織、ご質問にあった状況にあらうかと思えます。先程申し上げたとおり、自主防災組織を立ち上げたところから、もう20年ぐらい経過するのかなというように思います。そうした中で当然世代交代といいますか、各町内会の組織における構成メンバーの年齢も変わってきております。そうした状況の中で、いわゆる追って出てきます消防団員もそうですが、地域を守るといいますか、そういった担い手も非常に不足する中で、防災というところに特化したときに、本当にご自身なり、周りの近所といいますか隣組等で本当にその要援護者を避難場所まで連れていけるのかというような不安はあらうかと思えます。まさに、それがそれぞれの自主防災会の実効性、そのための訓練というのが本当に必要になってくるんだろうと思えます。

先に消防団員の自主防災会における活動という中では、訓練上は確かに消防団員というのは、そういった手薄なところの人助け、避難所まで一緒にといえますか、救助というものもあるでしょうけれども、地震等になりますと、水害でもそうですが、災害対応、もしくは内水排水等で消防団員が実際にはその場にはいないということも想定されるわけですから、まさにご質問にあった一自主防災組織だけで完結して避難できるということには、現状多くの町内会、組織がそのように、少しその計画性の実効性に疑問を抱かざるを得ない状況もあらうかと思えます。

町としても町内会とともにそういった場合の町内会同士の横の連携といえますか、そういったものも可能かどうか。やはり災害等の場合は、まずご自身、そして家族の安全を確保してからということになるわけでありまして、その次に地域の活動ということになるかと思えます。ただ、その地域の活動も本当にできるのかどうか。それは町もそうですけれども、これから本当に真剣に考えていかなければならない課題であらうというように考えると

ころであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この自主防災組織に関するマニュアルの後ろの方には興味を持って参加、楽しめる訓練を実施していくことが必要だというように書いております。やはり、この地域内での自主防災組織、研修は行われているという町長答弁でありましたが、やはり住民全体での意識向上というものが必要になってくると思いますし、そういったイベントを近隣の町内会であったり、近隣の自主防災組織と合同で行うということが、今後実効性を上げていくことになろうかと思しますので、その辺の再構築といいますか、そこを再認識、再確認に関して、速やかに検討をしていただきたいというように思います。

次の避難所運営に関する質問に移らせていただきます。この地域防災計画を見ますと、災害協定というものが24、また、その他県関係が関連している11支援というものを結んでおりますが、それぞれの協定発効における想定訓練、先程総合防災訓練の中ではこれまで行ってきたという答弁でありました。やはり再確認、いま一度再確認する必要があるのではないかと思います。特に住民生活で気になっている声を多くいただくイオンとの協定であったり、コメリとの協定、または福祉避難所として先程出ました社会福祉法人けやきとの協定、どのように災害時に発効されるのか気になるという声が出ております。やはり、そういった住民に直結する部分から再確認していかなければならないというように思いますが、その確認についてどれぐらいスピード感を持って行うのか検討するというようなお話でありましたが、その見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 各避難所、小学校等については、いざ避難所として運営する際に必要なテントでありますとか、そういったものは計画的に備蓄といいますか備えを進めているところであります。ただ、飲料等については、現時点でそれぞれの避難所にいわゆる食料備蓄としてはしていない。ただし、近隣の事業所等からの速やかな飲料等の提供ということで考えているということで説明をさせていただいているところであります。ご質問にありましたとおり、飲料ということでは、イオンをはじめ、あと庄内たがわ農協、それから自販機等を展開しております地元の自販機のメーカーとも災害時には無償でその飲料が使えるというような形での町単独での協定を締結しているところであります。

ご質問のとおり、協定は結びましたが実際に物資の調達ということではこれまで庄内たがわ農協なりイオンということで、日にち指定の中で短時間に例えばお米であったり、飲料を届けていただくということでの訓練は行ってきたところです。ただ、総合防災訓練という機会を捉える中で行ってきた経過もあることから、改めてその協定内容についてはできるだけ速やかに内容の確認、また新たなサービス提供ができないかどうか等についても確認しながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ当局側もですが、協定を結んだ側も人事異動等でそのオペレーションをどうやって行うのかなというところを再確認する必要があると思われしますので、

それは適宜行っていただきたいというように思います。

協定に関する質問ですが、少し広域的な質問をさせていただきたいと思いますが、姉妹都市関係になりますので、町長より見解をお伺いしたいと思いますが、災害時の相互支援といったものを想定した姉妹都市協定、地区とでもできようかなと思いますが、そういった協定を平時から結んで農産物であったり、人的交流を深めていくといった考え、当局としては検討できないものかと思われますが、例えば浦島小学校のあります横浜区でしたり、藤沢市でしたり、そういったこれまでも交流を続けてきた地区との連携といった部分が新型コロナウイルスにおいて全く途絶えてしまったかと思われますので、そういった災害時における相互支援、農産物、人的交流を含めた姉妹都市の協定に関して、町長より見解、所見をお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 災害時における自治体間の支援というようなことについては、本町においても以前「みかわ」という名前の関連で全国の6の自治体と交流を進めてきた経緯がございます。ただ、この現状の中においては、平成の大合併で「みかわ」という名前が残っているのが本町のみというようなことから、今までの交流というのは一つの節目というようなことで、現在は行っていないところであります。その当時も、他の自治体においては、災害が発生したときには本町からもやはりその災害に応じた対応をさせていただいておりました。

しかし、そういう部分についても、現在のような全国的にもこの自然災害が頻発する中において、他の自治体との交流ということは、やはり特産品の様々な紹介等も含めたそのような交流というのは全国でも行われておりまして、特に本町においても産直出前便というようなご縁で、神奈川県横浜市、藤沢市というようなこの中においては、人事交流等も行ってきたところでもあります。しかしながら、この人事交流あるいは行政同士の交流ということからいたしますと、それぞれの相手のあるこの交流というようなことから、近年非常に難しいというのが実情のようであります。

こうしたことから平成の合併の前からの継続をしているこの自治体交流というのは、今も継続されているというようなことでもありますし、私もそういう面においては県内の各市町村の状況も様々とお話を聞かせていただいておりますが、やはりお互いその交流の必要性は認めつつも、それなりの負担というものが伴っているというのが実情のようであります。このようなことから、この自治体間の交流というのは、当然必要性は認識をしているところではありますが、いざ災害となりますと、やはり自治体のみのその対応だけでは受け入れ、あるいはその支援というような部分については課題も出ているなというようなことのようにあります。

こうしたことから、県内においても災害発生時においては県あるいは警察、消防、更には自衛隊の様々な災害時の派遣要請ということも可能になっているというようなことから、やはりそういった関係機関からの支援をいただきながらしっかりとした災害対応をしていく必要があるのではないかと、このように思うところであります。ただし、佐久間議員が言われ

るように、自治体間の交流によって、この災害時における町民の本当に安心に繋がるような、人的あるいは災害対応についてのノウハウ等も十分協力をいただけるということは、私も同じように認識はいたしておるところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり他の自治体との災害時における相互支援等の協定に関しましては、平時においては農産物であったり、人的交流というものがメインになってこようかと思われます。やはり本町における基幹産業の農業、それを他自治体における緊急時の食料倉庫として見ていただけるか、そういった繋がり、安心感を持って自治体同士の交流というものを持っていけば、可能性というものはますます広がってくるのではないかなと思われる。今後、状況を見て、そういった気運を高める必要があるのではないかな、というように私は思われます。

それでは、消防団員に関する質問をさせていただきたいと思います。時間の関係上、先日、酒田市消防団の幹部による事件に関しましては、本来であれば本町の対応をお聞きしたかったところではありますが、割愛させていただきまして、今年3月議会において消防団員の処遇改善のため、消防団員報酬が一部引き上げられました。現在の団員数が定員300人に対して234人と昨年と同様のようではありますが、この処遇改善に関しましては団員確保維持に繋がっているのか、その効果と見通しについてお伺いしたいと思います。併せて、平均年齢、令和4年ですと36.7歳となっておりますようでありました。また、機能別団員の人数2名ということで、それも併せて現状をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 全国的な消防団員のなり手不足、その解決策として処遇改善、特に報酬を国で示す基準まで上げるという措置を今年度からスタートすべく、先の議会定例会で条例を可決いただいたところでもあります。確かに報酬等が上がるということは、消防団員にとって非常にいいことだとは思いますが、ただ報酬を上げたことで、消防団員がすぐ増えるかということにはなかなか繋がらないというように捉えております。やはり、なり手の年代の不足というのもあるかと思えます。また消防団員の活動に対する若い世代の方の認識もですね、先の先輩、OBの方々とは、少しやはり捉え方も違っているのではないかなというのも、なり手不足の要因の一つではないかと捉えているところでもあります。

ただ、団員数については新陳代謝が図られているということで退団された団員の方もいますが、併せて今年度も新たに団員になっていただいた方もいらっしゃいます。そうした意味で、昨年度との比がそのような数字の結果になっているものということで捉えているところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 処遇改善の影響というものに関しては答弁いただけなかったかなというように思われますが、答弁のとおり全国的に消防団員は減少しております。前年比で2万人以上減少しているということでもあります。その中でも女性団員であったり機能別団員というものは増加傾向にあるということで、今後そういった方たちを巻き込んでいかない

と、総合防災力の向上には繋がっていかないのではないかなというように考えております。

答弁では、機能別団員に関しまして訓練の参加に対する負担等があるということでありましたが、調べてみますと機能別団員に関しては、基本団員と同等の活動はできないが、特定の活動、役割に参加する制度ということで、訓練等には参加する必要があるということでありました。火災時に活動したり、そういった戦力として考えられるということであり、基本団員がやはり負担が大きくなっている中、機能別団員の充実というものが、今後鍵になってくるのではないかと思います。例えば、基本団員に幹部へ上がらない方へは、ある程度定年を設けて、それ以降は機能別団員として訓練には参加されなくても、災害時には戦力として残ってもらう。そういった仕組みが必要になってくるのではないかと思います。

やはり災害に対する全体的な人材確保、長く務めることによって訓練に対するモチベーションも下がってくると。また、班長部長を経験して、また平団員に戻るといような今現象が続いておりますので、そういった観点で退団したらもう関わらないというような方が出てきてしまっているのは当然ではないかなと思います。ですので、あらかじめ一定の線を引いて、そこから先は機能別団員としての協力を促す。災害時にはしっかりとした対応、関わりを持っていただくというような仕組みに変えていかなければならないのではないかなと思いますけれども、その辺の機能別団員のそういった観点での充実に関して見解をお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 機能別消防団員について、まずもって様々な機能別消防団員がいるというのは、認識しております。例えば、女性もしくはOB、そして消防の広報活動等にもそういった機能別の団員が当てはまるということであります。そうした中で、女性消防については機能別ではないにせよこれまでも一般の団員として広く町民の方にはその団員加入といいますか、募集をしておりますが、残念ながら現在女性消防団員については1名のみであります。それから機能別消防団員を増やすという、確かにすべての訓練や行事に参加する必要はなく、特定の行動といいますか行事だけでいいというようにはされております。ただ、いざ例えば火災の場合、これは以前も課題ということで捉えている点と申し上げましたが、火災のときに実際にその場だけで協力というのが新たな機械更新云々とかあった場合、本当に一緒に活動できるのかという課題があるということも説明をさせていただいたところ です。

OBの方がすぐ機能別というようになった場合、先程の自主防災組織においてなかなかその組織が組みづらいといいますか。なり手、配置が難しいといった中で、そういった例えば救助とか消防団員のOBだったので、救助班に回ってもらう方が今度機能別ということでOBだからと言ってしまいますと、またそこで自主防災組織のあり方といいますか、そういったものにも影響があるのかなというように捉えます。ですので、その辺機能別消防団員の機能、役割は十分認識しつつも、町内会においてそういった防災に関する配置が本当にOBといいますか、機能別ということでもいいのかどうかというところも含めて検討しなければいけないのではないかなというように考えるところであります。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 自主防災会への影響ということが懸念されるということでありましたが、一番懸念されるのが災害の最前線にいる人材がいなくなる、少なくとも対応できないということだと思われます。機能別団員であれば、前線に立つことができますし、そういった対応は自主防災会との棲み分けというものは今後していくべきだと思いますが、やはり最前線に立つ人材がどんどん少なくなっていく状況というものを何とか改善しなければならない。その改善策として、そういった機能別団員の充実というものが必要ではないかというように思われます。

女性であったり、若者の団員の加入に関しましてですが、やはり子ども連れでも活動できる環境づくりであったり、地域ぐるみ、幼少期からの消防団への理解促進というものが当然ですが、重要だと思われます。やはり機能別団員、そういったところでも十分女性団員というものが後方活動で活躍、全国でされておるようですので、子連れでも活動できる環境づくりに関して推進をしていただきたいと思います。

消防団の力向上モデル事業というものがありまして、採択事例を確認しますと地域住民、特に要配慮者との顔の見える関係を築いているヤクルトレディーから防火啓発であったり、台風シーズンを迎える前には早めの避難を促す防災組織啓発など、消防団とヤクルトで連携し、地域防災に繋げているという事例がありました。団員の負担軽減を図る活動を実施しており、ヤクルトレディーへも入団を呼びかけしていると。入団した際には活動の配慮をするなどの協定を締結しているようでありました。本町においては、そういった地域住民との身近な業者が多くいらっしゃると思います。ヤクルトもそうです、トマトクラブ、農協の食材であったり、ヨシケイなど様々そういった観点から連携を図れるのではないかととも思われますが、そういった事業者との協定に関して見解をお伺いします。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ヤクルトに限らず町内にも様々な宅配業者等がいるのは承知しているところです。当然、相手事業者の体制等のお考えもあるかと思しますので、何かしらの形で災害等への備えといいますか協力等可能なものがあるかどうかについては、相手方のお話も聞きながら検討するということになろうかと思います。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 防災に関わる人を増やすことで防災力向上が図られると思いますので、多角的な視点から関係構築をしていただきたいと思います。

続いて健康生きがいづくりについて質問を移らせていただきます。一般介護予防事業の関係ですが、本町では介護保険認定者の状況をお聞きしますと、新規申請者のうち 68.8%が 80 歳以上、また 74.4%が要介護 1 以上という現状を先の研修でお聞きしました。そこでもお聞きしたとおり、要介護状態になってからでは状態が改善しにくく、85 歳以上の 4 割、95 歳以上で 8 割が認知症と推定されることから、早めの介護予防の重要性が浮き彫りになっているところです。様々な施策の中でも、昨年度より開始したよれちゃ家などは実施回数や参加者も多く、その効果に期待するものと捉えております。まずはその固定化で

あったり、新規参加者の増加策、現状ではどのようなことを考えられているのか、見解をお伺いしたいと思いますし、併せてそういった事業に参加できない、様々な事情から事業の機会に触れられずにいる方々が多くいらっしゃると思います。

より小さいコミュニティであったり、個人でも実施できる介護予防事業の模索というものが必要になってくるのではないのでしょうか。例えば、自宅でも気軽にできる 100 歳体操のオンライン配信であったり、地区を限定して参加を呼びかけるなど、そういった工夫等があるかと思いますが、そういった事業に関しての見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは3点ほどご質問があったかと思います。まず、1 点目の介護予防事業の増加策ということでございました。先程町長答弁にもございましたが、本町では新たな取り組みということで魅力ある事業ということになりますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を活用しまして、100 歳体操に年4回健康、低栄養予防、運動機能向上、口腔機能低下予防それぞれの専門職による講話あるいは体力測定を行いまして、その前後の筋力維持を可視化するなどの取り組みを今年度考えております。また、今まで三川自立体力検定測定ということで年2回実施をしてきたその機材はレンタルで行ってきたところですが、今年度購入することで準備を進めております。その機材を購入することにより、希望する町内会やグループへ訪問して実施するというので、新たな取り組みができるようになりました。

また、継続事業といたしましては、マイレージチャレンジ事業の推進ということが考えられるかと思います。健診の受診だけでなく、町事業に参加し、健康づくりの取り組みをポイント化し、貯まったポイントに応じてプレゼントがもらえる事業ということになりますが、平成27年9月1日から実施し、今まで1,413 人の方が登録して取り組んでおり、楽しみながら健康づくりに取り組めるきっかけづくりになっているのかなと思っております。今年度も新たな事業に取り組みながら、魅力ある事業を行いながら、増員を考えていきたいと思っております。

一方、参加していない方への対応ということでありました。こちらの方といたしましては、1 点目として交通手段の可能性ということが考えられます。これはよれちゃ家ではボランティアセンターの強化をきっかけに横の連携が生まれまして、ボランティアによる送迎が実施されるようになりました。今後の拡大に期待しているところであります。もう1点、介護予防把握事業ということで、今年度取り組みを考えております。第9期高齢者保健福祉計画では、閉じこもりがちで健康状態を把握できない高齢者の把握に取り組むことを強化目標としております。具体的には、100 歳体操等に参加している方をリスト化し、それを健康診断結果とマッチングさせ、参加している方だけでなく、参加していない方もフレイル予防が必要な方をピックアップして訪問し、介護予防のための基本チェックリストを活用し、健康状態を把握し、各実施事業に繋げていくことを計画しております。また、これも継続の話になりますが、社会福祉協議会、町内会長、民生・児童委員等からの情報をもとにした訪問等により事業対象者を把握し、参加していない方への呼びかけに繋げていきたいと考えていると

ころです。

もう1点、最後になりますが、100歳体操のホームページへのアップというようなご質問もありました。こちらに関しましては、100歳体操は高知県高知市で作った取り組みであり、著作権を所有しているのは高知市であり、ホームページへのアップはできないというように認識しております。また、100歳体操の目的は体力維持は確かにございますが、それとともに社会に参加することによる地域との交流、見守りも大きな目的であり、100歳体操に参加し、参加者と会話し笑顔になること。これで心の健康にも繋がる事業であるというように認識しております。ぜひ地域の方との交流も目的に100歳体操に取り組んでいただきたいと思います。

一方、本町では100歳体操とは別にころ(ぶ)な体操というものを普及啓発しております。この体操は新型コロナウイルス感染症が蔓延し集まる機会すら作ることができなかったときに、町独自で作成したものであり、運動不足を解消するために自宅で何かをしたついでにできる体操ということで考案したものであります。様々な機会を通し、高齢者に普及啓発を考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういったコミュニティに出て笑顔で接することが介護予防事業に繋がるということは承知しておりますけれども、それに参加できない方への配慮というものが、やはりこれから広く重要になってくるのではないかなと思います。様々なコミュニティから参加を遠慮するという方々が多くいると聞いておりますので、そういった方々でも気軽に介護予防に取り組めるような事業、例えばころ(ぶ)な体操ですね、自宅で見られるような形に映像化するとかですね。個人でも見られる、家で一人での時間でもできるというような取り組みというものを今後検討していただきたいと思います。やはりコミュニティに集まるまたは個人でも時間を大切に自宅でもできる介護予防事業の展開というものをお願いしたいというように思います。

次に、高齢者の運転免許に関する質問であります。最近6月4日にも大変痛ましい事故が起きてしまいました。横断歩道を渡る小学生が高齢者の車に轢かれてしまうということで、かなり重体になっているということで、そういった事故が起きると大きく報じられます。75歳以上の運転高齢者に関しましては、死亡事故件数も近年増加傾向にあるとのことで、75歳未満との比較をすれば、約2倍に跳ね上がるということでありました。やはり要因としては、ブレーキとアクセルの踏み間違えによる操作不適、次いで前方不注意というようになっているようであります。

やはり75歳を過ぎると、格段にそういったリスクが増えるということで、高齢者講習、3年に一度では遅過ぎるのではないかなと感じております。やはり自主的にでも、または家族や親族からでも促されて1年に一回でもいいからちょっと受けてみないかというような体制が必要になってくるのではないかと思います。この健康長寿社会においては出かける、この地域において出かけるというのはやはり車社会で過ごしている我々に関しては重要な生きがいにつながってくると思います。近隣の自動車学校にお伺いしますと、高齢者講習というも

のは、やはり法定以外での受講は受け付けていないということでありましたが、それでしたらペーパードライバー講習というものもあるのではないのでしょうか。それはどなたでも受けられる、運転に不安のある方がどなたでも受けられるということで、費用が1回約 6,000 円かかるということでした。そういったものに関して町が支援して推奨していく、そういった支援は考えられないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 法定での高齢者、実技といいますかそういったものについてはご質問にありましており、法律に基づく他はいわゆるペーパードライバーの方が確認のために、実際に教習所の中で運転をすると、これは各自動車学校等で単価は違うようですが、ご質問にありましており、1回当たり 6,000 円前後ということでありました。そういった受講したいという方への支援というものを考えられるわけですが、これもご質問にありましており、では実際に受講して少し課題があるとなったとしても、結局生活のためには運転をするということになるのではないかなというようにも考えられるところです。実質的にその効果として受講することで運転することを諦めると、車は手放すという方が、いわゆる事故防止とかそういうものに繋がるというところが確認ではないんですが、期待が持てるということであれば、その支援についても検討する余地があるのかなというように捉えるところです。

○議長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 埼玉県ではそういった高齢者講習を専門とした講習センターが先日立ち上げられたようでありますし、やはり早めのそういった確認、自分の運転に自信を持てるかどうかの確認をするということは、免許返納にも繋がると思いますし、安全安心に繋がると思います。早めの介護予防としては男性参加、やはり車の運転は好きだと思われるので、庄内町のカートソレイユでレジャーカートを借りて散策するなどもいいのではないかなというように思われます。買い物支援に関しましては、イオンネットスーパーが本町でも受けられます。そういったインフラがある中で、イオンだけ取り組むというのはなかなか誤解を招くかなと思ひまして、全小売を対象とした体制を構築すべきではないかなというように思われますので、ぜひ使えるものは使って、支える側、支えられる側も安心して三川町に住んでよかったと思われるまちづくりに期待するとともに、私自身も貢献したいと思ひます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 以上で4 番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前 11 時 50 分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 1 時 00 分)

次に、5 番 砂田 茂議員、登壇願います。5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員）

- | | |
|---------------|--|
| 1. 人口減少対策について | 1. 4月24日に民間の有識者会議「人口戦略会議」が、社会保障・人口問題研究所が試算した日本の地域別将来推計 |
|---------------|--|

人口に基づく「消滅可能性自治体」のリストを公表した。
この自治体の消滅とは、どのようなことを指しているのか。また、このようなリストを作成・公表することによってどのような意味があると受け止められたのか伺う。

2. 今回山形県で消滅の可能性がある自治体は8割となる28の市町村が該当していて、別の民間組織「日本創生会議」の10年前の発表から三川町は脱却したと報じられている。公表されたこの脱却をどう捉えられているのか伺う。

3. 「人口戦略会議」が消滅の可能性があるとはみなしたのは、2020年～2050年の30年間で子どもを産む中心世代の20代～30代女性が半数以下になるとの推計が根拠とも言っているが、このことへの見解を伺う。

4. 本町でも人口の減少が進んでいる中で、いかに人口を維持できるかが重要な課題であると捉えられている。これまでの取り組みと、これからの考えを伺う。

本定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

質問事項、人口減少対策について。

一つ目、4月24日に民間の有識者会議「人口戦略会議」が、社会保障・人口問題研究所が試算した日本の地域別将来推計人口に基づく「消滅可能性自治体」のリストを公表しました。この自治体の消滅とは、どのようなことを指しているのか。また、このようなリストを作成・公表することによってどのような意味があると受けとめられたのか伺います。

二つ目、今回山形県で消滅の可能性がある自治体は8割となる28の市町村が該当していて、別の民間組織「日本創生会議」の10年前の発表から三川町は脱却したと報じられています。公表されたこの脱却をどう捉えられているのか伺います。

三つ目、「人口戦略会議」が消滅の可能性があるとはみなしたのは、2020年から2050年の30年間で子どもを産む中心世代の20代から30代女性が半数以下になるとの推計が根拠とも言っていますが、このことへの見解を伺います。

四つ目、本町でも人口の減少が進んでいる中で、いかに人口を維持できるかが重要な課題であると捉えられています。これまでの取り組みと、これからの考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の人口減少対策について、1点目から4点目までのご質問につきましては、関

連がありますので、一括してご答弁申し上げます。

民間の有識者で構成されている「人口戦略会議」は、国の人口減少が続く中、2100年を見据えた人口ビジョンを国に対して提言している組織であると認識しておりますが、その一環として今回、2050年における地方自治体別の人口推計を作成したものと捉えております。この人口推計にあたっての具体的な算出方法は示されていないところでありますが、これまでの人口減少における自然増減や社会的移動を加味した数値となっており、特に20歳から39歳の女性人口を基に、自治体として「消滅の可能性があるか」を分類したものであります。

「消滅可能性」という言葉は非常にインパクトを与える表現であります、あくまでも若い女性年代の1要素を基にした推計値であり、過度に反応するべきではないと考えております。

本町については「消滅可能性から脱却」と分類されておりますが、町の人口は年々減少している状況にあり、将来的な人口減少に対する危機感は変わりないところであります。

本町ではこれまで、人口増加策として各分野において多くの施策を展開してきているところであり、このことが今回の人口推計値に反映されたものと分析しておりますので、引き続き各種事業を継続し、人口減少を最小限に留めたいと考えております。

また、今回の公表数値では、自治体の現状の人口特性を基にした将来の推測動向が九つに分類され、自治体における人口推移の特性が可視化されておりますので、これらも今後の施策展開の参考にしていきたいと思いますと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） これまでの国会の審議の中でも人口減少それから少子化対策が重要であるとの位置付けで議論されてきておりました。そして、これは待ったなしで、若年人口が急激に減少する2030年代までがラストチャンスなどの言葉が飛び交っていましたが、なかなか実効性のある政策が出てこない、こう感じているところで、消滅可能性自治体、このような報道がされました。それから、この報道がされて間もなく鶴岡市のお住まいの方から「三川町はなくならなくていいですね」と「鶴岡市はなくなるかもしれないとニュースで言っていましたよ」とこういうお話をされて、こちらは何と返していいものか少し困ったことがありました。

かつて国主導で行われました平成の大合併と言われたところでは、全国で多くの自治体の名前が消えていきました。近くでも四つの町と一つの村が鶴岡市となり、その中で三川町民は阿部町長のもとで合併ではなく、自立のまちづくりを目指すという選択をして、ここに至っております。そこで初めに伺いたいのですが、自立のまちづくり、これについてのこれまでの評価をですね、人口減少対策という観点からの評価、これを最初に伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 人口減少対策をもとに、自立のまちの評価というようなところでありました。この合併協議の中から三川町としては、自立の道を選ぶという選択をしたわけであります。その当時、様々議会の中でも議論がなされ、今日に至っているわけですが、合併後、三川町独自の施策として様々な施策展開をしてきたところであります。ハード

面しかりソフト面しかり各分野にわたり住みよい三川町をつくるための施策展開をし、現在に至っているというところで、住民の皆さまからは一定の評価をいただいているというように捉えておりますが、ただ一方、人口という部分のみに照らせば、人口減少は継続しているという状況でありますので、この点についてはなかなか課題解決には至らなかったという評価をしております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） この人口の減少は、確かに本町においても緩やかではありますが、減少傾向にある、これは確かなことであると思います。そのような中で4月25日、新聞各社は先程言いましたように消滅可能性自治体の記事を一面、あるいはそれに近い扱いで大々的に報じておりました。この消滅可能性自治体という言い回しの公表なんです、私は何か自治体の間で競わせる意図でもあるのかと思ってしまいました。日本全体の人口が減少して地方が衰退してきている。この人口減少の社会となっているもとは、これは国の政策の弱さ、まずさによるものではなく、それぞれの自治体にあるとでも言っているように見えてしまうのですけれども、この公表の意図するところは、どこにあると受けとめられたのか。先程町長答弁では過剰に反応すべきではないというように受け取りましたけれども、この公表の意図するところはどこにあると受けとめられたのか、再度確認させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問にもありますように、また町長答弁にもありましたように、今回の数値につきましては、民間組織が公表したものであります。政府が正式に公表した数字ではないという点が、まず第1点ありますので、推測という部分にしかならないところではありますが、この組織自体はご質問にもありましたように、前身の団体から引き続き国の方に対して、将来の人口ビジョンに関する提言を行ってきたというところは認識しております。そういった中で、なかなかこの人口減少が全国的にとまらないという状況が続いているため、この消滅可能性というインパクトのある言葉を使い、全国的にやはり危機感を持っていただき、国全体で人口増対策を取り組まなければならないというそういった意図があつての表現だというようには捉えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 1自治体の責任に回すような言い回し、すごくこれは私は問題があつたかというように思っております。それでこの消滅可能性自治体リストが公表された2日後の4月26日に全国町村会の吉田隆行会長が消滅可能性自治体リストの公表に関するコメントを発表しております。このコメントについての見解も伺いたいと思いますが、このコメントのまず前段部分では総人口が減少する中であつて、現在町村をはじめ、全国の自治体は人口減少への対応や独自の地域づくりに懸命に取り組んでいる。こうした中で20歳から39歳の女性人口が半減するという一面的な指標をもって線引きし、消滅可能性があるとして、自治体リストを公表することは、これまでの地域の努力や取り組みに水を差すものであると言わざるを得ないと、前段部分でこう厳しく反論しております。

そして続けて、今回の推計に示されるような事態となった大きな要因は、東京圏への一極集中と少子化であり、1自治体の努力だけで抜本的な改善を図れるものではなく、リストの公表によって一部の地方の問題であるかのように矮小化されてはならない。まずは国全体として、これまでの政策対応を検証し、抜本的な対策を講じていく必要がある。その上で、今我々自治体に取り組むべきことは、一定の人口減少が進む中でも、それぞれの地域で安心して暮らすことのできる持続可能な社会を実現することである。農山漁村は、国土の保全や食料、エネルギーの供給など重要な役割を果たしており、関係人口など新しい動きを捉え、地域を持続させていくことこそ、災害にも強く、都市と農山漁村が共生する強くて、しなやかな国土の形成に繋がるものであると考える。国は先頭に立って自治体の取り組みに対し、今後一層強力に支援すべきであると、こう述べられております。

私はこの消滅可能性自治体の公表に関するコメント、消滅可能性などということは、全くの見当違いでことの本質をしっかりと見なさいとこういうコメントに受け取りましたが、これについての見解をいただければお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） この度の消滅可能性自治体についての公表につきましては、全国町村会長が4月26日にコメントを発表したということは、私も聞き及んでいるところであります。今、砂田議員が言われるように、この消滅可能性自治体そして本町がその脱却というこの二つの表現は、非常にインパクトが強く、私も県内の他の町村長から言われる言葉には消滅しない三川町というような反面、揶揄されているようなそういう表現にも聞こえていたところであります。

それだけやはり今回の公表というのは、全国の他の市町村から見れば、全国町村会長のコメントの内容について、同じようなそういう受けとめ方をされているというように私も感じたとところでもありますので、ただいま砂田議員が全国町村会長のコメントの内容をすべて紹介されておりますが、やはりこれは今までのこの国の施策においては、どうしてもこの地方がこれだけ人口減少するという要因がどこにあるのか。それが20歳から39歳までの女性という一つのデータの内容から、このような公表をするということは、非常に全国の市町村からの様々な、ある面においては批判的なそういうコメントが多いということは認識をいたしているところであります。

このような中で、県内の市町村では8割、町村からいたしますと95%がその対象自治体になってしまったというようなことでもありますので、そういった面においてはこれからやはり国あるいは様々なこういう有識者会議というような場での議論をされるということに対しても、特に地方の町村という、置かれている立場というものは、先程全国町村会長のコメントにありましたように、まさに地方があつて国があるというような部分と、それが今までの施策においては東京一極集中ということが一つの要因ということは、これは全国の特に町村部においては共通する受けとめ方というようなことでもありますので、これからこの結果に左右されることなく、町としてもしっかりと施策展開をしていかなければならない。そして何よりも今人口減少、少子化ということにどう対応していくかということが、一

番本町にとっても大きな課題として認識をいたしているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 阿部町長には通告のない中のご答弁ありがとうございます。国は30年も前から日本の人口減少、少子化は分かっていたのに、年少人口が減っていくことは分かっていたのに、30年前のエンゼルプランから始まり概ね5年おきに対策を打ち出してきたと思っております。それでも有効な対策は出なかったこと、そして今町長がおっしゃったように、東京圏への一極集中が進んで、多くの地方が疲弊してきたこと、様々な政策は出してきたけれども、効果は見られないままここに至っていると思います。

10年前の発表からの脱却で消滅可能性自治体からの脱却といっても楽観はできない。合計特殊出生率が2を下回っている。いかに人口を維持できるかが重要な課題と、広報みかわの中の町長コラムでも述べられておられます。また、今回脱却したとされる他の自治体の首長も、手放しでは喜べない、改善の実感薄いと述べられております。この人口戦略会議による消滅可能性自治体の発表は、人口減少対策には何の効果ももたらさないと私は思います。いわばナンセンスなものと思うところです。平たく言いますと、有識者会議という各界を代表する学識経験者や実務経験者などで構成されるという人口戦略会議がこのようなことを発表したことに、本当に大きな疑問と憤り、何を考えているんだろうという思いです。

人口を維持するためには、子育てに対する支援、これもとても重要と思います。三川町では以前も申し上げましたが、少子化のスパイラルに連続的にぐるぐると渦を巻くように落ち込んでいくようなことにはならないで踏ん張っております。これまでの切れ目のない母子保健事業や昨年度からは子どもの医療費の無料化を高校まで拡大しており、子育て支援が徐々に進んできていることも、この踏ん張りに表れているものと思います。加えまして、町民からは更なる支援策を求める声があることはご承知のことと思います。5月29日の山形新聞によりますと、この日の前日の28日に庄内5市町の首長、議長がこども家庭庁で加藤鮎子こども政策担当大臣に要望書を手渡し、子育て関連では国による子どもの医療費無料化の創設など支援策の充実を求めたとの記事が載っておりました。この記事を見まして、本町をはじめ、どこの自治体でも子育てには力を入れているのだと、少子化、人口減少に抗うには子育てに国がもっと責任を持って行うべきだと改めて強く思ったところであります。

そこでなんですけれども、この報道が一般質問通告締め切り後のことだったのもで通告は出していませんが、加藤大臣への要望ですね、この医療費無料化の他には、どのような要望をされたのか。また、加藤大臣からはどのようなお話があったのか。これはとても気になるところでして、ぜひお聞きしたいと思うところですが、少しその前にこの加藤大臣に要望書を手渡される4日前、5月24日の衆議院の地域子どもデジタル特別委員会での子どもの医療費無料化についての質疑がありましたので、その委員会での委員と政府とのやりとりの一端を紹介したいと思いますので、その後に伺えればと思います。

委員会の委員からは、子ども・若者の医療の無料化は、将来的な国民医療費削減の効果が高く、特に貧困状態にある親子に医療が気兼ねなく受けられる機会を拡大することは、子ども自身の健康にとって重要な支援であり、18歳までの医療の無料化を国として実施すべき

であり、子育て家庭の経済的負担軽減のため全国一律の支援が必要であるという子どもの貧困対策に関する有識者会議の意見を紹介し、政府は無償化すれば医療機関への安易な受診が増えて、国民医療が増えるという論調だったが、子どもの貧困対策に関する有識者会議からはそうではないと、様々な事情があつてためらう子どもたちがいる世帯があり、そこが気兼ねなく受けられることによって重症化を防ぐことになる。ひいては国民医療費削減の効果が高い。これは、一律で行うべきだと言っている。その認識に立って考えるべきだとのこういう委員からの要求も含めた質問がされておりました。

それに対して、加藤大臣からの答弁は、子どもの貧困対策に関する有識者会議の意見は承知している。子どもの医療費について医療保険制度とこれに加えて、各自治体独自での助成制度で自己負担の更なる軽減がされている。子どもの医療費の無料化は、不適切な抗生物質の利用等の増加が懸念されることや、比較的健康な子どもの外来受診を増やすなどを示唆する実証研究の指摘もある。国の制度として、子どもの医療費の助成制度を創設することは課題が多い。子ども医療費の負担軽減は基盤となる制度と各地域の実情を踏まえた地方自治体による支援が相まって行われることが適当であるところを答えておりました。いや、政府はこういう認識なんだと三川町も含めた全国の自治体の実証して、そしてそれを踏まえて有識者会議が提言していると。国は課題が多いと言うんですけれども、全国の自治体の7割が必死で、子育て支援でこういうことを実施しているのにと考えたところでした。

大変前置きが長くなってしまいましたけれども、こども家庭庁の加藤鮎子大臣への要望は、医療費無料化の他にどういうものがあつたのか。加藤大臣からはどういうお話があつたのか、お聞かせいただけるようであれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 昨日参議院で子ども・子育て支援金を創設するというそれが参議院で法案が可決になりました。その中における要望事項については、ただいま砂田議員が言われましたように、庄内開発協議会で2市3町の首長が加藤大臣に直接要望させていただいたところでもあります。その後2市3町の課題というのは非常に共通する部分が多くありまして、その内容等については、担当課長より答弁をさせたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 庄内開発協議会としての子育て関連の要求事項につきまして、多岐にわたりますので主立ったものということでご紹介させていただきたいと思います。先程の医療費無償化の他に、やはり子育て世代の経済的負担軽減という観点から、保育に関する要望があります。保育士の人数が減っており、1人当たりにかかる負担が増えているという観点から、そういった保育士の確保という要求がなされております。更には、学校給食における給食費の助成及び無償化というような内容も記載されているところでもあります。障害のある児童に対する保育園だけではなく、認定こども園などへの入園に関する要求項目も記載されているところでもあります。以上のような主立った項目が要望書に記載されているところでもあります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ありがとうございます。本当に自治体の努力には国はしっかりと向き合ってもらいたいし、このように地域の自治体のトップが直接要望をするということは大変意義のあるものと思います。

次にですが、消滅可能性がある自治体リストでは今後子どもを産む中心世代の20代から30代、先程もありましたけれども、女性の数が減るからというもので、本来はその背景に何があるのかというところに焦点を当てなければならないことと思います。先程の全国町村会長のコメントにも、一面的な指標を持って線引きし、地域の努力に水を差すものだとの指摘がありましたが、人口減少の責任を女性に転嫁した、産めよ、増やせよといった全く時代錯誤の分析というか、そういうものだと思います。

女性を生物学的な特性の産む性だけに結びつけて、女性が自分らしく生きたいということを見無視していること。それとそれぞれの自治体にはそれぞれの要因があることを無視して、若年女性の数だけで自治体の将来を決めつけており、自治体を構成している多様なその地域の住民を見無視しているかのように思われます。そういう点からこの消滅可能性自治体のところの女性に焦点を当てたような発表について、もう一度お感じになったところをお聞きしたいんですけれども、この自治体を構成している多様な地域の住民、この点も含めてお感じになったところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今ご質問の中にもあったように、女性にその責任を転嫁しているというような感じ方は、私もそれなりには持っているところであります。やはり全国の自治体からの今回のこのリストに対する批判的なコメントの一端としては、今言われたようなことがあるものというようには捉えております。また、今回のこのリストについては、あくまでも本当に推計というようなところであり、今後30年間における女性の人数を推計した上で、そこから生まれてくる子どもを想定し、2100年における自治体の存続しているかどうかというようなことを消滅というように表現しているところでありますので、それほど先の部分についてのあくまでも推計だという捉え方はするべきでありますし、そういった中で各自治体の持つ地域特性を生かしながら、どれだけ人口減少対策に対応できるのかというところは、それぞれの市町村及び県、当然国もそうですが、そういった一体的な取り組みがなされるべきというように捉えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 先日、上川外務大臣が静岡県知事選挙の応援演説の中で、この方を私たち女性が産まずして何が女性でしょうかと述べて批判を受け、その後に真意と違う形で受けとめられる可能性があるとの指摘を真摯に受けとめたとして撤回するということがありました。自らの発言を間違いだと反省して撤回するのではなく、受けとめる方が間違っただけで悪いからとの理由での撤回でした。選挙応援で女性の生理的機能を比喻に使ったことにこそ、この社会の差別が凝縮されているものだと思います。出産は女性固有の機能ではありますが、それに過剰な意味付けを与えていることが女性の生きづらさになっているとの指摘もあります。子どもを産むか産まないかは、個人の生き方の選択であると認識しております。

が、この選択の権利という観点から消滅可能性自治体を女性の数と意味付けることに對して、この選択と権利というところからのご見解もお願いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 上川大臣のコメントについては、私は十分把握しておりませんので、申し訳ございませんが答弁できませんが、この女性の出産に関する部分、やはり出産という部分については、女性しかできないわけであり、当然その前段としては前提として夫婦で子どもをつくるという行為があるわけでありますが、女性のみならず、やはり出産・育児という部分については男性の協力が非常に大切であり、そういった部分があってこそ、初めて女性が安心して出産できるものというように捉えており、そういった社会づくりが今後は必要であるというようには感じております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 協力という言葉が適当なのか、もっとこれから私も考えていきたいとは思いますが、少子化その要因の一つにですね、今おっしゃった結婚する人、結婚についてのお話もありましたけれども、結婚する人が減っているからとも言われております。更に、その中の一つに、これまでに培ってきた人生、社会的にも定着していた名前、その姓を変えないと結婚できないから結婚は躊躇してしまうという、これは世界でも日本だけの制度で、ジェンダー平等社会に世界が変化・前進している中で大変大きく立ち遅れている日本の一端があると思います。

数字的にはジェンダーギャップ指数 146 カ国中 125 位と、四半世紀前に法務大臣の諮問機関が答申した選択的夫婦別姓これすら未だに実現していません。5 月の共同通信の世論調査でも、77%がこれに賛成しております。その少し前の2月には日本経団連の十倉会長が選択的夫婦別姓について一丁目一番地としてやってほしい、こう言っております。財界からも意見が出ていました。様々な意見があるから慎重にという意見がありますけれども、これは様々な意見があるから選択できるようにすればいいと思いますし、別姓にしたいくない人はもちろん同姓でもいいと思います。別姓が実現したら結婚したいと言っている人もいます。これは国会論戦の中で出てきた言葉でしたけれども、こういうことでも選択の自由、それから選択する権利、このことはとても大事なことです。

他にも、結婚したくない理由、結婚したくてもできない理由が多くあるようです。未婚化・晩婚化の要因は、新自由主義的な競争原理で格差が拡大して貧困化が進んだこと、それから派遣労働などの非正規雇用が進み、将来に希望が持てない、そういう若者が増えたとの指摘もあります。国に限らず、人口減少、少子化、それから未婚化といった地域課題に取り組む施策を展開するには、やはり若者が将来に希望を持てること、これが大きな要因になると思います。希望と安心、これを中心とした施策が、人口を維持していく上でも重要と考えますが、この若者の希望という点からの見解を伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいまご質問があったように、少子化それから婚姻率の低下という背景には、ただいま申し上げられたような理由があるものというようには捉えて

おります。ただ、こういった課題を解決するという部分につきましては、やはり1自治体で対応できるものではなく、国全体での取り組みについて、全国の自治体として国に対して要望していかなければならないというように捉えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 様々な施策を展開していかれるわけですが、こういう視点もぜひ持っていただきたいなど。それから昨日ですか、先程もございました少子化対策関連法が可決、成立しました。この関連法の中の一つに、子育て支援金を公的医療保険に上乗せして徴収するというものがありました。増税批判を避けるためにとりやすいところからとる医療保険の目的外使用だとの批判のある中での成立でした。これまで国民負担率が上がっていくと、出生率がそれに反比例して下がっていくと。こういう長期の傾向があるんですけれども、こういう傾向からすればとても理解に苦しむところでした。

ここまで人口減少対策という大きな課題に取り組むという点で、そもそも人口減少社会になぜなったのか。三川町はそれをどう克服していけばいいのか。それを探る上で、ここまでお考えを伺ってきました。人口を維持して地域を維持していくこと、少子化対策のあり方として、若い人たちが安心して暮らしていける、そして安心して子どもを産み育てられる、そして同時に高齢になってもなお安心して暮らせるまちにしていけることが、つまりずっと切れ目のない安心がますます求められているのではないかと、こう思います。

これからの考えという点で、年齢を重ねていくほどに、安心して暮らせるまちづくり、医療それから介護、健康など高齢者に視点を当てた取り組み、その基本的な考え方を併せて施策の一端をお聞かせいただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 現在、町では第4次三川町総合計画にもあるように、誰もが健康で幸せに過ごせる地域共生社会の実現を目指して取り組んでいるところです。それは、単に高齢者向けの施設やサービスを充実させることだけではないと私は思っております。すべての年齢の人々が互いに助け合い尊重し、生きがいを感じられるような地域社会をつくることが重要なのかなと考えております。そのためのポイントとして、1点目として、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりであったり、先程来からある医療介護の充実であったり、地域住民による支え合いの充実であったり、高齢者の参加促進であったり、そういう総合的なまちづくりがやはり重要になるのかと思っております。

また、更に大切なのは人生100歳時代と言われる中で、誰もが年をとり、誰もが高齢者になり、誰もが介護が必要な時代が訪れるという家族、そして地域の理解も必要なのかなと思っております。町民一人ひとりが高齢者の視点に立って、誰にでもやさしいまちづくりが必要だと思っております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） お話いただいた中で、今重点的に取り組まれている施策、たくさんあると思いますけれども、その中の1点、2点、数点あれば、今ここに一番力を入れているんだよというところをお聞かせ願えればと思いますが。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 先程お話しした中で一つ言わせていただければ医療・介護の充実ということで、介護保険制度の取り組みの中で、先程も前段のところでお話しておりますが、地域で活動をするような 100 歳体操であったり、地域全体、三川町全体を担うよれちゃ家であったり、そういう活動をやはりこれからも充実させていく必要がありますし、更に地域でいえば 100 歳体操でいえば地域の方が中心に活動しております。よれちゃ家でいえば、ボランティア、にこにこメイトの方が中心となって活動しております。やはり、そういう地域のボランティアの方々と連携をし合いながら、地域住民による支え合いの充実に今現在取り組みを強化しているという状況であります。

○議 長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ありがとうございます。国連人口基金、世界人口白書 2023 が出ておりました。この中で、人口問題を切り口に破滅を予告する言葉に接したら、このような議論は誰の利益になるのかを考えるべきですとこう警告しています。まさに今回の消滅可能性自治体はその典型ではないかと思います。また、少子化が進む国の特徴として、職場でのジェンダー不平等、それから家庭でのジェンダー不平等、そして勤労者世帯への構造的支援の欠如という 3 重の足かせがあると指摘しております。更に白書には出生率低下が目立つ日本と韓国に焦点を当てた特集が組まれておりました。ここでも、韓国の場合と同様、若い日本人女性の多くが結婚して子どもを産むかどうか分からないと答えているのはキャリアを続けることを望み、無給の家事や育児に縛られたくはないと考えているからだとして、ジェンダー不平等が出生率低下の背景にあると示しています。

そして、この白書の表紙には 80 億人の命無限の可能性という表題があり、その下には権利と選択の実現に向けてとありました。人口問題を考える上で、地方においてもこの権利と選択がキーワードとなるのではないかと思います。本町においても、この権利と選択という考えを土台に据えて施策を講じていただきたいと申し上げ、一般質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で 5 番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 1 時 50 分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 2 時 10 分)

次に、7 番 鈴木重行議員、登壇願います。7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員）

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1. みかわ産業団地拡張に伴う交通環境の変化と周辺道路の整備計画について | 1. 産業団地拡張後の交通量の想定について伺う。

2. 小中学校の通学路において安全対策の強化が必要と考えるが所見を伺う。

3. 酒田市において国道 7 号線の 4 車線化が行われているが、三川バイパスの 4 車線化の計画について伺う。 |
|--------------------------------------|--|

	4. 両田川橋について交通量の増加や車両の大型化、また、重大事故も発生していることから架け替えが望まれているが、現状と架け替えについて町の考えを伺う。
2. 防犯カメラについて	1. 全国的に不審者や強盗事件等が増加しているが、町の防犯対策の強化策について伺う。 2. 通学路や公園などにも防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐべきと考えるが所見を伺う。 3. 防犯カメラやセンサーライトなどの防犯対策用品の購入を助成し、安心して暮らせるまちづくりに取り組むべきと考えるが所見を伺う。
3. 通学支援について	1. 町外の学校への通学費が家計の負担となっている。鶴岡市では遠距離通学費の支援が行われており、本町でも同様の支援を行うべきと考えるが所見を伺う。

令和6年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

質問事項1、みかわ産業団地拡張に伴う交通環境の変化と周辺道路の整備計画について。

(1) 産業団地拡張後の交通量の想定について伺います。

(2) 小中学校の通学路において安全対策の強化が必要と考えますが、所見を伺います。

(3) 酒田市において国道7号線の4車線化が行われていますが、三川バイパスの4車線化の計画について伺います。

(4) 両田川橋について交通量の増加や車両の大型化、また、重大事故も発生していることから架け替えが望まれています、現状と架け替えについて町の考えを伺います。

質問事項2、防犯カメラについて。

(1) 全国的に不審者や強盗事件等が増加していますが、町の防犯対策の強化策について伺います。

(2) 通学路や公園などにも防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐべきと考えますが所見を伺います。

(3) 防犯カメラやセンサーライトなどの防犯対策用品の購入を助成し、安心して暮らせるまちづくりに取り組むべきと考えますが所見を伺います。

質問事項3、通学支援について。

(1) 町外の学校への通学費が家計の負担となっています。鶴岡市では遠距離通学費の支

援が行われており、本町でも同様の支援を行うべきと考えますが、所見を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項 1 のみかわ産業団地拡張に伴う交通環境に関するご質問について、1 点目の交通量の想定に関するご質問であります。現段階においては、進出企業の業種や従業員数など、不確定要素が多く、明確にお答えできる段階にはございませんが、土地開発公社から示された開発計画では、拡幅済みの町道青山天神堂 B 線南側及び町道みかわ産業団地 2 号線を主たる接道として計画されており、いずれの路線も主要道路へのアクセスが良好であることから、拡張に伴い増加する交通量にも対応できるものと考えております。

次に、2 点目の通学路の安全対策に関するご質問であります。町道みかわ産業団地 2 号線の接続先である町道青山天神堂線の接道部において通学路である歩道との交差があることから、児童生徒への安全対策が必要になるものと認識しております。今後は、開発計画が確定し次第、警察からの指導も仰ぎながら対策を検討し、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、3 点目の三川バイパス 4 車線化に関するご質問であります。現在の 2 車線区間は暫定供用という位置付けであり、計画では全線が 4 車線とされており、国においては、現路線の整備時にその用地取得を終えているところであります。

これまで、本町といたしましても庄内開発協議会や酒田河川国道事務所との事業調整会議などを通じて三川バイパスの 4 車線化を要望してきたところでありますが、みかわ産業団地の拡張による交通量の増加も見据え、引き続き強く要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、4 点目の両田川橋の架け替えに関するご質問であります。両田川橋は、昭和 37 年に現在の永久橋に改良され、一級河川赤川で分断されている本町にとって重要な機能を果たしてきたと同時に、架橋後 60 年余りが経過する中で庄内空港や大型商業施設へのアクセス機能も付加され、本町のみならず庄内・最上における広域的な道路ネットワークにおいても重要な橋梁として位置付けられております。

この度、令和 6 年 3 月に山形県が公表した山形県道路中期計画 2028 の改訂版におきまして、両田川橋の架け替えが代表箇所位置付けられ、今後 5 年間で架け替えに向けた調査に着手する計画となったことは、これまでの近隣市町や関係団体と一体となり進めてきた要望活動の大きな成果であると認識しているところであります。

今後は事業化の実現に向け、県への要望活動とともに、町民の気運醸成にも取り組んでまいりたいと考えております。

質問事項 2 の防犯カメラについて、1 点目の町の防犯対策に関するご質問であります。町では、見守り活動や小学校下校時の防災無線による啓発、交通安全指導車による防犯パトロールなどの防犯活動を実施しております。

また、全国的な広がりを見せる犯罪や身近で発生が懸念される事件等については、鶴岡警察署と情報を共有し、適宜、警戒パトロールや犯罪に巻き込まれないための対策をチラシ等

で周知するなど、その未然防止に連携して取り組んでいるところであります。

次に、2点目の通学路等への防犯カメラの設置に関するご質問であります。この防犯カメラについては犯罪の抑止効果があり、実際に犯人逮捕に繋がる事案もあることから、防犯対策として効果的な装置であるものと認識しているところであります。

本町の公共・公用施設において、学校や保育園・幼稚園については不審者侵入対策として防犯カメラを設置し、いり火の里施設や役場庁舎についても主に駐車場を監視する防犯カメラを設置しているところであります。

しかしながら、通学路や公園につきまして、特に通学路はその延長が長く、その設置場所によってはカメラに映り込む家庭や事業所からの理解も不可欠であり、更に導入時や維持管理に係るコスト等の課題もあることから現時点での設置は考えていないところであります。

次に、3点目の防犯カメラ等の設置助成に関するご質問であります。防犯カメラの設置も含め、個人の防犯対策に助成を行っている自治体があることは承知しているところであります。

しかしながら、このような自治体は全国的にはかなり少ないものと認識していることから、現時点での助成は考えていないところでありますが、今後当地域での犯罪の傾向や、近隣自治体の動向等も注視してまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項3の通学支援に関するご質問であります。町外の学校等に通学する生徒につきましては、通学手段として自転車や路線バス、家族の送迎、スクールバス等により対応しているものと認識しております。

ご質問にありました鶴岡市が実施している通学費支援事業につきましては、令和5年度までは朝日地域、温海地域から通学する高校生等の保護者を対象として、通学費の一部を支援しておりましたが、令和6年度からは市内全域に対象範囲を拡大して実施していると聞いております。

本町におきましては、これまで交通弱者対策として、町立保育園幼稚園の送迎バスや、小学校スクールバス、中学校冬季バス支援、デマンドタクシー運行などの事業を実施しているところでありますが、高校生を対象とした支援策につきましては、近隣市町の動向にも留意しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） それでは再質問をさせていただきます。この度の第4期の産業団地拡張におきましては、三本木地区におけるテオトルタウンの住宅団地の分譲とともに働く場所の提供として、本町にとっては人口減少傾向にある中、転入者や定住者の増加と少子高齢化に歯止めのかかるものと期待されるところであります。本町は庄内地域におきましては新潟県と秋田県を結ぶ国道7号線、内陸部と連絡する112号線との接続、日沿道、庄内空港ICからも近いことから高速道路への乗り入れも近く、また庄内空港も近いことから、今後も交通の要衝地として重要な役割を持つと考えますし、産業団地といたしましては、立地的にも有利な地域となっているものと考えます。

7haの拡張が計画されているわけでありますが、造成が完成し、事業所が稼働された際には、既存の事業所と併せ、通勤時間帯や産業団地ということから、材料の搬入や製品の搬出など大型車を含め1日を通じて交通量が増えることが予想されます。また、農地も一部残ることから、農耕車の通行も考えられるところであります。計画では、拡張部分への進入は3ヵ所の入口、主要地方道余目加茂線、県道東沼長沼余目線、町道青山天神堂線からの3ヵ所となっており、計画されている七つの事業所が稼働した場合、増加する交通量に対して周辺の道路環境は十分か、また、安全面も含めて所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） ただいまご指摘いただきましたとおり、産業団地に対する主要な接道については、メインで考えているのが、現行の町道青山天神堂線、あとは産業団地の南側に接しております一般県道東沼長沼余目線、今主要地方道余目加茂線側のお話もございましたけれども、残念ながら今回の団地造成の中で、未開発の部分につきましては、既存の道路形状が残る形になりますので、そちらの方からの主立った乗り入れというのは、現時点で想定していないものとして考えております。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 7ha、7区画が計画されているものと認識しているところでありますが、どういった事業所が進出するか、不確定の中でなかなか見越せないといった答弁もございましたが、それなりの面積を誇る産業団地とすれば、それなりの従業員数も通勤するものと思われるところでありますし、町道のB線も拡幅工事が行われるということでありましたが、この造成される部分の入り口としては3ヵ所しかないということで、同じ時間帯への乗り入れ、渋滞等の懸念はないものかと心配しての質問でありますし、また周辺の住民の方々から特に心配されているというような声があります。産業団地に通勤する車で、周囲の方々が不便をこうむるのではないかとといった不安もあるわけでありますが、そういった面での安全面、また道路整備というものは十分なのかどうか見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 開発行為そのものにつきましては、土地開発公社の方で計画立案して実行していただいておりますので、その中で町道管理側といたしましては、その接道に関して事前協議はさせていただいているところです。今、ご質問にございました十分なのか否かという部分と、あとは渋滞の発生という部分でございますけれども、確かに現状の形と異なる形で、事業所が最大で七つ、7事業所が新たに設置されとなると、相応の交通量は当然想定されると思います。ただ、しかし、その県道側及び町道側の幅員に関して言えば、現状町道側についても町の町道の中でもかなり立派な町道と言ったら少し言い過ぎかもしれませんが、2車線、片側1車線の2車線、県道側につきましても幅員十分ございます。それも新しい県道でございますので幅員的には道路の機能としては十分持っているというように考えております。

それに対して新たな渋滞対策という部分ですけれども、なかなかこれについては現状難しいのかなというようには考えております。ただ新たな車両の乗り入れの規模、ボリューム等

を見た上でどの程度の渋滞が発生するのか、そういったものを鑑みて、何かしら対策を講ずる必要があるとなった場合につきましては、県道側につきましては庄内総合支庁の道路計画課、町道側の方は当然我々ですけれども、あとは警察とも様々意見交換させていただきながらどういった対策が取り得るのかというのは考える余地はあるのかなというようには捉えているところです。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） なかなか進出する企業が分からない中での対応をとるのは困難なことかと思いますが、やはり造成時にある程度の対応をしておかないと後からの工事というものが難しいものになるかと思われますので、大型車の搬入等想定した中で進入しやすいような道路形状というものをお願いしたいと思います。

併せて、また、先程の答弁の中には通学路といったお話がございました。周囲4方を道路で囲まれた産業団地となろうかと思いますが、西側の三川バイパスを除けば3方が小中学校の通学路となっているものと思います。やはり、産業団地完成後は交通量が増えると思いますし、また造成工事中、かなりの大型車の通行が見込まれるものと思います。通学路との交差部分の安全対策、また竣工後の安全対策ですね、横断歩道、また、グリーンベルト等の整備は考えていないのか、安全対策について考えをお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） まず一つは、通学路としての安全対策の部分でございますけれども、様々考え方はあろうかと思いますが。これは今、現時点で我々の方でまず懸念しているところといたしましては、町道青山天神堂線側のタッチの部分、具体的に申しますと今フジメタルとかがいらっしゃる、あとまいすたあですね、そこがいらっしゃるところの丁字路なわけですけれども、その部分、一つのメインの出入り口として取り付け道として考えておりますので、その部分は児童の朝夕の登下校のルートになっております。現状、歩道の部分を子どもらは歩いているわけですけれども、歩道が切れて当然車道、接道なる部分、今も歩いていますけれども、その交通量が増えるとなると、やはり何かしらの対策は考えなければならないかなとは思っております。

そんな中、先程鈴木議員からグリーンベルトというお話がありましたけれども、これについて私の方でも様々少し事前に調べさせてもらったところなんですけれども、グリーンベルトについては基本的に歩道がないところに対して、なおかつ道路の幅員が狭くて路側帯もあまり広くないようなところに路面表示して、ここは子どもらが、人が歩くところですよということで、当然ドライバーに注意喚起するようなそのような位置付けのものでございまして、現状その歩道があるところに関しては、そのグリーンベルトという考え方は基本的にないのかなというような認識で考えています。

もう一方の一般県道東沼長沼余目線側でございますけれども、こちらについても歩道がございまして、幸いなことに今見通しも十分効くところですので、現時点で何かしらの対策が必要と、そういう認識は持っていないところであります。ただ、先程来申し上げておりますように、その交通の増加、どのような車両が入ってくるかということで、やはりそ

の危険となり得る場合につきましては、何かしらの対策を取り入れるべきものがあるのかどうか、その辺は都度判断していく形になろうかと思えます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 特に小中学生の通学時の安全確保といったものは非常に重要なものと考えますので、造成と併せて対策をとっていただければと思うところであります。

次に、三川バイパスについてお伺いいたします。平成15年の開通以来、当時の調べでは、1日の交通量約1万5,000台の交通があるということでありまして、安定した交通を実現しているというような当時の調べが公表されております。また、三川バイパスの開通によりまして国道7号線の交通量が約4割減少し、大型車の半分が減少したというような調査結果も出ております。また、主要渋滞ポイントでありました蛾眉橋の交差点、また、押切新田の交差点の渋滞が解消されたというような調べも出ております。町として、三川バイパスの現状についてどのように認識しているかお伺いしたいのですが、現状私が見る限りでは大型連休や週末、年末年始など交通量が増えると渋滞が続いているというような状況を見ることができわけではありますが、町としてはどのように感じておられるかお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 三川バイパスの交通量の今の推移でございますけれども、先程1日1万5,000台というお話、おおよそいただきましたけれども、現状最新の調査で令和3年の調査になりますけれども、若干それよりも増えているような状態になります。手元で少し調べてきた数値を見ますと、イオンの前の4車線の部分でございますけれども、その区間につきましては約1万6,000台。その前の調査で、平成27年で1万5,400台弱の数字ですので、令和3年につきましてはちなみにちょうど新型コロナウイルスの行動規制とまではいかないですけれども、人・ものの動きが少し鈍化していた時期とも重なりますので、それを割り引きますと増えているというように捉えてもいいのかなというような感覚だと感じております。

現状、先程の質問の中にもございましたとおり、酒田市側の方の4車線化工事が今鋭意進めていただいているところでありまして、町としても非常に喜ばしく感じているところなんですけれども、一方でその先、おばこ大橋、こちらはまだ当然ですけれども、2車線のままですので、今まで酒田市広野、ヤクルトとかがある辺りのあそこが今4車線から2車線に車線数が変わるところで、頻繁に渋滞が発生していると私も認識があります。あとは休日等になりますと酒田市側ですと、やはりその福岡の手前辺りにかなり渋滞が発生しているという認識はあるんですけれども、それが4車線化なることによっておばこ大橋側、その辺りに今度は同じような渋滞が発生するんだろうなというようなそういった予測はしているところです。

当然、福岡の交差点おばこ大橋に向かう側とあとは旧7号線に回る側、青果市場側に回る側ですね、そちらで渋滞の緩和というか、車の流れは一部変わるわけなんですけれども、その渋滞につきましては、今後より三川町に近いところで発生するというような感覚的な部分では感じているところです。今後町としましても、その4車線化、今までも先程の町長の答弁で

も申し上げましたとおり、庄内開発協議会等で国の方に要望しておりますので、こちらを引き続き力強く進めていくような形を考えているところです。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 青山地内の交差点につきましては、毎朝のように右折左折する車で渋滞しているところを見ることができます。また、道路の形状を見ましても、非常に高いところから交差点に向けて下がってくるといった形状のためにブレーキをかけて、それが原因で渋滞するといったような感じになっているようでありました。今回、産業団地ができるということで増設されるということで、更なる車両が、通過する車両が増えるといったことが想定されるわけでありまして、町としても4車線化を今後も要望していくというようなことでありましたが、その中で渋滞緩和、また事故防止の観点から交差点を解消して立体交差またインターチェンジ方式にして、スムーズに交通の確保が図られるような形状を要望してはいかかかと思えますけれども、そういった点は要望していないのか、そのことに関する考えをお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 一般県道東沼長沼余目線との交差点部分でのお話でございました。先程町長答弁にもございましたとおり、用地買収はすべて終えているところでして、ご存知かと思えますけれども、同交差点の東側の部分、かなり土地が今盛土になっていたりとかという形になっておりますけれども、それらが将来的にその交差点の改良のためになり得る用地ということで私の方では認識しております。立体交差というお話でございましたけれども、立体交差、これについては国土交通省側の見解も様々聞かなければならないところかなとは思うんですけれども、あくまでも一般論として7号バイパスの交通量に合わせて交差する県道側の方、そちらの交通量も当然加味されて立体交差になるか今の平面交差が継続されるかという判断がなされるものと解しております。

現状、確かに朝夕の特に私もラッシュの時間帯、特に田田大橋側からバイパスに左折しようとする際にかなり待たされるというような認識は私も思っております。例えば、一つの解決策の案として、例えば左折専用レーンを設けていただくとか、そういったことも考え得るのかなと思うんですけれども、いずれにしましても、現時点ではその具体的、ここの交差点はこういった形でお願いしたいというような、そういった形の要望はまだする段階にはないというように捉えております。まずは、その4車線化を今の計画から事業化に格上げしていただく。それがまずは最優先なのかなというように解しております。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 企業誘致にとりましても、交通環境の整備といったものは重要なものになるかと思えます。後からできました新庄酒田道路ですか。国道47号線の酒田余目道路におきましては自動車専用道路ということで規格は違うわけではありますが、同様の交差点は一切なく、多少交通量が増えても非常にスムーズに流れているのを見ますと、やはり現在の三川バイパスの形状といったものは少し変更していくべきなのかなと思っているところであります。

続いて、両田川橋の架け替えについてお伺いします。答弁の中でも、山形県の道路中期計画において架け替えの調査対象になったというようなお話でありました。やはり地元もはじめ橋を使用する方からは架け替えは悲願の内容だということで、早期の架け替えを望む声が強くなっているわけでありますけれども、町としまして管理者である県に対してどのような要望活動をいつごろから行ってきたか。また、その県の対応等についてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） まず初めに町としまして、両田川橋の架け替え、こちらの構想を具体的に持った時期ですけれども、平成元年の都市計画の決定の中におきまして両田川橋を含むその路線、それを都市計画道路として位置付けて、それがまず最初というように捉えていただければと思います。

その後の要望のあり方ではありますけれども、その当時、平成元年辺りにつきましては、その前にいわゆるもぐり橋、前の三川新橋ですね、そちらの架け替えの方が、やはり町としての最優先ということで、そちらを町道だったものを県道に格上げしていただき、現在の田田大橋、一般県道東沼長沼余目線、そういった今の形状にさせていただいたのは平成17年でございまして、その完了をもって次に両田川橋の架け替えということで要望活動を具体化させてきたところです。例年ご案内させていただいております主要地方道庄内空港立川線整備促進期成同盟会の立ち上げも平成17年ということで、それから本格的に要望活動を始めたところであります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 現状はお分かりのことかと思いますが、押切のバス停でバスを降りた学生や高齢者が自宅や商業施設に向かう際、橋を徒歩で渡りながら非常に危険な状況が続いております。通行者の安全確保を図るためにも、両田川橋の早期架け替えを実現するためにも、先程も気運の醸成というようなお話もありましたが、他地区でも見るような看板等を設置しまして、気運の醸成を図るべきと考えますけれども、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 同盟会で看板を立ててその気運醸成を図っているという事例は、私も拝見しております。ただ、その看板だけですと「こういう計画があるんだな」と知っていただくという機会には十分にもちろんなり得るのかなとは思いますが、では、これが具体的に今どういうようになっているのかというのはなかなかただ通りがけに看板を見ただけでは見えにくいところもあるのかなというところもありまして、一つ案としては私も選択肢の一つかなとは思っておりますけれども、今後同盟会を通じながら様々な意見をいただきながらではあるんですが、例えばインターネットを通じて情報提供していくとか、そういったことも気運醸成の一つとして行っていけるのかなと思います。あとは町が県にお願いしている一大事業でもございますので、町の広報等を通じて定期的に情報発信していく。そういったやり方も選択肢としてあり得るのかなというように認識しているところ

ろです。

○議 長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） やはり看板等をかけて地元の声といったものを強くアピールするのも、早期実現に向かう一つの手法なのかなと思うところでありますし、まだ時間の要することかと思えますけれども、やはり地元をはじめ小中学生からも架け替えや歩道の設置といったものは依然として望まれているところであります。安全確保と産業団地における企業誘致といった部分で交通環境の整備も重要と考えますので、架け替えの必要性を強く訴えて早期の着工が図られるよう、対応を図っていただきたいと思います。

続いて、防犯カメラについてお伺いいたします。毎日のように、不審者や強盗事件などの発生が報道されまして、治安の悪化を感じられるようになっております。町民からも防犯対策の強化が求められているというようなことになっております。答弁では「安全みつめたい」や防犯パトロールといった中で安全が保たれるというようなことでありました。町民の力を借りてマンパワーでパトロールや地域の繋がりによる犯罪の防止や抑制といったものはとてもありがたいことと思います。町民の方々と力を合わせた協力体制は、本町として更なる支援をし、今後も拡大し、継続していくといったことは私も大切なことだと思います。

しかし、こういった町民の皆さまの力を借りたボランティアによる防犯パトロールといったものも不眠不休でお願いするわけにはいきません。以前、防犯カメラの設置による犯罪の防止や抑制についての効果を同僚議員も一般質問されておった経過がありました。改めまして、防犯カメラの設置の効果について、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 防犯カメラの効果につきましては、先程町長答弁にありましたとおり、まず抑止力、未然防止にあらうかと思えます。併せまして、犯人といえますか検挙そういった実例も現にあるわけでありますので、そういった面でも効果があるものというように認識しているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 様々な効果がある防犯カメラということは認識いただいているということでありました。大都市では至るところに防犯カメラが設置されまして、それにより犯罪が抑止されている反面、防犯カメラが設置されていない地方で犯罪が増加している。また、特に子どもに対する犯罪が多発しているとの報道もありました。最近では地方でも不審者や強盗事件、不審火など増加しており、本町や近隣市町でも金属の盗難や空き巣が発生したことから、不安を感じている町民も増えているようであります。

防犯カメラは先程もありましたが、犯罪抑止効果や万が一の事件の解決に有効と評価されまして、地域の公共施設にも防犯カメラが設置される傾向にあると伺っております。本町の第4次総合計画の中でも、公共施設等への防犯カメラの設置に努め、防犯力を高めるとしているわけでありますけれども、本町の防犯カメラの設置状況、先程小中また幼保には設置されているということでありましたけれども、他の施設等に対する設置の予定等はあるのかどうか。もしあれば、そういった施設等を教えていただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） これも先程町長答弁にありましたとおり、教育施設等にはすでに設置してありますし、併せまして、当時の犯罪といいますか、当地域での犯罪発生の内容等に対応するためにいろいろ火の里施設でありますとか、役場の各駐車場をモニターする防犯カメラを設置しているということでありまして、今後、新たに増やすという計画はございません。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 防犯カメラの必要性がないから計画がないのか、設置が困難だから計画がないのかということも、後から教えていただければと思うところではありますが、やはり人が多く集まる公共施設、特に公園等子どもたちが安心して遊べるような体制、また、防犯カメラがついていることを示す看板だけでも、犯罪の抑止力といったものはあるかと思います。パーク赤川をはじめ、各公園等への設置はできないものか。更に通学路への設置はなかなか難しいものがあるというようなことでありましたけれども、ポイント的にもつけておけば、犯罪を未然に防げるものかと考えるところでありますが、公園等への設置についてはいかがお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まずもって公園については、特に多くの子どもたちでにぎわいます袖東公園等には、設置してあるところであります。ただ、パーク赤川については防犯カメラというよりは、一部その機能も有しているというように捉えているんですけれども、いわゆる増水時の監視カメラということで、その向きが駐車場の方を向いているということにはなっております。確かに、その抑止力ということでは、効果を認めるところではありますけれども、かといって、では犯罪が減っているのかということではいいますと、必ずしも直結かどうかということでは、まだ検討の余地はあるのかなというように考えるところです。

これも先程町長の答弁にありましたとおり、都会ですと相当の犯罪件数で至るところというのはあるのかもしれませんが、ただ、本町においてもその安全安心ということで至るところに防犯カメラがある町というのもある意味、町のイメージというのもあるかもしれませんが、抑止力ということでは当然その効果を認めるところでありますので、町長の答弁の繰り返しにはなりますが、この三川町においてどういった犯罪というところでのそういった特化したような例とか案件がありましたら、やはりそれには十分な対応を適切に対応しなければならないということと考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 公園で遊ぶ子どもたちからもやはり防犯カメラの犯罪抑止力が分かってなのかもしれませんが、ぜひ親の目の代わりではありませんけれども、そういった監視カメラといったもので防犯対応を求める声がございます。ぜひ伝えたいと思っの質問にもなるわけではありますが、高齢者や子どもたちが安心して暮らせるまちづくりといったものに取り組むには非常に効果的なものかと思いますが、検討いただければと思うところであります。

個人や町内会、また、企業による防犯対策用品の購入助成といったものについてお伺いしたいと思いますが、防犯カメラは個人を監視するために個人情報保護の観点から、様々な問題を指摘されてはおります。そこは認識しているところでありますけれども、やはり地域防犯力の向上や事件や事故の解決に効果を発揮するということから、多くの自治体で防犯カメラの設置が進められるというようなことでありました。繰り返しますが、子どもたちが安心して遊べる公園や施設、町民が安全で安心して生活できる環境を地域ぐるみで作ることが必要だと思います。個人や町内会企業による防犯カメラの設置を奨励し、設置費用の助成などを推進するべきと考えますけれども、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問に対する説明については、これも町長答弁の繰り返しになるわけですが、助成している自治体があるということは確かに認識しております。ただ、それが多いというようには捉えていないところであります。中には、商店街等いわゆる防衛ということで商店街を挙げて取り組む場合に、これを補助するというのが県内にもあるのは承知しております。

また、一部自治体では自治会町内会の公民館ということで、その助成しているという例も承知しているわけですが、ただ、そこで問題になるのは、やはり先程町長の答弁にもありましたとおり、いわゆる監視カメラであってはならない。モニターがついたり個人を選別したりというのは、やはりうまくないということをどうしても録画機能のみというような、ただついているだけでも抑止力というのは認められるところではありますけれども、やはり本町で助成する場合、今度は補助ということになりますので、どういった家庭にどの程度の支援をするのか、いらないというところとつけていない家庭とついている家庭が今度また出てくるわけですので、そういった状況があっているのかどうかというのも、やはり検討の際の項目になるのではないかと。補助をするにしても、やはりこの地域での犯罪なり、どういった課題があるのかというのを丁寧に精査しながら対応すべきであろうというように考えるところであります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 防犯カメラは防犯灯と並んで、今後も犯罪の抑止力といった面では非常に効果的なものかと思っております。ただいまありましたとおり、監視カメラであってはならないということで、万が一の事件が発生したときに画像を確認するといったような使い方は、もう当然の話かと思っております。今後も少子高齢化、人口減少が進行し、特に若い世代の減少が進むといったことが予測されております。すなわち、高齢者世帯の増加が予想されるということでありまして、不安を感じる高齢者、高齢世帯が増加する一方、防犯体制の弱体化が懸念されるところであります。犯罪が起きてからでは遅いということも考えられますし、犯罪を未然に防ぐ効果のある防犯カメラの設置を検討いただきまして、子どもから高齢者まで安心して暮らせる安全なまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

最後に通学支援についてお伺いします。通学支援につきましては、公共交通機関の整備といった観点と子育て支援の観点からそれぞれお伺いしたいと思います。先程も町長答弁にあ

りました。本町から町外の高等学校への通学方法といたしましては自転車、また、保護者による送迎、バスでの通学が主な方法となっております。近年、バスの利用が少なく、保護者の送迎が多くなっている要因といたしましては、停留所が近くにない、通学に適当な時間のバスがない、乗車料金が高いためと伺っております。

参考までにバス料金であります、押切から鶴岡市の S-MALL まで片道で 420 円だそうです。往復で 840 円かかるわけですが、この料金で天候の悪いときだけバスで通学するといった方々はこういった料金で通学を行っているということでありました。それから、定期券を使う方も多いわけですが、平日限定のキャンパスパスポートという定期券は 1 ヶ月 1 万 2,380 円だそうです。これは中学生は購入できないと伺いました。それから中学生も使える、また、土日もある通学定期、こちら 1 ヶ月 1 万 5,480 円ということでありました。他に 2 ヶ月、3 ヶ月定期といったものもありますけれども、割引は少額であることを確認しております。鶴岡市では、今年度からこの定期券の料金の 5,000 円を超える部分を補助するといった支援が行われております。

これまで燃料の高騰や運転手不足などから事業者への支援といったことも行われてきましたが、利用者への支援を行い、乗車率を上げて減少傾向が続くバス路線の利用を拡大するといった方策をとられてはと考えますけれども、考えをお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありましたバス路線の関係につきましては、三川町内においてはイオンモールから鶴岡 S-MALL まで、それから、イオンモールから酒田市方面という 2 路線が通っているわけであり、酒田市方面についてはご質問にあった高校生等についてはもう本当にごく少数であるというようには捉えております。一方、鶴岡市方面につきましては、直近のバス利用者、特に定期券を購入している方という部分を路線バスの事業者から聞いているところでありますが、今年度においては通学で使っている方は 8 名という定期券の購入者だそうです。ご質問にあったように、天気の良い日にそのときだけ乗るという方もいるとは思いますが、そういった数字までは押さえていないところであります。

今話になっているこの三川町から鶴岡市方面の路線バスについてですが、やはり乗降者数は減少しており、なかなかバス事業者の経営としても厳しいと、厳しいといえますか赤字路線になっているというような話は聞いているところであります。バス事業者としても路線が走っている自治体に対し、今後赤字解消のための支援というのが出てくるというようには、そういった話も来ているところであり、今後その対策は考えなければならないという状況ではありますが、やはりその一つの方策として乗降者数が増えれば、その分経営の赤字はいくらかは減少するものというようには捉えております。

しかしながら、現在の状況を見ますと、根本的な赤字解消まではいかないというようには捉えております。ただ、一方、保護者の負担軽減という観点からすれば、先程議員がおっしゃったような保護者負担が発生しているわけでありますので、そういった観点で助成すること、今後の検討課題にはなろうかと思われそうですが、現在近隣の市町で助成を行っているのは鶴岡市のみというところであるようでありますので、今後近隣状況も勘案しながら、対

応は考えていかなければならないというようには捉えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 特にですね、自転車通学ができなくなる冬期間はバスの通学者が増加しまして、乗り切れなくなるほどの乗車と伺っております。増便を望む声もあるほどの乗車率と伺っておりますし、また核家族化や共働き世帯の増加ということで、家族による送迎ができないといった生徒もおるということから、通学に使える公共機関の整備といったものを取り組んでいただければと思っておるところであります。

また、子育て支援策としてお伺いしたいと思います。現在、国の高等学校等就学支援金制度というもので、世帯年収等の制限はありますが、公立高校及び私立高校の授業料は実質無償化となっております。また、医療費についても18歳までは無償化となっております、それでも中学生までの義務教育とは違って高校に入るとお金がかかるという保護者の声が多くあります。特に通学費は家計の負担が大きいの、支援があればというような声を伺っております。子どもが中学生までは子育て支援の町を実感しながら過ごしていたのに、高等学校に入学するころから本町で暮らすことの不便さを感じる転入者も少なくありません。

また、今年度より致道館中学校が開校しまして、学習内容や方針が示されたことから、進学を希望する児童、保護者が増えているようでありますが、課題は通学だと伺いました。子どもが希望する学校で教育を受ける機会を作っていくのは保護者の役割と考えますが、通学への経済的負担の課題については、家庭だけで解決できるものではありません。通学が課題で初めから送迎の整った私立高校を選んだというような保護者の声も伺っております。保護者負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に取り組むべきと考えますけれども、通学補助に対する子育て支援の考えをお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 通学支援という観点で教育委員会の管轄といたしましては義務教育の分野になりますので、中学校が対象になるというようなことでございますが、今回は高校生も含めてというようなお話でございましたのでご答弁させていただきたいと思えます。今回、その県立中学校が鶴岡市の方に開校いたしまして、これまでの義務教育の範囲が三川中学校の他にもできたというような現在、それから高校生の方も当然町内には高校はございませんので、鶴岡市なり近隣の市町村の方の高校に通うには、それなりの交通手段を使って移動しなければならないというような実情です。これまで当然その進学にあたりましては本人もそうですし、保護者の方々も当然町外の学校に通うということを前提に考えて選択をしたわけございまして、それに関しましては通学にあたってどのような交通手段で行かれるかというのを保護者の方々も当然考えた上で自転車通学であったり、または公共交通を利用したり、ご自宅で送迎をしたりというようなそれぞれの形態があるというように思います。

ただ、先程の答弁の中でもございましたが、近隣の市町村の方でもそのような動向の中で支援等も行っているという情報も教育委員会としても把握をしておりますので、今後町としてその公共交通の利用拡大とともに、そういった通学支援についてもどのようなあり方が適

切なのか、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 近隣町村との比較ということもございました。やはり線路の通っていない本町といたしましては、独特の支援といったものも必要なものかなと思っているところであります。公共交通の乏しい本町では、免許を持たない高校生も交通弱者だと考えます。成人年齢が18歳に引き下げられましたけれども、その18歳まで切れ目のない子育て支援を行い、子育て支援の町として将来を担う人材の育成に取り組んでいただくことを期待しまして、質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で7 番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 3時07分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 3時30分)

次に、6 番 鈴木淳士議員、登壇願います。6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員）

1. 町の財政事情と「子育て支援の町」について

1. ふるさと応援寄付金等の収入減少と相俟って住宅団地、産業団地の造成や「いろり火の里」の施設管理料の増額など町の財政需要が増幅する中、いろり火の里やテオトル等町有財産全体の維持管理経費（修繕や改修費含む）が今後の財政運営に与える影響（予算に占める割合等）と対策等について所見を伺う。

2. 「子育て支援の町」として「第2子への30万円祝金」はマスコミ報道されたが、先日の学校給食完全無償化の報道に本町の名前が無かったことから、これからも「子育て支援の町」を標榜する考えがあるならば、その具体的支援策等についての所見を伺う。

2. 高齢者保健事業と介護サービス事業の適正化について

1. 国の「総合事業の基本的な考え方」に掲載されている「通所型サービスB」の解説では、「住民主体による自主的な通いの場」であり、「ボランティア主体」による運営の事業経費（家賃、光熱水費等）を補助する制度であると記述されているが、「通所型サービスB（よれちや家）」については町の委託事業として、ほぼ全額を介護保険予算から負担していることから、国のルールを逸脱していないものなのか所見を伺う。

2. 介護保険料の増嵩が問題視されている中、一般介護予防

事業の「ふれあい広場」を廃止する一方で保険料の増額誘因となる「よれちゃ家」の設立を推進した考え方を伺う。

3. 介護事業の拡大を抑制する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を令和2年から全国での導入が義務付けられていたにもかかわらず、「通所型サービスB」の設立準備を令和4年度からスタートさせた考え方と、今後の地域支援事業費抑制策並びに介護保険料軽減策に関する具体的な計画や取り組み方針等を伺う。

令和6年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

初めに、町の財政事情と「子育て支援の町」についてであります。ふるさと応援寄附金等の収入減少とあいまって住宅団地、産業団地の造成や「いろり火の里」の施設管理料の増額など町の財政需要が増幅する中、いろり火の里やテオトルなど町有財産全体の維持管理経費（修繕や改修費含む）が今後の財政運営に与える影響（予算に占める割合等）と対策等について所見を伺います。

そして、「子育て支援の町」として「第2子への30万円祝金」はマスコミ報道されましたが、先日の学校給食完全無償化の報道に本町の名前がなかったことから、これからも「子育て支援の町」を標榜する考えがあるならば、その具体的支援策等についての所見を伺います。

次に、高齢者保健事業と介護サービス事業の適正化についてであります。国の「総合事業の基本的な考え方」に掲載されている「通所型サービスB」の解説では、「住民主体による自主的な通いの場」であり、「ボランティア主体」による運営の事業経費（家賃、光熱水費等）を補助する制度であると記述されていますが、「通所型サービスB（よれちゃ家）」については町の委託事業として、ほぼ全額を介護保険予算から負担していることから、国のルールを逸脱していないものなのか、所見を伺います。

そして、介護保険料の増嵩が問題視されている中、一般介護予防事業の「ふれあい広場」を廃止する一方で保険料の増額誘因となる「よれちゃ家」の設立を推進した考え方を伺います。

また、介護事業の拡大を抑制する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を令和2年から全国での導入が義務付けられていたにも関わらず、「通所型サービスB」の設立準備を令和4年度からスタートさせた考え方と、今後の地域支援事業費抑制策並びに介護保険料軽減策に関する具体的な計画や取り組み方針等を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の町の財政事情と子育て支援策について、1点目の町有財産の維持管理費に関するご質問であります。町有施設の維持管理費が予算に占める割合は、概ね3から4%で推移し、大規模修繕や工事等を含めると1割程度になる年度もあり、人件費や扶助費などの義務的経費も年々増加しておりますが、必要な施設の維持管理や町の喫緊の課題に適切に取り組むことができるよう、財政調整基金や施設整備を目的とした基金等を活用しながら増大する財政需要に対応しているところであります。

町では、公共施設等総合管理計画や個別施設計画等に基づき大規模修繕や設備更新等を見込み、更には適宜、計画の見直しを行うことにより、公共施設の維持修繕に要する財政負担の平準化を図ながら、単年度または短期間に財政需要が集中しないよう対応しているところであります。

次に、2点目の具体的な子育て支援策に関するご質問であります。本町におきましては、国・県事業を活用した施策のほか、町独自の子育て支援策である出産祝金の第2子支給額の30万円への引き上げや、第3子以降の保育料や保育園等の給食副食費を無償化するなど、多子世帯の子育てを経済面から支援するとともに、子育て支援センターの常時開所、認定こども園の開所など子育て支援施設の充実を図り、子育て環境の整備・充実に努めているところであります。更に、妊娠期からの訪問等による切れ目のない家庭支援や保・幼・小・中連携による将来に向けた子どもの育ちの支援にも努めております。

また、今年度は第3期子ども・子育て支援事業計画の策定年であることから、今後実施するアンケート調査により、子育て家庭のニーズを把握し、必要とされる子育て支援策を計画に盛り込み、その充実に努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の高齢者保健事業と介護サービス事業の適正化について、1点目から3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町が取り組んでおります通所型サービスBとしてのよれちゃ家は、多様なサービス創出が求められている中、取り組んでいるもので、デイサービス等を活用する前の高齢者のフレイル予防として、心と身体健康増進を目指すものであります。

このよれちゃ家の設立の経緯といたしましては、第8期三川町高齢者保健福祉計画及び三川町介護保険事業計画により、令和4年度に一般介護予防事業、令和5年度から介護予防・生活支援サービス事業として、県の指導に従い事業を開始したところであります。一方で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は令和2年度から令和6年度までの間に国内全市町村で実施することとされていた中、本町では事業内容の検討や専従保健師の調整を経て、令和6年度から開始しているところであります。

また、委託事業として実施した経緯であります。よれちゃ家の設立にあたっては、事業実施に協力的であった「にこにこメイト」との協議により委託形式をとることとしたところであります。この方式については山形県にも確認しており、また、県内でもいくつかの市町村において委託形式で実施しているところであります。

更に、地域支援事業費の抑制策と介護保険料軽減策につきましては、人口が減少する一方で高齢化率は増加し、介護保険料の増額が懸念されております。本町においては、魅力ある

事業を実施し、元気な高齢者を増やすことで、介護保険料をできるだけ低く抑え、また、事業効果を最大限に発揮できるようにするために、ボランティアの育成、発掘等を行い、住民を巻き込んで事業を実施し、更に、ボランティア団体同士の連携を図り、多様な事業が展開できるよう取り組むこととしております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それではまず初めに、一つ目の町の財政事情といったことと、子育て支援の町についての再質問をさせていただきますが、これにつきましては、非常に最近の地域新聞の中で報道なった話ですけれども、鶴岡市・酒田市が公共施設の維持管理が財政運営を非常に圧迫しているという報道がありました。三川町も同様に施設名を挙げ始めると少し長くなりますので省略させていただきますが、非常に小規模自治体では数多い公共施設がありますので、先程説明があったとおり年間2、3%の維持修繕費、大体予算計上が9,600万円というレベルで1億円近くの予算計上になっているわけですが、これはもう必須要件として今後の財政運営に伴うわけですけれども、この財政運営の事情から、敢えて学校給食の無償化を実施しなかったのか。学校給食を無償化するとなると年間4,000万円ほどの予算が必要ということで、令和4年度の実績の報告資料を見ますと約4,000万円弱という数字だったわけですが、この4,000万円という一般財源の確保が困難だったのか、一つ目の確認をしたいと思います。いかがだったのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問になりましたのは学校給食費の無償化、その財源として4,000万円程度かかるということと、町の財政事情ということの関わりかだと思います。ただ、当然町の方針として、学校給食の無償化を実施することになれば、何かしらの財源的な手立てということで、当然工面しなければならない話になるかと思います。

そうしたときに、施設の維持管理費という云々ということとは、影響はあるにせよ、直接的に学校給食を無償化することと施設の維持管理をどうするというのは当然リンクはしますが、直接的に行う・行わない、そういう判断での方向付けにはなっていないというように捉えています。これまでの三川町としての給食費についての考え方、それらを踏まえながら他市町村の動向等も勘案して現在の形になっているものというように認識しているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 確かに今答弁あったとおり、町有財産の管理経費と子育て支援予算と直結するものではない話ですけれども、総務課長ご存知のとおり、両方とも一般財源が主となるという予算運用ということからすれば、非常に限られた一般財源という中でどこまで行えるのか、どう行ふべきなのかという観点での質問というように理解していただきたいのですが、そういった面で子育て支援の町ということをこれからも標榜していくのかという質問をさせていただいたわけですが、具体的な子育て支援策が町長からの直接の答弁ではなかったように受け取ったところです。

なぜ子育て支援の町ということにこだわるのかといいますと、今まさに目の前で開発が進められている桜木地区の住宅団地造成、これが非常に大きな影響を受けるのであろうと。ひいては三川町全体のこれからの運営に大きく関わってくる話になるわけですし、そういった面では、今たまたま学校給食無償化という報道で三川町の名前はなかったという話なんですが、先陣を切って子育て支援の町として、過去においては華々しくマスコミ報道等なされて、子育てするなら三川町ということで非常に多くの方々が転入されてくださったと。こういった効果を考えるとすれば、改めて今大きな子育て支援策というものを打ち出すべきタイミングなのではないかというように感じているところです。

例えばの話ですけれども、小学校入学金3万円、中学校入学金5万円、つまりは小学校に上がるにあたっては様々ランドセルとか学用品、無償で支給なるものもあるわけですが、洋服関係とか、中学校の場合ですと制服を作らなければならないというコストがかかるわけです。中学校卒業時については、先程高校の通学費というような話もありましたけれども、進学準備品として10万円というようなことで、大体対象者が年間100人、今現在はこの対象者100人はいないはずなんですが、100人と仮定した場合、1,800万円の一般財源が必要になるということなんですが、これも何とか今現在の財政運営で確保できないものかどうかということを含めてご提言申し上げたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 子育てのまち三川町というようなことでの今までの施策について、鈴木議員も町の今までの経緯からすれば、いろり火の里の整備からハード・ソフト両面において様々な施策、事業展開をしてきたところでもあります。その過程の中においては、三川町の置かれている位置ということからするとやはり庄内の中心地にあり、交通の要衝というようなことから、子育て支援を充実することによって地元に着定あるいは移住というようなことを誘導してきたところでもあります。

一定のその効果というものはあったわけではありますが、しかしながら、これはやはり町の財政状況においてどのような施策を展開していくかということからすれば、適切な行政の施策の部分と、議会からの理解というようなことで進めることができてまいりました。現状における県内の他市町村の状況を見ましても、ハードの部分の公共施設等の管理と、それからソフトの子育てあるいは福祉、そういった部分の様々な施策の展開においては、それぞれの自治体の判断というようなことで取り組んでいるわけでありまして、当然これを行えば行いたいというのはどの市町村でも共通していることだというように思います。

その中において、本町でも様々な経緯で議会からのご理解をいただきたい中においては、やはり国の制度というものにどう対応していくかというようなことで、今までは例えば子どもの医療費、保育園の保育料、更には学校給食費、これらについての様々な独自の施策ということからしますと、市町村が国・県よりも早く先導してきたというような経緯がございました。その中において、ようやく国も県もこの法律改正によって子どもの様々な支援策が今回議決になったということからすると、本来、国で行うべきことを市町村で先行して行ってきたということからすれば、もっと国・県の本来の将来を見据えた施策を県内の市町村では

国・県に求めてきたという立場にあるということもありまして、なかなかその辺りの判断というのは非常に、各市町村の判断というのはそれぞれ違っているというのが現状というように認識をいたしているところであります。

鈴木議員が今言われますように子育ての町というようなことで、これからの施策の中において、できれば学校給食費も無償化という方向に進んでいきたいというように思うわけですが、現状の町の中期財政計画においても、いろり火の里、教育施設、そして子育て交流施設のテオトルの施設整備によって、町の財政事情からしますと、起債残高が当時56億円ぐらいが近年は60億円というこの起債残高ということからすれば、将来的な中期計画をもとに、今後どの段階で例えば子育て支援策を今後集中的に取り組むとか、そういったことは判断をしていかなければならないというように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） まさに今ご答弁いただいた内容のとおりというように認識しているところではありますが、昨日、異次元の少子化対策法案が国会を通過したということで、給食の無償化についても報道の中には、やはり国費で全額補てんすべきであろうというようなコメントもあったりして、各自治体もどう動いたらいいのか分からないという実情は認識している中で、先程の同僚議員からの質問にもありましたが、三川町として合併せずに自立した。これは本当に三川町の独自性を発揮するという部分で、様々な子育て支援策を展開してきたその成果があって転入者が増えた。そのときは確かにそれ相応の経費はかかるわけですが、転入者が増えてくれば、いわゆる固定資産税、住民税というような税としてまちづくりにご協力いただけるというような仕組みになっているわけですので、今日の前で桜木地区の住宅団地を開発するという計画がもうほぼ確定している中で、ここで支援策を打たずしていつ打つのかという意味での提言でありますので、ぜひ財政状況を勘案しながらご検討いただければと思います。

この財政事情というのが、実は次の二つ目の高齢者保健事業と介護サービス事業の適正化に絡んでくる話でして、少子高齢化対策の財源確保が十分できそうかどうかというところを確認する意味でも一つ目の質問をさせていただいたんですが、先程の1回目の答弁でありましたとおり、現在、福祉センター、ボランティアセンターという看板も掲げながら、この中でここにこメイトの皆さんによって通所型サービスB「よれちゃ家」がにぎやかに展開されているという部分につきましては、介護予防のために頑張っている皆さま方に敬意を表しつつ、様々な考え方がありますので、一つずつ確認していきたいというように思っております。

まず最初が、介護特別会計予算は8億8,600万円、後期高齢者医療保険の特別会計予算1億1,100万円、国民健康保険特別会計予算が6億8,700万円、特に介護保険特別会計予算が大きく数字を占めているわけですが、この予算の適正な執行管理をすることが三川町行政としての役割、責任のはずです。今さらの話で恐縮なんですけど、一応確認の意味で申し上げましたけれども、そういうような視点での町としての役割というものがある中で、果たして先程質問した補助金ではなくて委託料という形でこの介護支援事業を展開するというのが適切なのかどうかというところにつきましては、さわやか福祉財団という堀田 力さん

という元財務官僚で福祉事業団を立ち上げた方、非常に評価の高いさわやか福祉財団。厚生労働省のネットを開きますと、この通所型サービスBの解説資料でさわやか福祉財団の資料がすぐピックアップされるというほど全国への影響力が大きい団体です。

この団体に対して市町村が委託で通所型サービスBを事業展開するということについてはいかがでしょうかという問い合わせのメールを送らせてもらったところ、当財団としては総合事業の通所型サービスBは原則は住民の主体的な活動を行政が補助として支援するものであり、ボランティア団体への委託料という金額補助という背景がよく分かりませんという回答が来たところでありました。

併せて、今紹介しました厚生労働省のサイトを開いて出てきますサービスB型、通所型、訪問型についての令和4年度の開設指導、全国指導というように謳っているんですが、この中には目指すべき仕組みと効果、通所型サービスBのあり方というようなことが記載されておりました。これを紹介するつもりはなかったんですが、先程来と同僚議員からの質問の中で、よれちゃ家の効果と期待を認める一方で、参加できない方への対応をどういう観点からこの事業を展開していくのかという質問があったわけです。また、別の同僚議員からの質問の答弁の中に、地域共生社会を構築するんだ目指すんだという答弁がありました。

まさにそのものが記載されておりましたので紹介させていただきますけれども、通所型サービスBとは、高齢者を中心にしながらも、赤ちゃんからお年寄りまで誰もが「行きたいときに行くことができ、帰りたいときに帰れる」「何をしても自由にやりたいことが実現できる」居場所にしていくことが、地域での多様な繋がりを生み、共感が生まれ、気になる関係から助け合う関係に発展していく。受け身をつくらない、主体的な参加は「楽しい」場となり、結果、介護予防をはじめとした様々な効果が生まれる。それは地域共生社会に繋がる場となるという解説資料なんですね。となると、こういった資料を様々開いていきますと、福祉センターたるボランティアセンターまで町が送迎して実施する居場所づくり、通いの場というものが、本当の意味での通所型サービスBのあるべき姿なのかという疑問が非常に生じてくるということでの確認の質問をさせていただきます。

この状態を解決する方法は何かないものかということで、自分なりに悩んでおりました中で、いわゆる後期高齢者医療保険制度がある、お医者さんの世話にならなくてもいいように、なおかつ介護のお世話にならなくてもいいようにするには、町で実施している健康増進事業の中で今通所型サービスBで行っているような通いの場づくりと一緒に事業展開する。なおかつ、保健師を中心に事業を展開するわけですから、町の事業としての健康増進事業として展開していけば、介護保険料の引き上げに影響することなく、しかも効率的に展開できるのではないかと考えていたところに、5月15日の所管課研修においてみかわ健康プロジェクトという、まだ仮の名前ですと言いながら資料をいただいた、いわゆる国が令和2年から進めようとしていた高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、この資料を頂戴して、なんだ国の方ではきちんと前から考えていたのか。これを実践すれば何も悩む必要はなかったのではないかとこのころに考えが至ったわけです。

なぜ、敢えて令和4年度に今の通所型サービスBを立ち上げることに至ったのか。それを

後程この事業計画について決裁を押された副町長から考え方を伺いたいと思いますけれども、まず初めに、令和4年度通所型サービスBを創設して、にこにこメイトという任意団体に業務委託したという考え方と、業務委託料が令和5年度、昨年度が119万円、今年度、令和6年度は99万円の委託料が介護保険特別会計から支弁されることによって介護保険料に跳ね返りが生じているという中で、庄内の市町村の状況を確認しますと、同じ事業に対して鶴岡市では年間7万6,800円の補助です。酒田市でも送迎サービス込みで24万5,000円。庄内町、遊佐町も送迎サービス込みで年間上限が36万円。少し高いところで、南陽市では年間50万円が上限であるということの中で、本町の委託料が非常に突出した委託料になったということについての経過の説明をお願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） ただいまご質問にありました、よれちゃ家の設立の経緯と委託形式に至った経緯につきましては、健康福祉課長よりご答弁申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 何点かご質問がありましたので順にご説明してまいりたいと思います。まず、よれちゃ家を補助事業ではなく委託事業で実施する法的根拠からご説明したいと思います。地域支援事業実施要綱では原則補助による実施と定義されております。先程鈴木議員がおっしゃっていたとおりでございます。一方、介護予防日常生活支援総合事業のガイドラインでは、一般的なケースとしては考えてはいないが、委託形式をとることも可能ということで明記されております。このよれちゃ家を委託形式で実施するにあたっては、先程町長答弁にもあったように、県の方にも確認をして委託形式として実施したところです。県内でも少数ではありますが、委託形式で実施している市町村がございます。

また、よれちゃ家を補助事業ではなく委託事業で実施する理由ということでございますが、補助事業は町が目的としている成果や趣旨に沿った活動をしている団体への支援であり、事業の主体は団体になるかと思います。一方、委託事業は町が目的とする成果を仕様に基づき受託者が実施するものであり、事業の主体は町になると思います。そういった中で、なぜ委託で実施したのかという理由でございますが、1点目として基本チェックリスト、いわゆるフレイル予防の該当者に要介護予備群の方を対象にした地域包括支援センターがケアプランを作ることで介入し、健康管理を図ることができるということが1点メリットになります、理由になります。2点目として、住民主体型通所サービスBが初めての取り組みであり、ボランティア団体と連携して取り組む必要があったことというのが2点目の理由です。3点目として事業内容に関してもフレイル予防に取り組む方向性を町で示したかったことなどにより委託事業で取り組むこととしたところでございます。

その委託の金額の内容でどのように決めたかというようなお話でございましたが、まず補助事業で実施するにしても委託事業で実施するにしても特別会計の介護保険事業で実施することには変わりはありません。この委託金額については、にこにこメイトと毎年協議し、回数、内容、謝礼、事業費を積み上げ予算化しているところであります。また、にこにこメイトからは認知症ボランティアとしての誇りとやりがいを持っていただけるよう町としても

応援しております。今年度のよれちゃ家の委託金額は先程お話ありましたように99万円であります。年間44回開催することになっておりますが、割り返せば1回当たり2万2,500円であり、決して高い金額とは思っておりません。むしろ低額で実施できるのは、住民主体型で実施できるメリットだと私は思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今ご答弁いただいた内容に対してどうこうという反論はいたしませんけれども、先程紹介しました庄内の鶴岡市、酒田市、庄内町、遊佐町のいずれも週1回以上の開催が補助対象というような認定基準になっております。通所型サービスBというように認定するという基準につきましても、国が定めた基準があつて、その事業内容を実施しているものについては市町村判断で認定するわけですので、他の市町村の事業内容と何ら差異はないというように認識されるところです。

説明の中にもありましたが、フレイル状態にある方々につきましては、先程紹介しました高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、国が今進めている事業の中で、対象者としてフレイル状態にある者を対象にしているんです。こういった方々が、いわゆる通いの場に通って来られる方について常にチェックしながら然るべき医療機関に紹介するなり、そういった事業展開をなささいよという話ですので、課長が答弁した内容というのはすでに他の市町村も行っている、行っていないが認めている、補助を行っているけれども先程紹介したような金額にとどまっているということは承知しておいていただきながら、今後十分検討していただければと思います。

それで時間も限られておりますので、もう一つ確認したかったのが、なぜ副町長も、令和2年から国が示してきた高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行わなければならない、三川町も実施しなければならないということを認識しつつも、にこにこメイトへの委託について事業認可したという経過になるわけですが、不思議なのはその段階まで社会福祉協議会に委託事業として同じような住民主体の通いの場というものを委託事業として展開していたわけです。これを廃止してまでも今のにこにこメイトへの委託に切り替えなければならなかったという事情と考え方についてご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 一般介護予防教室ということで、令和3年まで元気教室、それから令和5年度までふれあい広場ということで事業を実施してまいりました。それぞれ回数が16回、12回、委託料としては64万4,000円、30万円ということで社会福祉協議会に委託をしまして実施してきました。この廃止の経緯といたしましては、まず元気教室に関しましては、80歳以上の要件、それから参加者の固定化、また協力してくれるボランティアの高齢化、それからそのボランティアの認知症への専門性がないということにより、内容がマンネリ化もしてきたことにより廃止という方向をとりました。また、ふれあい広場に関しましては参加者の固定化、それから参加者の減少、ボランティアの高齢化、また認知症への専門性がないという同様の内容等があり、令和5年度に廃止をしたところです。それ

ぞれボランティア団体の解散等もあり、先程お話をしたようにボランティア団体の高齢化も伴い、事業を実施することが困難になり廃止したという経緯でございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今答弁あった内容がいわゆる専門職が足りないという意味では、住民ボランティアだけでは本来あるべき通いの場の事業が展開できないという説明と受け取ったんですが、そういったところを解決するために令和2年に国から示されたこの計画が、通いの場に保健医療の視点から支援を積極的に加えることで充実した通いの場事業が活動できる。つまりは専門職である保健師を積極的に派遣して通いの場の活動内容を充実させろという方針だったのではないですか。その辺の考え方と併せて、これを保健師、健康係が所管する先程の同僚議員の質問の中でも紹介がありましたけれども、ころ（ぶ）な体操というものを町でも新たに考え出したと。人気のマイレージチャレンジ事業にも対象とするというようなことをまさに通いの場で一緒になって、保健師が一緒になって普及することによって町が目指すべき健康増進の町、それこそ高齢者福祉の町ということを新たな標題として看板として掲げることができたのではないかというように思うんですが、そういった国の制度の状況、それから町としての健康増進事業を展開しながら、なぜ通所型サービスBにこだわったのかというところについて、再度説明をお願いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） お話の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関してでございますが、これは高齢者の保健事業と介護予防事業を今までは別々に実施してきたため高齢者の健康状態や介護状況を総合的に把握することが難しく効果的支援ができなかった。そのため一体的に実施することということで、令和2年度から国の方は取り組むようにというような話ではありましたけれども、令和6年度まで取り組むことを目的にしております、本町では先程町長答弁にもありましたように体制を整え、令和6年度から実施を始めたところです。

実はこういった取り組みは本町では介護予防事業でまるっきり取り組んでこなかったわけではございません。今までも、保健師や地域包括支援センターの職員による出前講座、あるいは要望があれば県の消費者センターに繋ぎ、振り込め詐欺防止の講話をしていただいたり、様々なそういった高齢者の介護予防、あるいは要望に応じて、ニーズに応えた楽しい事業、参加しやすい事業ということで取り組んでまいりました。また、100歳体操のフォローアップ講座として訪問リハビリステーション「いでは」に委託し、年1回リハビリ専門職から講話をいただく場面も作ってまいりました。今回はこの国の政策を活用して、更に今までの活動の拡充、充実に努めてまいるといいますのでございます。

現在始まったばかりではありますが、100歳体操の場を活用した健康講話は非常に評判が良く、もっとこんな話も聞きたいというような話もすでにご覧いただけます。また、先程もお話をしましたが、体力測定を年2回実施することとしており、100歳体操の効果も目で見えるようにしていこうと取り組んでおります。今後とも、保健事業と介護予防の事業を一体的に実施する効果に期待しながら取り組みを図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の答弁をそのまま令和2年度、令和3年度の段階で具体的に実践するとなれば、決して通所型サービスBという選択肢ではなかったのではないかと、少なくとも通所型サービスBを選択したとしても、決して福祉センターだけにとどまる事業内容では収まらなかったのではないかなというところを感じつつ、これからの事業に期待するというところの中で時間も少なくなってきましたので、町長から今の質疑応答の内容をご確認いただけたと思いますので、コメント、考え方をお伺いしたいんですが、5月31日の山形新聞の社説に私が言わんとすることがそのままストレートに載っておりました。「高齢者の介護保険料、上昇を抑える改革進めよ」という見出しで載っておりまして、まさに高齢者医療と介護制度をどう連携していくのかというようなことが記事の中で記載されていたわけなんです、これからの三川町、今現在スタートしてしまった通所型サービスBという事業もあるわけですが、これからの三川町としてどのように考えていくべきなのか、町長が日頃お考えになっているところの所信をいただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 高齢化の進展に伴うやはり医療、福祉、介護、これらの負担というものは非常に大きくというようなことから、いかに元気な高齢者を維持、そして、それぞれがこの生きがいを持って生活をできるような施策展開ということが重要であるということは、鈴木議員が言われることと私も同感であります。

このような状況においては、先程も鈴木議員が厚生労働省、あるいは他の部門においては文部科学省、そういうような様々なこの霞が関の論理というような部分では、私も何度となく説明を受けることがございます。国で様々な施策展開というようなことが言われるわけですが、全国の都道府県市町村における様々な施策においては、地域事情というものも十分反映してくださいというのがよく出される意見であります。

そのこともあって、やはり国は今の現状において、例えば首都圏の高齢化率、地方の高齢化率、そのような部分をどう判断するかといった場合においては、とにかく中央の論理、そして平均というような数値の説明をされるというような状況からしますと、やはり地方の自治体においては、そういう方向に行かなければならないのかというような思いもいたす機会も中にはあります。

そういった部分で、確かに国の制度あるいは施策の中においてはそのような方向で進めているというものの、やはりこれは地方の事情に合った事業の取り組みということも理解していただかなければならないと思いますし、先程も健康福祉課長の説明のとおり、本町における高齢者の健康維持、増進のための介護保険事業における必要性ということで説明があったわけですので、その点についてはやはりお互いがこの事情にどう対応するかということからすれば、私は国に対してはよく言うことなんですが、地方の状況に合った施策、そしてもっと柔軟に対応できるような国のこれからの施策展開を期待するというようなことを言わせていただく機会があるんですが、そういった部分も含めて鈴木議員からはその辺りのご理解もいただきたいところですし、もし国がそのようにずっと言い続けるのであれば、そ

の方向をやはり市町村にしっかりと示していくということが重要ではないかというように感じたところでもありますので、そこのお互いの受けとめ方ということからすれば、やはりどうやったら今の現状に対応できるかという視点で考えていかなければならないのかなというように思います。

鈴木議員の言われるように、国が示すというのは確かに必要なわけでありますけれども、その辺りの地域事情というものを受けとめながら進めてもらいたいというのが、先程の質疑においての私の受けとめ方というようなことで発言をさせていただきました。

○議 長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。まさに最後のコメントをいただきました、その地域の実情事情に依拠しての行政展開が求められるということについては私も重々承知している中で、基本的な考え方という部分で、行政施策を展開するにあたっての基本的な考え方、基本ルールだけは逸脱すべきものではないという認識の中で、今現在の通所型サービス B は、はたしてマルだったのかサンカクなのかバツなのかというところを十分検討していただければという機会にしたいと思います。

といいますのは、また、さわやか財団の資料の紹介になるんですが、先程冒頭で紹介したことについての回答をもらったというその回答の中に、いわゆる今の通所型サービス B の問題についてですよ。当財団は、サービスではなく地域の住民主体の活動団体に柔軟に支援することが活動を広げる上で重要であると考えております。当財団は住民主体の助け合いある地域づくりを推進していますという表現はどこから来ているのかということのを少し考えてみますと、国が示している通所型サービス B と地域介護予防活動支援事業、いわゆる一般介護予防事業、これが先程来話をしています、これまで社会福祉協議会に委託していた事業の一般介護予防事業ということになるわけですが、通所型サービス B はあくまでもサービス事業に分類されるんです。行政がある程度介入できるのは一般介護予防事業ということで通いの場、本来の通いの場というのは、この一般介護予防事業の中に位置付けされているという形づくりができていものであるがゆえに、先程来言っている令和 2 年から国から示されている高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施事業を展開するにあたっては、通いの場合に対して、町の保健師なり専門職を派遣してフレイル状態にある方々をいち早く救済するというような取り組みを目指すべきところと考えられるということで紹介したいと思います。

これから介護保険事業については、様々展開が必要になってくるというわけでありますけれども、先程紹介しましたように、バスで福祉センターに送迎するというものではなくて、身近なところでみんなが気軽に集まってそれぞれ支え合えるというのが本当の居場所づくりであって、今現在行われている福祉センター、ボランティアセンターの中での事業を展開している通いの場が各町内会レベルまでどんどん広がっていただけることを期待すると同時に、ぜひ行政としてそういった誘導策というものを取り組んでいただきたいということを申し上げまして、本日の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、6 番、鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員）　以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会とします。

（午後　４時４４分）

令和6年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年6月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番	小野寺 正 樹 議員	2 番	佐 藤 栄 市 議員	3 番	小 林 茂 吉 議員
4 番	佐久間 千 佳 議員	5 番	砂 田 茂 議員	6 番	鈴 木 淳 士 議員
7 番	鈴 木 重 行 議員	8 番	成 田 光 雄 議員	9 番	町 野 昌 弘 議員
10 番	志 田 徳 久 議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	本 間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加 藤 善 幸	議 会 事 務 局 長	飯 鉢	凜 書	記
井 上 史 則	書	記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 6月7日（金） 午前9時30分開議

日程第	1	一般質問	1名
日程第	2	議第37号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第	3	議第38号	三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て
日程第	4	議第39号	消防積載車・小型動力ポンプ購入契約の締結につい て

○ 閉 会

○議 長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員）

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 町の将来人口について | 4月に人口戦略会議が2050年に消滅可能性がある自治体を発表し話題になった。それによると本町は該当しないが、本町の人口も年々少なくなっている現状だ。 |
| | 1. 本町の合計特殊出生率の現状と将来見通しについて町の見解を伺う。 |
| | 2. 本町でも少子化が進み、6年後児童数が極端に減少する小学校が出てきそうだが、町の見解を伺う。 |
| | 3. 若い人の町外流出が進み、各町内会役員のなり手不足の声が聞こえているが、町の見解を伺う。 |
| 2. 赤川河川緑地ふれあい広場（パルク赤川）の活用について | 町民が川と親しむ目的で、国と一緒に平成25年から10年で約3億4千万円かけて整備してきた広場だが、完成して2年、その効果が感じられない。 |
| | 1. この広場の利用実績と今後の活用方法を伺う。 |
| | 2. 移動式トイレの使いにくさも指摘されているが、町の見解を伺う。 |
| | 3. 国土交通省で毎年、全国の「かわまちづくり」事業で効果的な事例を「かわまち大賞」として表彰し、紹介している。パルク赤川も「大賞」を目指す考えがないか伺う。 |
| 3. 日本の通貨価値の変化による本町の産業への影響と対応について | ここ2年で急激に円安ドル高に進んでいる。為替は市場で決まるので今後の推移は分からない。また町がコントロール出来るものでもない。しかし今の水準は町の産業にも影響があると思われる。 |

1. 本町の農業・工業に及ぼす影響と町の対応を伺う。

令和6年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、第1問目の質問、町の将来人口について。

4月に人口戦略会議が2050年に消滅可能性がある自治体を発表し話題になりました。それによると本町は消滅可能性には該当しませんが、本町の人口も年々少なくなっている現状です。

そこで一つ、本町の合計特殊出生率の現状と将来見通しについて町の見解を伺います。

二つ目、本町でも少子化が進み、6年後の児童数が極端に減少する小学校が出てきそうなのですが、町の見解を伺います。

三つ目、若い人の町外流出が進み、各町内会役員のなり手不足の声が聞こえていますが、町の見解を伺います。

2問目、赤川河川緑地ふれあい広場（パーク赤川）の活用について伺います。

町民が川と親しむ目的で、国と一緒に平成25年から10年で約3億4,000万円かけて整備してきた広場ですが、完成して2年、その効果が感じられません。

そこで、この広場の利用実績と今後の活用方法を伺います。

二つ目、移動式トイレの使いにくさも指摘されていますが、町の見解を伺います。

三つ目、国土交通省で毎年、全国の「かわまちづくり」事業で効果的な事例を「かわまち大賞」として表彰し、紹介しています。パーク赤川も「大賞」を目指す考えがないか伺います。

最後の質問。日本の通貨価値の変化による本町の産業への影響と対応について伺います。

ここ2年で急激に円安ドル高に進んでいます。為替は市場で決まるもので今後の推移は分かりませんが、また町がコントロールできるものでもありません。しかし今の水準は町の産業にも影響があると思われます。

そこで、本町の農業・工業に及ぼす影響と町の対応を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の町の将来人口について、1点目の本町の合計特殊出生率に関するご質問であります。合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数であり、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した人口統計の指標であります。本町における合計特殊出生率は令和元年2.09人と、それまで長年2人台を維持しておりましたが、令和2年以降は2人を割る状況が続いているところであります。

この状況は、全国的なものであり、特に新型コロナウイルスの影響から妊娠を控える傾向が続いていたこともあり、2人を割る状況は、しばらく継続していくものと考えているところであります。

次に、2点目の児童数の減少に関するご質問であります。令和5年における日本の出生

数は過去最少であると公表されております。本町におきましても令和4年度、令和5年度に町で生まれた子どもの数は、2年度続けて50人を下回っている状況であります。特に東郷地区においては、2年度とも4人の出生にとどまっており、小学校の入学に際しては、学級編成にも影響が出てくるものと懸念しております。

次に、3点目の若い人の町外流出に関するご質問ですが、本町はもとより山形県全体としても、大学進学や就職を契機とした若者の県外流出が起きており、その対策が課題となっております。そのため、県では高校生を対象とした県内企業に関する情報提供やインターンシップ制度を実施するとともに、Uターン就職に向けた活動支援も行っております。本町においても県の事業を活用した奨学金返済の支援事業を実施しているところであり、引き続き、県と連携しながら町外流出対策を行ってまいりたいと考えております。

質問事項2の赤川河川緑地ふれあい広場の活用について、1点目の利用実績と今後の活用方法に関するご質問ですが、施設の利用実績として数値で把握している「かまど」の利用については、令和4年度は13件、令和5年度は22件ですが、それ以上にデイ・キャンプやバーベキューを楽しむなど、町内外の方々から自由にご利用いただき、休日には相応に賑わっていると感じており、利用者からも一定の評価をいただいているところであります。

また、社会教育事業においては、ざっこしめや赤川ウォークラリーの会場としても利用しており、今後も様々な機会を捉えて町の事業に活用するとともに、各種団体等からも利用していただけるよう継続的な周知に努めて利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の広場内のトイレに関するご質問ですが、河川占用許可の関係により固定式のトイレの設置が難しいことと併せ、この広場は月山ダムや荒沢ダムの放流量によっては浸水することから、以前より移動式トイレによる対応としてきたところであります。なお、令和5年度には洋式の簡易水洗トイレを1基追加したところであり、併せて段差対策として可搬式の手すりを設置するなど、利便性の向上に努めているところであります。

次に、3点目のかわまち大賞に関するご質問ですが、この大賞は、地域資源や創意に富んだ知恵を生かした「かわまちづくり」の中から、包括的な観点で他の模範となる先進的な取り組みを選定し、国土交通大臣が表彰するものであります。

表彰事例を見ますと、国が目指すかわまちづくりの理想形を具現化した高度な取り組みであると認識しているところであり、本町といたしましては、引き続き町内外の方々から親しまれる広場として、利用の促進に努めてまいりたいと考えているところであります。

質問事項3の為替の変動が本町の農業・工業に及ぼす影響と町の対応に関するご質問ですが、現在の円安傾向により、輸出関連及びインバウンドを主とした観光関係の事業者は、業績と国際競争力の上昇が見込まれますが、海外から輸入する原材料・原油、商品やサービスを消費する事業者は、価格の高騰に苦しんでいる状況にあります。

本町においては、輸出関連や観光関係の事業者と、海外からの輸入製品等を使用する事業者を比較した場合、後者が多数を占めるため、農業・工業に及ぼす影響としては、円安のデメリットの部分大きいものと認識しております。

ご質問にもありましたとおり、為替の変動は本町独自で対応できる状況にはありませんが、事業者支援、消費者支援につきまして、国等の動向を注視し、支援の方策等情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは1問目の質問からいきたいと思います。本町の合計特殊出生率が2.09と、これは令和元年ですかね。昨日テレビを見ていると東京が0.99になったと、全国的には平均が1.2というようになり落ちていくということでありましたけれども、本町の最近、一番新しい合計特殊出生率というのは把握されているのでしょうか、教えてください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 一昨日の報道で国の合計特殊出生率が発表になったところですが、まだ市町村ごとの合計特殊出生率、令和5年分は発表になっておりません。そのため、令和4年の合計特殊出生率をお話しますが、令和4年は1.50となっております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 相変わらず本町は数字でいくと全国平均に比べれば高いのかなと思っていますけれども、何せ分母が小さいものですから、少し下がるとすぐに人口が減ってくるというような現状にあるというように考えます。そこで人口問題は様々な角度から検討していかなければならないとは思いますが、私はやはり移住して本町の人口を上げるというのではなく、それだとやはり同じパイの奪い合いの中からというところで、三川町が増えればその分よそが減ってくるというところで、それはそれとして三川町に魅力があるというのであれば結構なんですけれども、そちらよりやはり子どもを多く生んでほしいとは思っております。

という意味で、昨日の同僚の質問にもありましたけれども、女性が生める年齢というのは大体決まってはいるわけでありますので、その辺の人口、本町の推移というものはどのようなになっているのでしょうか。合計特殊出生率でいくと15歳から49歳で、昨日の消滅可能性自治体を発表した人口戦略会議だと20歳から39歳という数字を使っているようなんですけれども、本町の子どもを生めそうだと、少し言葉遣いを気をつけないといけないのですけれども、その辺の本町の実態というのはどんな状況か教えてください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 令和6年3月31日現在の女性の人口でお話をさせていただきます。15歳から49歳が合計特殊出生率の対象年齢になるわけですが、そちらの人口をご報告いたします。横山地区で430人、東郷地区で297人、押切地区で428人、合計1,155人となっております。割合でお話しますと横山地区で37.2%、東郷地区で25.7%、押切地区で37.1%という形になっております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 次の質問になるんですけれども、この数字を見てもやはり東郷地区が少ないというような結果が出て今後も少なくなっていくのかなというように思います。それは次に置いておきまして、この年代がいかにか子どもを生んでいただけるかと、子どもがほしくなるような、そういうような政策を打っていくべきかなと思っております。どうしてもマスコミやそういう報道だと子どもにはお金がかかるとか大変だというような、どちらかと言うとネガティブな報道が多いかなというように思いますけれども、そういうネガティブなものでなく、子ども、赤ちゃんはかわいいと、ぜひほしいというような、自分も子ども、孫がいますけれどもめっこいし、かわいいです。よその子も寄って来られれば「かわいいね」というように思います。この子どもを生むということが本当に楽しいと、人生の中でも子どもと暮らす時間が大変いい時間だよというような前向きな報道がなかなか出てこないのではないかなと。

本町もそういう意味で子育て支援というところで様々な政策は打っていますけれども、それはそれとして子どもを生む、育てる段階におけるの障害というのは行政として手伝って排除していくようにするのはいいのですけれども、やはりもっと前向きにめっこいと、子どもと一緒に暮らす時間はいいんだと、子どもほしいねと、3人も4人もほしいねというような前向きな政策というものが必要なというように思いますけれども見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野議員の少子化という部分についての、非常に東郷地区の現状ということに対しての少子化の対策の重要性というのは私も認識は同じとするところであります。先日庄内開発協議会で内閣府の特命担当大臣の加藤鮎子大臣との要望の中においては子育て支援に対する経済的な支援ということと、やはり男女の出会い、そして結婚、そういう機会が重要なのではないかというお話もさせていただきました。更には女性がこれから子どもを生み育てるということにおいてはやはり一番は私はそれは国の責任でやるべきだということで町野議員と同じようなことを大臣にお話をしたところ、それは女性の立場からすれば生む、生まないということについては女性が決めることであって、それを周りでどうこう言うべきではないというような非常に厳しい指摘をいただきました。

やはり町野議員が言われるように生み育てやすい環境をどう整備していくかというのが国の子ども・子育て支援法が改正になったというような中におけるそれが本来の目的ですと言われるものですから、これはやはり我々男性と女性というそれぞれの尊厳あるいは尊重という部分を除いて生んでもらいたいとかそういったことは言えないというような状況になっているのかなということを感じたところであります。

特に庄内の2市3町でも女性の首長が2人と加藤大臣ですので、3対3でその話をしていきますと、やはり女性の立場というものは本当に理解をしていかなければならないなというところを非常に痛感して帰ってきたところでもあります。そういう面でこれから言われるようにいかに少子化の取り組みをするかといったら、やはり男女の出会いと子どもを生み育てやすい環境をどのようにして行政がどんな施策を講じていくかということになるのかなというように感じておりますので、これは今の状況の中においても今までも各地区のバランスと

というようなことを考えて様々な施策展開をしてまいりましたので、町野議員のネガティブな部分ではなくてもっとアクティブな施策の展開ということは当然考えていかなければならないというように思っているところであります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 生む、生まないは女性に権限があるというようなことでしたけれども、必ずしもそうでもないのかなと思いつつ、女性も子どもがほしいというように思える、2人3人ほしいというように思えるような政策が、やはりそういうような楽しい部分を町からも発信していったって、町内の女性の方から一緒に子どもがほしいという気持ちを持ってもらうような政策が必要かなというように思っております。

次に少し話にも出ましたが、東郷地区がだいぶ児童が減ってきております。先程の15歳から49歳の年齢の女性の割合も、やはり東郷地区が減ってきています。減ってきているというか少ないような状況であります。3校すべて同じバランスというのは難しいとは思いますが、以前押切小学校の方がこれからだんだん減っていくというようなことから、今のテオトルタウンの造成が計画され、今日に至ったという経緯があります。そういう意味からすれば、一応あのときは神花ニュータウンが花盛りでありましたので、そんな気持ちはなかったんですけども、今ここになると、やはりそのバランス的にいくと、バランスがいいというのが必ずしもいいとは思いませんけれども、それなりのバランスがあるというのは望ましいと自分は思っております。という意味からすると、東郷地区にこれから住宅を建てる環境を作って、若い人たちがより多く住んでいただけるような町として政策を打っていくべきかなというように思いますけれども、その辺の見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町としましては、これまでご質問にあったように3地区それぞれにおいて住宅開発を進めてきたところであります。現在、押切地区桜木住環境整備事業を実施しているわけでありまして、その他にも、町の土地開発公社では産業団地の開発という部分で、現在事業を行っているところであります。そういった事業を抱えている中でありますので、現時点で東郷地区への住環境整備というのは考えていないところではあります。が、やはり町の状況を考えると、将来的にはそういった政策はしなければならないものというようには認識しております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 現時点では考えていないということでありましたが、状況を見て考えていくということでした。また、イオン周辺はやはり他の人から見ても魅力的な場所かなというように思っております。ということで、国の農業政策で7年縛りというような開発には一定の縛りがあったかというように思いますけれども、町が計画的に進めれば、その辺の農地の縛りもある程度なくなるというように聞いておりますので、今後イオン周辺を含めて、ぜひ三川町の東郷地区にも若い人たちが住めるような環境を作ってほしいというように思っております。

次に、若い人の町外流出で町内会のなり手というのは、若い人がいても同じ状況が全国で

起きているようでありましたけれども、先程の答弁では県と一緒にあって取り組んでいくというようなことで、その成果というものはどのように捉えているのか教えてください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町長答弁にもあったように、県と連携をしながら事業展開をしているわけではありますが、人口の推移を見ますと、それらの事業の効果が現時点ではまだ明確には表れていないというところは認めるところであります。しかしながら、こういった政策につきましては、短期的に効果が出るものではないというようには認識しておりますので、継続的な事業実施は必要だというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 今現在成果があまり目に見えていないというところでありましたけれども、その原因というのはどこにあるのか。原因が分からなければ対策もできないし、とめることもできないというように思います。本町から若い人たちが出ていく、本町に限らないとは思いますが、本町も含めて、ここは三川町議会ですので、本町の話をしていただいても、若い人たちが出ていくというところの原因というのは、どのように見ているのか。原因が分からなければ対策できないと思いますので、その辺の見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 三川町だけでのそういった原因の分析というのは、特にしていないんですが、山形県内での部分とおおよそマッチするのではないかなというようには捉えております。県の方の実態調査におきましては、大学進学はやはり県内及び東北地方よりも首都圏での大学が多くありますし、自分が進みたい学部、学科なりがそちらの方に多いということから、やはり首都圏、県外の首都圏地方の大学に進むということが多くなっているとは感じております。更に大学卒業後就職という部分になりますと、特に県内に志望する仕事、職種があるかないかというのが、やはり学生にとっては大きな判断材料になるというところであり、実態調査ではそういった職業、仕事がないというのが戻ってこない理由となっているようであります。

逆に言えば、そういった職種があればUターンする可能性もあるというような分析もできるわけであります。また、給料、福利厚生そういった部分についても、学生はシビアに考えているようでありますので、こういった部分、自治体でどうこうできるわけではないんですが、民間企業を含め地域全体でのそういった処遇改善というのを進めていくことが、若者の定住、Uターンに結びつくものというようには認識しております。更には子育て環境という部分については、現時点で都会より地方の方が進んでいるといたしますか、有利な部分もあるとは思いますが、そういったメリットは更に整備しつつ、先程申し上げたようなデメリットといたしますか、そういった部分は改善しながらということを進めていきたいというようには感じております。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 三川町単独では調査していないけれども、県の動向を見ると、大学は今作れといってもそんな簡単にできるわけではないので、今話をしてもしょうがないと。

大学は都会に行ってもらって、自分の勉強したいもの進みたいものにトライしてもらおうと。その後帰ってくるといいうときに自分に合った会社がないと、給料が低いというようなことで、どうしても他力本願というか、無ければ自分でそういう会社を作ればいいのではないですかと、そういう自分のやりたいことというのは、地方に行っても今インターネットの時代でありますので、そういうようなところでチャンスはあるというように思います。行く会社がないから行けないなんて、そういうものではなくて、やはり自分からトライして地元に戻ってやろうと。

また子育てにとっては都会よりは有利な面は多くあるわけですので、その辺を生かしてチャレンジする若い人たちを町が補助するとか、積極的に呼び込んで来てもらおうと。三川町出身でなくてもいいです、よその出身でもいいですので、三川町に来ればそういう新しい、自分の行いたいことを行う環境が整っているんだというようなところを政策として持って呼び込もうというような政策がいいのかなというように思いますけれども、その辺見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今ご質問にあったように、若者が自分で業を起こす、起業するという部分については全国での事例があります。そういった中で、今東北公益文科大学におきましても業を起こすというような事業を行っており、そういった学生、若い人たちが新たに起業するという部分を大学側でも支援をしているところであります。こういった行動が更に広がってくれば、若い人たちも参考とし、そういった風潮が生まれてくるということ进行期待しているところでありますので、その中で各自治体が何か支援できることがあれば、そういった部分も検討していきたいというようには考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） ぜひ検討してもらって。それともう一つ自分が思っている中に、やはりこの三川町というのは協働の町ということで、住民が様々行って、担って、自分たちの町をつくっていくというようなところがありますけれども、これは大変自分のことを自分で行くと、自助という意味では、防災の面でも大切なものではありますけれども、その中には三川町に来るとそういうのが面倒くさいと、都会にはそういうものはないとそれも一つやはり町から若い人たちが流出する要因の一つかなと自分は思っているところであります。この辺三川町の自助という意味での協働の町のあり方も少しずつ、行わなければならないことは行わなければいけないけれども、行わなくていいというようなところは少しずつ削ぎ落としていって、みんなが楽に暮らせるような町がいいのではないかなというように思いますけれども、その協働の町についての考え方、見解をお願いします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 三川町は協働のまちづくりということで事業を進め、相当年数が経ってきております。やはり現在、各行政が行う分野というのが日本全国ある程度広がってきており、なかなかすべて行政ができることではないというそういった観点から、自助・共助・公助というような観点を、このまちづくりの上でもポイントとしているところで

あります。今言われたようにコミュニティである町内会ですとか、そういった部分についてはやはり住んでいる方々、自らが考えて住みよい環境を作ってもらおうというのが大前提であり、そこでどうしてもできない部分については、行政が支援をするという形であろうというように思います。確かに今人が減ることによって、各町内会の役員なり、各種団体の代表なり、そういった部分が負担に感じているという部分はある程度理解はできるものの、やはり自分たちのコミュニティなり、そういった組織は自分たちである程度継続といいますか存続していかなければならないという意識付けも非常に大切だと思いますので、そういった部分の広報活動も今後しなければならないというようには感じております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） そうですね。やはり人口が減ってきている割に、町内会や地元、コミュニティに対する役割が人口に比例して減っていかないというところで、やはり重荷になってきているのかなというように思いますので、行わなければいけないこと、もう行わなくてもいいことというか、その辺の見極めというのは、なかなか自分たちでこれをやめようというのはできないというような三川町の町民の気質にあるというように自分は感じているので、町の方からも少しずつこの辺は自由でいいですよというようなところで、少しずつそぎ落としていくような政策が、指導と言うかそういう提案がいいのかなというように思いますけれども、そこでもう一回見解を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 新型コロナウイルスの感染拡大によって、やはり人々の考え方というのが様々変わってきているという部分は実感しております。コロナ禍を経て、やはりそれぞれの組織及びコミュニティのあり方も少し変わりつつあるという部分はありますので、そういった部分、行政としてどこが不要でどこは残さなければならないかという部分は見極めなければならないというようには感じております。

一方、自治であるコミュニティの部分、町内会につきましては、町ではコミュニティ活動支援員派遣事業というのがありますので、各町内会で課題となっていることがありましたら、町の職員なり、適切な人材を派遣しながら、町内会のあるべき姿、こういった解決方法があるのかという部分、解決策まではいかないのかもしれませんが、アドバイスなり助言というのできるかもしれませんので、こういった事業を活用していただきたいというように感じております。

○議 長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 続きまして、かわまちづくりの方に行きたいと思います。先程町長答弁では、令和4年が13件、令和5年に22件の利用の実態があったという報告でありました。それ以外にもかまどを使わないフリーで遊べる部分もあるんだなというように思って、私もあそこを通るたびに、ああいるなとは思ってはいますけれども、とても当初町が目指した川と親しむというよりは公園として、ただの広場として使っているのではないかなというように思います。

先程もありましたけれども、普通の公園であれば広場というところで、いざとなれば災害

のときの避難所にもなるんですけれども、あそこは何せ川でありますので避難所にもならないと。川でも遊ばないと、何か少し中途半端な公園かなというように思っております。先程答弁では、賑わいはある程度あると感じているということでありましたけれども、その辺私と意見が違ふようであります。賑わいがあると本当に思っていると言うと失礼なことですが、足りないものはないのかというところで見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 水に親しむという部分につきまして、おっしゃるとおり親水空間としての機能は十分に発揮できていると言われると、なかなか厳しいところはあるのかなとは認識はしております。やはり、その庄内一円、自然環境が非常に豊かという背景がございまして、海がある、あるいは河口、例えば酒田市とか鶴岡市、海辺、あるいは近くの川辺とか、そういったところすでに先行してそういった施設が整備されているというのももちろん背景にあるのかなと。

あとは年代的なお話をすると少し失礼になるのかもしれないんですけれども、やはり今の50代よりも下の人間については、その川で遊ぶという感覚があまりないのが一般的のかなというように思います。これが例えば70代とかそれくらいのご年配の方々ですと、学生時代プールがなくてよく赤川で泳いだものだとか、昔話をお聞かせいただくことが多々あるわけですが、やはりその川に対する認識というのが、少し年代層によってその感覚が違ふのかなというところ、更に言うところ川ですので、特に赤川の今の本町の中流域、川辺になかなか近づきにくい。船着き場はございますけれども、やはり水位が時期によって異なりますし、残念ながら浸水があった後に、毎回浚渫するとかということまではなかなか行き着かないというところもありまして、一般的な例えば今の若い親世代あるいは小さいお子さまをお持ちの方々ですと、やはりその近くで遊ばせるというのは、なかなか抵抗があるのかなと。

先程町長答弁の中でもお話させてもらいました、かわまち大賞に少し触れさせていただきますと、先行事例というか表彰事例を見ますと非常に美しい、風光明媚と言っていきたいくらい美しいところで水辺に親しめる空間ということで、非常にすばらしい取り組みだなということで、私も拝見させてもらっているんですけれども、それを今の本町の赤川、それなりに流量、流速もある赤川で同じレベルというのは、なかなか少し厳しいのかなというのが現状だというように認識はしております。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） かわまち大賞までいきましたので、そちらからいってもいいんですけれども、やはり今おっしゃったとおり年代によって川に対する考え方が違ふというのはおっしゃるとおりだと思います。しかし、このかわまちづくりとして3億4,000万円ほどかけたこの意味というのは、三川町の中心を流れる赤川、これを負の遺産とするのではなく、それを利用して町民が使えるようにしようというような目的だったというように思います。平成28年の資料にも町の中心を流れる赤川は古くから恩恵をもたらし云々と書いてあって、やはりこの目的というのはそういう川に親しむようにする目的があったというように思われ

ます。

それで今言われたとおり、年代が違うからしょうがないではなくて、そういう人たちにいかに川に親しんでもらうか、その策は何か考えてきたんでしょうか。年代が違うからしょうがない、他も見ただけでもしょうがない、そういうしょうがないでなくて当初の目的があったわけですので、それにいかに若い人たちも含めて今の人たちが川、とてもいいですよ、私も質問したので、この間見に行ってきたら船着き場よりも青龍寺川の方に階段状になって、青龍寺川の浅いところにカモが泳いでいました。とてもいい。あれだったら私も靴を脱いで入ってみようかなと思ったくらいです。そういうように仕向け方が全然自分としてはなっていないなというようなところで、もう1回、最初の目的を、公園を造った目的を思い出して、そこに町民がまた町外から来た方もいいですけれども、川と親しむ政策、策は練っていかなければならないのかなというように思いますけれども、見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 3億4,000万円の投資に対するその効果という意味で、やはり有効に活用していかなければならないという趣旨のご質問かと思えます。町野議員おっしゃるとおりで、そこは私も認識を同じとさせてもらっております。そのやり方については役場の中でも様々話をさせてもらっているところでして、今後も知恵を出しながら、当然予算、お金も絡む話ですので、できる範囲というのは当然限りはあるかとは思いますが、できるだけその整備の目的に沿った形で活用を引き続き考えていきたいというようには考えております。

あと、もう1点少し補足的なお話になるんですが、これは副次的な話にはなるんですけれども、やはりかわまちづくりということで3億4,000万円の約半分、国から補助をいただいて整備させていただいておりますけれども、これは副次的な効果といったら語弊があるかもしれないですけれども、赤川というその河川の特徴を考えたときに、やはり皆さんご存知のとおり、一級河川にしたら延長が短い川であって、なおかつ非常に流れが速い勾配が急な川という性質もある以上、浸水というか洪水リスクが一定ある河川というように私どもは考えております。

その中で、赤川本線と青龍寺川が合流する部分、いわゆるその川の断面が変わる場所というところで、いかにその河川の堤外地、要は堤防の中ですけれども、その流下能力を確保するかというそういった河川としての機能としての必要とされる部分がございます。こちらにつきましても、ちょうど青龍寺川から下流側、できるだけ河川としての流量を確保したいところにああいった形で樹木とか、そういった流下に支障になるもの、そういったものがない高水敷、堤防の高いところですが、そういったところを確保できたというのは、かわまちで国からお金をいただきながら、なおかつ町民あるいは広く皆さんから使っていただける広場を整備したことプラス町としての治水的な機能、そういったものを確保できたというのは、これはかわまちの本来の目的とは直接的には関係しないと言ってしまえば語弊がありますけれども、こういった形で整備したことによって、そういった町の浸水リスクを下げることもできたのではないかなというのは、これは非常に今大きな成果ではないかなというよ

うに捉えております。

ですので、その大きな額の投資ではありましたが、それに見合った利益としてはなかなか見えにくいところではあるんですけども、一定数町として得ることができたのではないかなという評価も、そういった側面もあるのかなというように捉えているところです。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 様々難しいというようなどころではあるとは思いますが、やはり当初の目的を忘れず、いかに利用してもらうかというところだと思います。それで先程答弁にあった移動式トイレ、これは固定式はできないというのは重々知っております。私も見に行ってみいました。先程手すりを設置したというところでありましたが、手すりというよりもアルミの台を置いて手を支える、アルミの台ですので重さもないので、少し寄りかかったらアルミの台ごと転んでしまうような手すりかなというように自分は思いました。

移動式という制限があるので、できれば下にキャスター付きのスロープで手すり付きで何かあったらやはり移動できるような、もう少し、さすが役人だなと思いました。あれをつけたからいいと、とても入りたいとは思わないし、安心して利用できるようなには思いません。取ってつけてあそこに置いておいたというような感じであります。この辺のアイデアというか工夫はできなかったのでしょうか。トイレの手すりの件。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 私もその現状というか昨年度設置しておりますので、それについては様々中では話はさせてもらっていたところです。今、町野議員おっしゃるように、なかなか機能としてどうなのかなという側面も感じるころもございますので、これについては善処しなければならぬかなということで、課題として捉えているところということでご了解いただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それともう一つ、かわまちづくりで先程他も見に行ったということでありましたが、私もここ少ない時間でありましたが、新潟県、宮城県二つ、青森県、盛岡市と3ヵ所現場を見に行きました。日曜日に行ったときには本当に海も見えて、広々として若い人たちご年配の方すべて楽しんで川と親しんでいたというように思われます。というところで、あれをすべて持ってきなさいとは言いませんけれども、やはりその川と親しむ、川に別に入らなくとも見るだけでもいいと思います。あの広場からはとても支障木があつて水面が見えません。というところで、こちらの堤防の青山の方に行くと広場というか、盛土したポンプ場があったところがあるかと思いますけれども、あの辺に仮設のカフェとか今のコンテナとかありますので、ああいうのを置いて人が集まるようなそういう工夫が必要かなというように思いますけれども、すみません短くお願いします。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） なかなか今この場でできる、できないというお話には少しなり得ないのかなと思うので、申し訳ございませんけれども、ご意見としてこの場でお聞か

せいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは最後に円安ドル高であります。本町に及ぼす影響ということで、デメリットが大きいのかなというような答弁でありました。これも考え方一つであります。私はこれはチャンスかなというように思っております。というのは、直接ここには関係ないとは思いますが、経済でありますので、いずれ他から回ってくると思っておりますけれども、今円安の影響で外国人労働者、これが日本で働いて円で母国に自分の国にお金を送ろうとすると円が安いのでお金にならないというところで、その外国人労働者が次々とよその国に働きに行っていると、流出しているというような状況だと聞いております。

というのは、やはり農家も様々な作物がありますけれども、葉物に関してはやはり人手がかかるというところで、他県では外国人労働者がかなりの戦力となって今の値段を維持している。それが今、だんだん維持できなくなってきたというところで、本町にも少しチャンスが来るのではないかなと。また米も円安だけではありませんけれども、昨年の夏の猛暑によって数量が少なくなって、在庫が減っているということで、若干今ある在庫分が上がりつつあるというようなことでありました。やはりこの円安というのは確かにその燃料だとか、飼料の外国から輸入するものは高くなるけれども、国内需要が国内のものをを使うと、小麦もコンビニでパンを買うと前は外国産の小麦だけでも、シールが貼ってあって「国内産小麦を使っています」みたいな、国内の需要が進んでいるというように思います。この辺チャンスとして捉えるべきかなと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問いただいた件につきまして、ご指摘いただいた部分につきましては一応納得できる場所がございます。ただ、ご質問の中にもございましたが、メリットとデメリットというものはこれは表裏一体でございまして、現在のデメリットの部分がメリットになる、あるいは現在のメリットの部分がデメリットになるという部分の将来の見通しが必要であろうというように考えます。そのときの当然メリットを追求するという姿勢は必要であろうかと思いますがそのために投資をする、あるいは様々な機材の整備をするということが、将来的にもメリットとして残るのか、どの時点でデメリットになって、その回収といいますか利益が確保できるのかという部分を勘案しながら、将来的な経済見通しを立てる必要があらうかというように考えてございます。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 確におっしゃったとおり相場でありますので、水物で、明日また円高になるかもしれませんし、それに対して様々設備投資したりするというのは危険はあります。それはどう読むかであります。私の意見を言わせてもらえば、しばらく続くのではないかなというように自分は思っておりますけれども、そうとらない方もおるかというように思います。そういうようなところで、農家の人たちにもデメリットだけではなくてメリットがあるんだよというような情報は発信していくべきかなというように思っています。また、後押ししてもいいとは思いますが、米に関して見れば今アメリカの方でおにぎりがだ

いぶ流行っていると、前は寿司でありましたけれども、米のおにぎりが流行っているといううわさもただのうわさでもない、それなりに需要があるというように自分は捉えていましたけれども、この辺にもやはりこのパック詰めをやりながら、輸出にとっては円安はメリットなわけでありますので、米の輸出は米の粒ではなくて、ご飯として輸出して付加価値をつけて儲けるというような手法もあろうかと思います。というような私の意見を言わせてもらって一般質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時29分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午前11時00分)

日程第2、議第37号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第37号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、運営規程の概要等重要事項について、書面掲示に加えインターネットを利用して閲覧できるようにしたこと及び電磁的記録媒体については、その種類を特定しないこととするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 簡単に数点お伺いしたいと思います。新旧対照表を見ますと、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担、その他利用申込者の特定教育保育施設の選択に資すると認められる重要事項をインターネット上に掲示するという理解でよろしかったのか。今現在どの範囲で掲示しているのか、その点1点お伺いしたいと思います。

最後、先程提案理由にありました、媒体を特定せずに掲示するというような提案理由だったかと思われませんが、その辺について再度詳細について説明いただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまご質問いただきましたことではありますけれども、インターネットでの掲示等ということですが、保育園とか認定こども園にホームページがそれぞれあります。その中で重要事項、入園にあたって選択となるような部分につきまして、掲示されているところでございます。その内容を今現在掲示していることもインターネットでもできるように改正した部分であります。

あともう一つ、媒体についてでございますけれども、CD-ROMと表現されておりますが、現

在それだけではなくて、様々な媒体があるということで、何でもいいということでの電磁的記録を残すということでの改正となっております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 現在行っていることは、敢えてこの条文を改正することによって起こる影響といたしますか、その辺はどのような形に考えているのか。また、職員の勤務の体制等に関して、例えば個人情報の保護の観点とか、その辺の配慮というのは変わりなく改正後も行われるのかどうかその辺を確認させてください。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子子育て支援室長） 個人情報保護法の関係ですけれども、入園にあたりまして同意書という形をとっている園がほとんどでございます。その範囲内での活用をしている状況でございますので、影響はないものと考えております。

また、今回掲示することによっての影響ということですが、保育園、認定こども園の入園にあたりましては、町の方で入園に、希望に沿った形で調整という形をとっております。希望したところに必ず入れるわけではございませんけれども、その希望するにあたっての園の詳細を聞くという形で使っているものと認識しているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 議第37号についてですけれども、提案理由の中に母体保護法施行規則等の一部というような記述がされておりますけれども、この母体保護法というのは私も何十年やっていますけれども、あまり出てこなかったなと私は記憶しておりますけれども、この母体保護法施行規則等というのは、主にどういう中身になっているのか。分かる範囲で結構ですので、説明願えればと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子子育て支援室長） 今回の改正にあたりましては母体保護法施行規則等の一部改正ということでありまして、母体保護法自体につきましては、女性の母体の保護という部分でありますけれども、今回はそちらの法律というよりも、この中で四つほど一緒に改正されております。一つ目が母体保護法施行規則の一部改正。もう一つが今回こちらの方で改正いたしました特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正。もう一つが子ども・子育て支援法施行規則の一部改正。更に内閣府の所管するこども家庭関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則。これを一緒に改正したものの全体として、母体保護法という表現で改正とさせていただいたところでございます。

○議長（志田徳久議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 四つほどあって、その中の一つにも母体保護法があると。そういうことで、これを一連で改正していると。そういう解釈でよろしいわけですが、この条例を改正する意義というものは特にどこにあるのか。その辺もし分かれば。これは四つほど改正なるようですが、一番大きな意義というのはどの辺になるのか、少し説明願えればと思います。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 今回の改正の大きなものにつきましては、四つとも電磁的記録媒体、こちらの方の改正を伴うものの四つを一緒に改正したものでございます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第37号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第37号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第3、議第38号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第38号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準を見直すものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 保育士の配置基準の見直しということで、よりきめ細やかな対応になるためにこういった人数設定にされているのかなと思われそうですが、まずは本町における現状、何人に一人の状態になっているのかお伺いします。それぞれの数値、3歳以上4歳未満でしたり、4歳以上の数値に関して数値を説明いただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 今回の改正にあたりましては、家庭的保育事業所とか小規模保育所この規程に該当する施設は現在町の方にはございません。ただ、みかわ保育園・

幼稚園につきましては、担任と副担任制をとっておりますので、すぐ出てこないんですけれども、現在4、5歳児が54名おるんですけれども、こちらの方に保育士含めまして6名ほどの配置をいたしているところでございますし、3歳児につきましては現在28人ですけれども、3名配置して保育をいたしているところでございます。また、いこの保育園やりっしょう子ども園につきましても、担任1人ということはありませんので、それ以上の配置をなされているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 1点だけお聞きしたいんですけれども、新旧対照表の方を見ますと、「おおむね何人」といった部分の言葉がございます。これに関しましては、法律的用語なのかなと解釈しておりますけれども、概ねの意味を調べてみますと、おおよそ、大体、あらましといった言葉が出てまいりました。なかなか事例集を見ても、人に対しておおよそとかといった部分がなかったように見受けられたんですけれども、それに関してですけれども、概ねといった部分の中で少ない人数に関しては十分それはいいんでしょうけれども、人数を超えた場合のこの概ねの基準の範囲といいましょうか、その辺に関して分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子子育て支援室長） ただいまの議員おっしゃるとおり、概ねにつきましては、一般的に8割から9割を指すと言われていたようです。同じように捉えまして、8割から9割ですので、2割増しまでの人数は大丈夫ではないかなと捉えておりますけれども、人数といますよりは、実際に安全に見守れる範囲ということで考えておりますし、先程の4番の佐久間議員の質問でもお答えしたとおり、それ以上の人数を配置して、現在は保育しているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第38号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第38号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第4、議第39号「消防積載車・小型動力ポンプ購入契約の締結について」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第39号「消防積載車・小型動力ポンプ購入契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る4月30日、指名競争入札を行い、指名5業者による入札の結果、「株式会社 大滝商会」が988万9,000円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 所管の課長より説明を求めます。

高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 去る4月30日に執行しました、消防積載車・小型動力ポンプ購入契約の入札執行状況等について、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、近隣市町で車両及び消防防災機器取扱い業者6社を指名しましたが、そのうち1業者から辞退の申し出があり、5業者による入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格915万3,400円で設定し、入札執行の結果、1回目で「株式会社 大滝商会」が899万円、税込み価格988万9,000円で落札いたしましたものであります。

なお、納入期限につきましては、令和7年3月14日までといたしているところであります。

以上であります。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今回の入札において、消防積載車と小型動力ポンプ購入ということで、それぞれの入札価格の説明はいただけますでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 仕様書においては一式での金額の入札となっておりますので、それぞれということではございません。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の質問に関係しますが、たぶん入札予定価格の設定については当局の方でそれぞれ分割した形で設定しているものと思われますので、その設定価格だけでも教えていただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 予定価格につきましては、税抜きになりますけれども、915万

3,400 円であります。両方合わせての価格になります。

○議 長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 両方合わせて予定価格設定というのは分かるんですが、その設定価格に至るまでの間にそれぞれ積載車の価格、それからポンプの購入価格というものが基準的な一般の販売価格、市販価格があるわけですので、当局で予定価格 915 万 3,400 円の設定に至るまでの経過の中で、それぞれの単価等を開示していただきたいという質問なんですが、いかがでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 参考見積等を徴する中では、それぞれの金額というのはあったかと思いますが、手元に資料はございませんので、追ってお示しさせていただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第 39 号「消防積載車・小型動力ポンプ購入契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第 39 号「消防積載車・小型動力ポンプ購入契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和 6 年第 3 回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前 11 時 22 分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、
ここに署名する。

令和6年6月7日

三 川 町 議 会 議 長

三川町議会議員 8 番

三川町議会議員 2 番